

21 日 獣 発 第 74 号
平成 21 年 6 月 8 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成 20 年法律第 83 号。以下「法」という。)が制定されたこと等については、日本獣医師会雑誌(61 巻 9 号、同 10 号)及び本会ホームページ等により内容掲載の上、通知したところですが、本年 6 月 1 日に法及び関係政省令が施行されたことに伴い、平成 21 年 5 月 29 日付け 21 消安第 2236 号、環自総発第 090529009 号をもって、農林水産省消費・安全局長及び環境省自然環境局長から別添写しのとおり通知があったので貴会関係者への周知方お願いします。

なお、法の施行に当たっての獣医師の果たすべき役割と動物診療提供等に当たっての留意事項については、別途事務連絡等により通知することとしておりますが、法において愛がん動物用飼料とは、愛がん動物の栄養に供することを目的として使用される物と定義されており(法第 2 条第 2 項)、薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)に規定する動物用医薬品等は該当しませんが、いわゆる「療法食」や「サプリメント」等については、愛がん動物(犬および猫)の栄養に供することを目的とする限りにおいては愛がん動物用飼料として、これらの製造、輸入又は販売を行う場合については、獣医師が行う場合であっても規制の対象となりますので留意いただきたくお願いします。

注) 本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載したことを申し添えます。

写

21消安第2236号
環自総発第090529009号
平成21年5月29日

関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（平成20年法律第83号。以下「法」という。）が制定され、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令」（平成20年政令第366号。以下「令」という。）、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則」（平成21年農林水産省令・環境省令第2号。以下「規則」という。）、「愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令」（平成21年農林水産省令・環境省令第1号。以下「成分規格等省令」という。）、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第13条の規定による立入検査等及び報告に関する省令」（平成21年農林水産省令第31号。以下「センター省令」という。）、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成21年農林水産省令・環境省令第3号。以下「情報通信技術省令」という。）、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第16条第1項の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令」（平成21年農林水産省令第32号。以下「農政局長委任省令」という。）及び「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第16条第2項の規定により地方環境事務局長に委任する権限を定める省令」（平成21年環境省令第5号。以下「環境事務局長委任省令」という。）とともに、平成21年6月1日から施行されるところである。

これらの法令に基づく新たな制度の趣旨にかんがみ、法施行事務について下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、事務の参考とされたい。また、本通知について、貴会傘下の会員(組合員)に対し、周知をお願いします。

記

第1 法制定の趣旨

- 1 愛がん動物の数が年々増加する中で、諸外国においては、飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康被害が生じたとする報告例が増加し、海外においては、愛がん動物用飼料メーカーによる大規模な製品回収がなされる事例も発生している。
- 2 我が国においても、愛がん動物用飼料の安全性の確保は、その市場の拡大に伴い、大きな課題となっていたが、これまでは規制手段がなかったため、原因解明、問題の解決について愛がん動物用飼料業界の自主的取組に委ねるしかなく、緊急に実効性のある対策が打てない状況にあった。したがって、諸外国で起きた飼料が原因となる愛がん動物の被害は、そのまま日本にも起こりうる状況となっていた。
- 3 このため、農林水産省と環境省は共同して、ペットフードの安全確保に関する研究会を立ち上げ、この中で、愛がん動物用飼料の安全確保の現状、安全確保のための制度的対応の必要性等について議論が行われた。その結果、製造、輸入及び販売の各段階において、必要な法規制を導入すべきであるとの提言がなされ、また、愛がん動物用飼料の安全に対する国民意識調査においても、愛がん動物用飼料に対する規制を支持する結果となったことから、愛がん動物用飼料の安全性を確保するための新法として、本法を制定することとなった。

第2 目的及び定義等

1 目的

この法律は、諸外国において飼料が原因となった愛がん動物の被害が生じていることを踏まえ、愛がん動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の基準の設定等を行うことにより、愛がん動物用飼料の製造、輸入及び販売を規制することとしている。このような規制措置により、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とする（法第1条）。

2 愛がん動物

愛がん動物とは、愛がんすることを目的として飼養される動物であって政令で定めるものと定義されている（法第2条第1項）。愛がん動物用飼料の安全性の確保の見地からの規制措置の必要性との関係から、愛がん動物用飼料の出荷量に占める種類別の割合などを踏まえて、犬及び猫が定められている（令第1条）。

3 愛がん動物用飼料

愛がん動物用飼料とは、愛がん動物の栄養に供することを目的として使用される物と定義されている（法第2条第2項）。このような目的として使用される愛がん動物用のミネラルウォーター、生肉、スナック、ガム、サプリメント等も、愛がん動物用飼料に含まれる。ただし、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品又は同条第2項に規定する医薬部外品であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに該当するもの（動物用医薬品等）については、本法の対象にならない。一方、愛がん動物が口にする可能性のあるものであっても、おもちや、愛がん動物用飼料の容器等は、栄養に供するものではないことから、愛がん動物用飼料には含まれない。

4 製造業者、輸入業者及び販売業者

- (1) 製造業者とは、愛がん動物用飼料の製造（配合及び加工を含む。）を業とする者と定義されている（法第2条第3項）。「配合及び加工を含む。」とは、原材料から最終製品に加工し、販売用の容器（袋、缶詰、レトルトパウチなど）に中身を入れる工程をいう。したがって、製造又は輸入された愛がん動物用飼料を開封し、小容量製品など別の愛がん動物用飼料とするための包装作業（小分けなど）も含まれる。
- (2) 輸入業者とは、愛がん動物用飼料の輸入を業とする者と定義されている（法第2条第3項）。輸入とは、関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1号に規定する輸入すなわち外国から本邦に到着した貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることを意味する。
- (3) 販売業者とは、愛がん動物用飼料の販売を業とする者で製造業者及び輸入業者以外のもので定義されている（法第2条第3項）。販売を業とする者とは、売ることによって対価を得て他人にある財産権を移転することを業とする者であり、無償での配布のような行為のみを行う者は含んでいない。
- (4) なお、業とするとは、ある者が一定の行為（製造、輸入又は販売）を反復継続する意思を持って行うことを意味しており、営利を目的とすることを要しない。また、個人又は法人の別を問わない。

5 事業者の責務

本法律は、愛がん動物の健康の保護を図るため、愛がん動物用飼料の製造業者等の事業者に対して規制を行うものであるが、製品の安全性を真に確保するためには、事業者が定められた規制を単に最低限のものとして遵守していくといった消極的なものでは不十分であり、事業者自らが常に安全性の確保に自覚と責任をもって迅速かつ積極的に取り組むことで安全性の確保を図っていくことが重要であって、その安全性の確保の第一義的な責任は事業者にあることを規定している（法第3条）。

したがって、愛がん動物用飼料は、製造等の段階で危険な物が生じないように十分な知識及び技術の下、安全な原材料により製造等を行うこと、万が一、危険な愛がん動物用飼料が流通した場合、愛がん動物の健康が害されることを防止するため、一刻も早く回収等を行うことが重要である。

これらの措置は、事業者が講ずるべき措置の代表例であり、どのような措置を講ずるかは、事業者の事業内容等により異なることから、基本的には、各事業者の自主的な判断により実施されるべきものである。また、これらの措置以外の措置を講じなくてもよいという趣旨ではない。

6 国の責務

愛がん動物用飼料の安全性の確保は、事業者自らが積極的に安全の確保を図っていくことが重要であるが、国においても、必要な情報の収集、整理、分析及び提供を図るよう努めることとされている（法第4条）。

我が国ではこれまで愛がん動物用飼料の規制等を行っていないため、国内における愛がん動物用飼料の製造や流通の実態、愛がん動物用飼料に起因する事故等について、情報の収集等が十分になされなかったが、本法律の円滑な実施のためには、国が積極的に国内外の情報の収集、整理及び分析を行い、これらの情報を製造業者、輸入業者及び販売業者並びに飼養者たる国民に提供する必要がある。

第3 愛がん動物用飼料の製造等に関する規制

1 基準及び規格の設定等について

基準及び規格の制度は、愛がん動物用飼料の安全性の確保のための根幹となるものであり、農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止する見地から、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて、愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示につき基準を定め、又は愛がん動物用飼料の成分につき規格を定めることができることとされている（法第5条）。

愛がん動物用飼料の安全性を確保するためには、まず、製造業者、輸入業者及び販売業者により、成分規格等省令において定められた基準及び規格を遵守した愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売が行われることが重要である。

2 基準及び規格の対象

基準及び規格は、有害な物質を含む愛がん動物用飼料の流通により愛がん動物の健康を害することを防止する観点から、広域流通される販売用愛がん動物用飼料を対象として設定されている。

販売用愛がん動物用飼料とは、販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供する愛がん動物用飼料であり、以下のものは除くこととしている（成分規格等省令別表の1）。

- ① 自己の飼養する愛がん動物に与えるために自ら製造するもの
 - ② 当該愛がん動物用飼料が製造される事業場において愛がん動物に使用されるもの
- ②は、いわゆるドッグカフェ等で提供されるものは、広域流通されないことから、対象外とするという趣旨である。

3 成分規格等省令の留意事項

(1) 成分規格（成分規格等省令別表の1）

成分規格等省令別表の1に掲げる販売用愛がん動物用飼料を製造、輸入又は販売する者は、同表に掲げる物質について、定められた含有量を超えて対象愛がん動物用飼料に含まれることのないよう、製造管理を徹底すること。

(2) 製造の方法の基準（成分規格等省令別表の2）

販売用愛がん動物用飼料の製造に当たっては、次の事項を守る必要がある。

- ① 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならないこと。ここで「有害な物質」、「病原微生物」とは、そのものの性状、含有又は汚染の量的関係から愛がん動物の健康が害されるおそれがあるものをいい、「有害な物質」としては、かび毒、農薬、重金属類、その他の有害化学物質が考えられ、また、「病原微生物」としては、病原菌等が考えられる。
- ② 販売用愛がん動物用飼料を加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来して当該販売用愛がん動物用飼料中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。この場合、販売用愛がん動物用飼料の原材料、容器包装等を考慮し、適切な加熱等の温度、時間等とすること。
- ③ プロピレングリコールは、猫を対象とする販売用愛がん動物用飼料に用いてはならないこと。なお、販売用愛がん動物用飼料の原材料に由来するプロピレングリコールであって、その含有量が猫への健康影響が想定されない量である場合まで規制対象とするものではない。

(3) 表示の基準（成分規格等省令別表の3）

販売用愛がん動物用飼料は、次に掲げる事項を表示しなければならないこととされている。これらのうち、アからウまでについては、愛がん動物の健康被害の防止の観点から、ウからオまでについては、問題発生時等に製品を特定する観点から表示することとされている。これらの事項は、邦文をもって表示しなければならない。

ア 販売用愛がん動物用飼料の名称

販売用愛がん動物用飼料の商品名をいうが、犬用又は猫用であることが分かるように記載すること。

イ 原材料名

「原材料名」の文字を記載した上で、原則として使用した原材料（添加物も含まれる。）をすべて記載する。

添加物以外の原材料にあっては、第1表に記載する分類名による表示も可能とする。また、分類名の次に括弧を付して、当該原材料の個別名を記載できることとする。その場合、栄養成分の調整等により、一時的に変更される可能性のある原材料については、「他」、「等」と表示することもできることとする。

添加物にあっては、加工助剤（愛がん動物用飼料の加工の際に添加される物であって、当該愛がん動物用飼料の製造の過程において除去されるもの、当該愛がん動物用飼料の原材料に起因してその愛がん動物用飼料中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該愛がん動物用飼料中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該愛がん動物用飼料に及ぼさないものをいう。）を除き、原材料として使用したものをすべて記載することとする。

また、第2表に掲げる物として使用される添加物については、同表に掲げる用途名も併記すること。

なお、第3表に掲げる物として使用される添加物については、同表に掲げる一括名で表示することも可能とする。

内容量が100g以下の缶詰又は表示可能面積が120cm²以下のものについては、栄養強化剤について、ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類と表示することも可能とする。

ウ 賞味期限

賞味期限とは、定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいうが、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとされている。「賞味期限」の文字を記載した上で、年月日又は年月により表示すること。なお、年月で表示する場合は、当該月の末日まで品質が保持されている必要がある。

賞味期限の設定は、販売用愛がん動物用飼料の情報を正確に把握している製造業者等が科学的、合理的根拠に基づき適正に行うこと。なお、販売業者等において、販売用愛がん動物用飼料の容器包装の開封等を行い、当該販売用愛がん動物用飼料の賞味期限を変更する必要がある場合は、当該販売業者等が適切に対応すること。

エ 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

表示内容に責任を有する者について、製造業者等の種別とともに、その氏名又は名称及び住所を記載すること。種別の表示は、「製造業者」、「輸入業者」、「販売業者」、「製造者」、「輸入者」又は「販売者」とすること。

オ 原産国名

「原産国名」の文字を記載した上で、販売用愛がん動物用飼料の製造工程のうち、最終加工工程を完了した国を記載すること。最終加工工程には、包装、詰め合わせ等の行為は含まれない。なお、原産国が日本の場合は、「国産」の表示も可能とする。

4 製造等の禁止

(1) 基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造等の行為は、何人もしてはならないとされている（法6条）。規制対象は、「何人も」であり、製造業者、輸入業者又は販売業者に限定するものではない。これは、愛がん動物用飼料の安全性を確保するためには、業者の定義に当てはまらない行為、すなわち一回限りで反復継続する意思のない製造等であっても、基準又は規格に合わないものは規制すべきであるとの趣旨によるものである。

(2) 基準に合わない方法により製造された愛がん動物用飼料については、その流通を防止する観点から、販売の用に供するための製造は禁止される。

販売の定義とは、不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含むこととされている（法第6条第1号）。このような授与は、日常的に行われており、規制の対象とならなければ、広く有害な飼料が流通する可能性を排除できないことから、規制の対象とすることとしたものである。

販売に含まれる授与とは、次のものをいう。

① 不特定又は多数の者に対する販売以外の授与であり、メーカーの特約店などで、メーカーの新商品のPRとして、無償で広く新商品を配布する場合等がある。

② ①に準ずるものとして農林水産省令・環境省令で定める授与があるが、これは特定の者に対する授与であって、

ア 当該授与に係る愛がん動物用飼料が販売の用に供されるものであるものとして、製造業者、販売業者等からの委託を受けて、販売用の愛がん動物用飼料の製造、加工等を行い、委託者に引き渡す場合

イ 当該授与に係る愛がん動物用飼料が不特定又は多数の者に販売以外の方法により授与されるものとして、製造業者、販売業者等からの委託を受けて、サンプル用の愛がん動物用飼料の製造、加工等を行い、委託者に引き渡す場合

などがある。

(3) 基準に合わない方法により、愛がん動物用飼料を販売の用に供するために、国内で製造することは禁止されるが、輸入についても同様に禁止する必要がある。また、基準に合わない愛がん動物用飼料が流過程程に入ってしまう可能性もある。このため、基準に合わない方法により製造された愛がん動物用飼料の販売又は販売の用に供するための輸入も禁止される（第6条第2号）。

(4) 基準に合う表示がない愛がん動物用飼料の販売、規格に合わない愛がん動物用飼料の販売、又は販売の用に供するための製造若しくは輸入は禁止される（法第6条第3号及び第4号）。

5 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止

(1) 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物の健康が害されることを防止するため必要があると認めるときは、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することができることとされている（法第7条）。当該禁止措置の対象となる愛がん動物用飼料は、①有害な物質を含み、又はその疑いがある愛がん動物用飼料（同条第1項第1号）、②病原微生物により汚染され、又はそ

の疑いがある愛がん動物用飼料（同項第2号）であり、例えば製造工程の事故等により、有害化学物質等が混入したものや製造工程の事故により、病原菌等で汚染されたもの等が考えられる。

- (2) また、製造等の禁止に当たっては、有害物質や病原微生物等に関する科学的・専門的知見が必要であることから、飼料についての専門知識を有している農業資材審議会及び動物愛護についての専門知識を有している中央環境審議会の意見を聴くこととされている。（法第7条第1項）
- (3) 愛がん動物用飼料に関する規制は、法第5条の規定による基準又は規格を設定して対応することが原則であるが、基準又は規格の設定時点では、愛がん動物用飼料に使用される可能性が想定されない物質が、事故などの理由により、製品に含まれる可能性がある。そのような愛がん動物用飼料の使用によって、愛がん動物の健康が害されることを緊急に防止する必要がある場合が想定されるが、このような緊急時を想定して、あらかじめ網羅的に基準又は規格を設定することは困難である。このため、緊急時において、基準又は規格に定めるところによらず、応急的な措置として、愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することができることとされているものである。
- (4) なお、農林水産大臣及び環境大臣は、第1項の規定による禁止をしたときは、その旨を官報に公示しなければならないこととされている（法第7条第2項）。これは、当該禁止措置を行った場合に、広く一般に知らしめることにより、禁止措置に係る愛がん動物用飼料の流通や、同様の愛がん動物用飼料の製造等を防止する趣旨によるものである。

6 廃棄等の命令

- (1) 基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料や、有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造、販売等は禁止されることとなる（法第6条及び第7条）が、このような愛がん動物用飼料が、当該禁止措置にもかかわらず流通した場合において、愛がん動物の健康が害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者等に対し、当該愛がん動物用飼料の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされている（法第8条）。
- (2) ここで、「特に必要があると認めるとき」とされているのは、当該措置の実施により実現しようとする目的と手段とを考慮し、特にその必要性が高いと判断する場合に限定して措置を実施するという趣旨である。また、特に必要があるかどうかの判断は、当該愛がん動物用飼料の販売等により、愛がん動物の健康が害されるかどうかを、個別具体的に検討することとなる。さらに、必要な限度において行うこととされているのは、廃棄又は回収等の命令は、愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止するために行う場合に限るという趣旨である。
- (3) 「その他必要な措置」としては、処分の対象となる愛がん動物用飼料に含有されている有害物質等の程度等から、必要となる処分方法は異なってくるものであり、有害微生物の殺菌処理、化学的処理による無毒化、有害物質の除去等の手段が考えられる。

第4 その他

1 製造業者等の届出

(1) 届出の対象及び届出時期

- ① 本法においては、愛がん動物用飼料の安全性を確保するため、基準又は規格に合

わなない愛がん動物用飼料の製造等が禁止されている（法第6条）が、安全性に問題のある愛がん動物用飼料が製造等された場合には、迅速に、当該愛がん動物用飼料の製造又は輸入の禁止（法第7条）や廃棄等の命令（法第8条）を行う必要がある。このため、農林水産大臣及び環境大臣が、特に流通の起点である製造業者及び輸入業者に関する情報を把握することで迅速な対応がとれるよう、基準又は規格が定められた販売用愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者に届出義務を課している（法第9条）。販売用愛がん動物用飼料は、販売を目的とする愛がん動物用飼料とされており、ドッグカフェで供されるものなど、その場で使用されるものを製造する業者は、届出義務の対象外となる（成分規格等省令別表の1）。

- ② 届出義務の適用除外として、農林水産省令・環境省令で定める者を除くとされており（法第9条第1項）規則において、販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）を目的としない製造を業とする製造業者又は輸入を業とする輸入業者とすると規定されている（規則第3条）。これは、製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が一般に流通せず、届出を義務付けて把握するまでの必要性に乏しいことから、届出義務の対象外とされているものである。
- ③ 届出の時期については、その事業の開始前に、農林水産大臣及び環境大臣にその氏名及び住所等の事項を届け出なければならないこととされている（法第9条第1項）。
- ④ 基準又は規格が定められていなかった愛がん動物用飼料であって、新たに基準又は規格が定められたものの製造業者又は輸入業者についても、基準又は規格が定められた後に、速やかに届出が行われる必要がある。届出の時期については、他法律の同様の規定例を踏まえ、事後の届出として許容できる範囲として、基準又は規格が定められた日から30日以内に届け出なければならないこととされている（同条第2項）。
- ⑤ 法の施行の際、現に、基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料を製造又は輸入している者については、新たに基準又は規格が定められたため製造業者又は輸入業者になった者に該当することから、基準又は規格が定められた日から30日以内に届け出なければならないこととなる（このため、このような者に対する特段の経過措置は設けられていない。）。
- ⑥ 届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、その届出事項に変更を生じたときや、事業を廃止したときに変更又は廃止の届出を行わなければならないこととされている。届出の時期については、30日以内に届け出なければならないこととされている（同条第3項）。
- ⑦ 届出事業者が、届出に係る事業の全部を譲渡する場合や、届出事業者について相続、合併又は分割があったときは、届出事業者の地位が承継されることとなる（同条第4項）。当該届出事業者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に届け出なければならないこととされている。届出に当たっては、その事実を証明する書面（登記簿の謄本等）を添えることとされている（同条第5項）。

(2) 届出事項

製造業者及び輸入業者は、以下の事項について届出を義務付けられている。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）（法第9条第1項第1号）
- ② 製造業者にあっては、当該愛がん動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地（同項第2号）
- ③ 販売業務を行う事業場及び当該愛がん動物用飼料を保管する施設の所在地（同項

第3号)

- ④ 製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類（犬又は猫）（規則第4条第1号）
- ⑤ 当該愛がん動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日（同条第2号）
- ⑥ 輸出用として製造又は輸入する愛がん動物用飼料については、その旨（同条第3号）

また、届出は、規則様式第1による届出書を提出して行うこととされている（規則第2条）。届出に当たっては、法人にあっては登記簿謄本等、個人にあっては住民票の写し等を添付しなければならない。

なお、愛がん動物用飼料は、主に個別包装され消費者に販売されることから、販売業者の段階で有害物質が混入するおそれは少なく、届出義務のある製造業者又は輸入業者を通じた情報把握により販売業者にも廃棄等の命令は可能であること等から、販売業者については、届出義務を課さないこととされている（法第9条第1項）。

2 帳簿の備付け

本法においては、愛がん動物用飼料の安全性を確保するため、基準又は規格を設定し、それに合わない愛がん動物用飼料の販売等の禁止（法第6条）、有害物質が含まれている愛がん動物用飼料の販売等の禁止等（法第7条）を行うこととされている。また、販売が禁止された愛がん動物用飼料が、その禁止措置にもかかわらず販売された場合、緊急的な措置として、農林水産大臣及び環境大臣は、その愛がん動物用飼料の廃棄等を命ずることができることとされている（法第8条）。

これらの対応措置を迅速かつ適切に行うためには、愛がん動物用飼料の流通実態の把握を可能にしておくことが必要であることから、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し愛がん動物用飼料の取引を帳簿に記載し、それを備え付けておくこととされている（法第10条）。

(1) 帳簿の記載事項

- ① 製造又は輸入の場合の帳簿の備付け（法第10条第1項）

愛がん動物用飼料の流通経路を把握するためには、起点となる製造業者又は輸入業者が製造又は輸入した愛がん動物用飼料を把握する必要があることから、基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者は、帳簿を備え、当該愛がん動物用飼料を製造し、又は輸入したときは、次の事項を記載し、これを保存しなければならないこととされている（規則第5条第1項）。

<製造業者の記載事項>

- ア 愛がん動物用飼料の名称及び数量（法第10条第1項）
- イ 愛がん動物用飼料の製造年月日（規則第5条第1項第1号）
- ウ 愛がん動物用飼料の原材料の名称及び数量（同項第2号のイ）
- エ 愛がん動物用飼料の原材料の譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称（同号のロ）

<輸入業者の記載事項>

- ア 愛がん動物用飼料の名称及び数量（法第10条第1項）
- イ 愛がん動物用飼料の輸入年月日（規則第5条第1項第1号）

- ウ 愛がん動物用飼料の輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称（同項第3号のイ）
- エ 輸入した愛がん動物用飼料の荷姿（同号のロ）
- オ 輸入した愛がん動物用飼料の製造国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原材料の名称（同号のハ）

② 譲渡しの場合の帳簿の備付け（法第10条第2項）

製造又は輸入された愛がん動物用飼料が、更にどのような経路で消費者まで到達するかを把握するため、基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者、輸入業者又は販売業者は、帳簿を備え、当該愛がん動物用飼料を製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡したときは、次の事項を記載し、これを保存しなければならないこととされている（規則第5条第2項）。

<記載事項>

- ア 愛がん動物用飼料の名称及び数量（法第10条第2項）
- イ 相手方の氏名又は名称（同項）
- ウ 愛がん動物用飼料の譲渡しの年月日（規則第5条第2項第1号）
- エ 愛がん動物用飼料の荷姿（同項第2号）

③ 義務付けの対象外

製造業者、輸入業者又は販売業者が愛がん動物の飼養者に直接販売した場合や愛がん動物用飼料を譲り受けた場合には帳簿の記載義務を課していない（法第10条第2項）。これは、有害な愛がん動物用飼料を購入した飼養者には十分な注意喚起等を講ずることにより被害の防止を図ることが可能であること、また、譲受けと譲渡して流通過程を二重に捉えておくほど嚴重にする必要性は乏しいことによる。

(2) 帳簿の形態

帳簿は書面によることとされているが、電磁的記録による記載及び保存を行えるよう措置している（情報通信技術省令第4条）。

具体的には、①電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により、帳簿の作成を行えることとし（情報通信技術省令第6条）、②作成された電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロム等により保存できることとされている（情報通信技術省令第4条）。

(3) 帳簿の保存期間

- ① 愛がん動物用飼料の保存期間は、その対象とする動物の種類等によって千差万別であり、今後、対象とする愛がん動物の種類を拡大した場合など、一律の基準では問題となる場合も想定される。このため、愛がん動物飼料の保存期間に応じて柔軟に、帳簿の保存期間を定めることができるようにしておくことが適当と考えられることから、帳簿の保存期間は、省令で定めることとされている（法第10条）。
- ② 具体的には、施行令第1条において、愛がん動物として犬及び猫を指定しており、犬及び猫用の愛がん動物用飼料が一般的に市場に出回っている期間を考慮して、帳簿の保存期間は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して2年間保存しなければならないこととされている（規則第5条第3項）。

3 報告の徴収及び立入検査

(1) 対象

農林水産大臣又は環境大臣は、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図る観点から、法の施行に必要な限度において、①製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者から、業務に関し必要な報告を求めることができることとされ（法第11条第1項）、また、②その職員に、当該事業者に対して立入検査、質問又は集取（以下「立入検査等」という。）を行わせることができることとされている（法第12条第1項）。立入検査等に当たっては、これらの業者の事業場、倉庫、船舶、車両等の愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入ることができることとされている。

ここでは、法の直接の規制対象者である製造業者、輸入業者又は販売業者に加え、運送業者や倉庫業者も報告の徴収の対象とされている。

(2) 愛がん動物用飼料の集取（法第12条第1項）

本条第1項においては、検査に必要な限度において、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させることができることとされており、集取する場合には、時価によってその対価を支払わなければならないこととされている。

これは、愛がん動物用飼料の場合、レトルトや缶に密封されている等の形状で販売されているものが多く、集取の量を検査に必要な最小限度に限定したとしても、集取によって製品の経済的価値を損失してしまうこととなることから、時価によってその対価を支払わなければならないこととされているものである。

(3) 検査結果の概要の公表（法第12条第5項）

農林水産大臣又は環境大臣は、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取し、検査を行った場合には、その結果を周知させることで更なる被害拡大を防止する観点から、検査結果の概要を公表しなければならないこととされている。

(4) センターによる立入検査等

① 法第12条において、農林水産大臣又は環境大臣は、立入検査等を行うことができるとされているが、愛がん動物用飼料の成分等に関する専門的・技術的な事項については、専門的な知見を有する専門機関を活用することにより、その業務を効率的かつ効果的に行うことが可能となる。

このため、家畜用飼料の安全性を確保するための検査の知見が蓄積されており、愛がん動物用飼料についても類似のものとして知見を有する独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を活用し、立入検査等の業務をより一層効率的かつ効果的に行うこととするため、農林水産大臣は、立入検査等の事務をセンターに行わせることができることとされている（法第13条）。

② センターによる立入検査等については、法第12条第1項の規定による農林水産大臣又は環境大臣による立入検査等と同様に、愛がん動物用飼料を集取する場合は、時価によってその対価を支払わなければならないこととされている（法第13条第1項）。なお、法第12条第1項及び法第13条第1項の規定に基づく愛がん動物用飼料又はその原材料の検査は、センター理事長が定める方法による。

また、立入検査等の実施に当たっては、センターの主務大臣である農林水産大臣が、センターに対し、その期日、場所等を示してこれを実施すべきことを指示するとともに（法第13条第2項）、センターが立入検査等を実施した後は、その結果を書面にして農林水産大臣に報告しなければならないこととされている（法第13条第3項及びセンター省令第1条）。

- ③ 農林水産大臣は、法第13条第1項の規定により、センターに立入検査等を行わせる場合において、その適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対して、必要な命令をすることができることとされ（法第14条）、命令の範囲は、立入検査等の業務に関し必要な範囲に限られている。

4 輸出用飼料の特例

本法は、愛がん動物の健康を保護するため、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図るものであり、その規制の対象は、我が国において製造若しくは販売され、又は我が国に輸入される愛がん動物用飼料である。

一方で、我が国から輸出される愛がん動物用飼料は、輸出される国の規制に適合しなければならず、我が国で流通するものと同じの規制を課すことは、不適當な場合があることから、輸出用の愛がん動物用飼料については、政令で法の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができることとし（法第15条）、実態に即した措置を行うこととしている。

具体的には、令第2条において、法第6条の規定（法第5条の規定により定められた基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売の禁止）は、愛がん動物用飼料の輸出のための製造、輸入又は販売には適用を除外することとされている。

なお、試験研究用の愛がん動物用飼料については、販売目的での製造等についての規制である本法においては、特例を設けなくとも適用が除外されることとなる。

5 権限の委任

報告の徴収及び立入検査等については、農林水産大臣又は環境大臣が、有害な愛がん動物用飼料について廃棄又は回収等の命令等を行うに当たって、当該愛がん動物用飼料の製造等の状況を把握するために必要な措置であり、これらの事務は確実かつ迅速に行われる必要がある。

このため、農林水産大臣及び環境大臣の権限の一部を、それぞれの判断で、地方農政局長及び地方環境事務所に委任することができることとされている（法第16条）。具体的には、法第11条第1項の規定による報告の徴収及び法第12条第1項の規定による立入検査等の権限を地方農政局長及び地方環境事務所に委任することとされた（農政局長委任省令及び環境事務所に委任省令）。

第1表

分類名
穀類
いも類
でん粉類
糖類
種実類
豆類
野菜類
果実類
きのこ類
藻類
魚介類
肉類
卵類
乳類
油脂類

注

- 1 上記以外のものにあつては、個別名による表示とする。
- 2 「魚介類」にあつては、魚類に由来する原材料のみ使用した場合は、「魚類」と表示することができる。
- 3 「肉類」にあつては、「畜肉類」と表示することができる。また、家きんに由来する原材料のみ使用した場合にあつては、「家きん類」又は「家禽類」と表示することができる。

第2表

用途名
甘味料
着色料
保存料
増粘安定剤
酸化防止剤
発色剤

注

- 1 「着色料」にあつては、添加物の物質名に「色」の文字を含む場合は、用途名の表示を省略することができる。
- 2 「増粘安定剤」にあつては、複数の多糖類を使用する場合は、「増粘多糖類」と表示し、添加物の物質名の表示を省略することができる。

第3表

一括名
イーストフード
かんすい
酵素
光沢剤
香料
酸味料
調味料
豆腐用凝固剤
苦味料
乳化剤
pH調整剤
膨張剤

事 務 連 絡

平成 21 年 6 月 8 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 大 森 伸 男

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の 施行に当たっての留意事項について

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下、「法」という。）が施行されたことについては、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について（平成 21 年 6 月 8 日付け 21 日獣発第 74 号）をもって会長より通知がなされ、貴会会員等関係者に対する周知をお願いしたところですが、今般、平成 21 年 6 月 1 日付け事務連絡により、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び環境省自然環境局動物愛護管理室から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、法が施行されるにあたり、本会に対し獣医師及び獣医師会等への周知と法の適切な運用についての協力と尽力を願いたいとし、獣医師として留意すべき事項とともに関係資料の提示をいただいたところであります。

つきましては、特に家庭動物などの動物の診療の提供を通じ動物飼育者に対する保健衛生指導等の役割を担われる診療獣医師の方におかれては、法制定の趣旨が動物の健康確保にあることを踏まえ、今回通知された別添の内容をご理解いただいた上で、特に下記の事項に十分ご留意いただきたく関係会員獣医師等関係者に対する周知及びご指導方につき貴会においてよろしくご配慮のほどお願いします。

記

1 獣医師は、動物に対する診療の提供を通じ動物の飼育者に対する保健衛生指導を担う立場にあります。従って、動物の飼育者に対し愛がん動物用飼料（以下「ペットフード」という。）に関する安全性情報等の知識の普及・啓発に積極的に努めるとともに、診療等に際しペットフードに起因する動物の健康被害等の事故に接した場合は事実関係を把握いただき関係当局（農林水産省地方農政局又は環境省地方環境事務所などの当局）への報告を励行されるよう願います（獣医師法第1条及び第20条関係）。

2 ペットフードには、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品（動物用のものを含む。）は該当しませんが、愛がん動物（犬及び猫）の栄養に供することを目的として使用するいわゆる「療法食」や「サプリメント」なども規制の対象となります。

従って、これらの「療法食」などを含め販売用のペットフードの製造、輸入又は販売に獣医師が関与する場合は、獣医師は、診療に付帯して行う製造、輸入又は販売の場合であっても事業者として自らがペットフードの安全確保の責務を果たすことが求められますので留意願います。（法第3条関係）。

3 獣医師であっても販売用のペットフードについては基準又は規格が定められたものとして、これらのペットフードを業として製造又は輸入する場合は、業を開始する前に所定の事項の届出が必要になります。

また、帳簿の備付けとともに帳簿への所定事項の記載義務が課せられることとなり、届出や記載義務に違反した場合は罰則適用の対象となりますので留意願います（法第9条第1項及び法第19条関係）。

4 獣医師が診療に際し、または、診療を伴わない場合にあっても販売用のペットフードについては基準又は規格が定められたものとして、これらのペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に業として譲り渡すことは、獣医師が法第10条第9項が規定する販売業者に該当することとなります。

特に他の業者に譲り渡すことはペットフードの卸売行為に該当することから、このような場合は、前記3の場合と同様に帳簿の備付けとともに帳簿への所定の事項の記載義務が課せられることとなり、違反した場合は罰則適用の対象となりますので留意願います(法第10条第1項及び法第23条関係)。



事務連絡
平成21年6月1日

社団法人日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
環境省自然環境局
動物愛護管理室

ペットフード安全法の施行及び関係資料の送付

昨年6月18日付けで、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）が公布され、両省で協力し、本法実施のために必要な政省令を整備して参りましたが、本年6月1日、同法が施行されました。

我が国のペットフードの安全を確保していくためには、同法が適切に運用されることが必要であり、施行通知「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について」を発出いたしました。

貴会におかれましては、この施行通知及び以下の事項について、貴会の会員等へ周知していただくとともに、本法の適切な運用に当たり、御協力、御尽力をお願いいたします。

記

1. 本法を理解するため、関係する資料（別紙参照）を同封しましたので、貴会の会員等へ広く周知していただくようお願いいたします。なお、両省及び(独)農林水産消費安全技術センター（FAMIC）のウェブサイトには、ペットフード安全法に関する法令、マニュアル、Q&Aを始めとする関係資料等を掲載していく予定ですので、これらのウェブサイトも活用してください。

〔ペットフード安全法関係の情報が掲載されているウェブサイト〕

- ・農林水産省：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>
- ・環境省：<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/petfood.html>
- ・FAMIC：<http://www.famic.go.jp/ffis/pet/index.html>

2. ペットフードによる健康被害を未然に防ぐためには、フードを与える飼養者自身が、ペットフードを正しく理解し、適切な給餌を行うことが必要不可欠です。貴会の会員へ対して、ペットフードに関する正しい知識を情報発信していただくとともに、獣医師の皆様には、ペットの健康管理に関する飼養者のよき相談役として、これまで以上に飼養者に対する啓蒙、アドバイスなどをお願いいたします。

また、ペットフードに起因する健康被害が起こった際には、最寄りの農政局等へ御連絡いただくとともに、原因究明、被害の拡大防止等に御協力いただきますよう

お願いいたします。

3. ペットフード安全法では、以下に示しますように、事業者の責務等を規定しております。特に、ペットフードの輸入、あるいは製造を行う事業者におかれては、個人、法人を問わず、7月1日までに事業者としての届出を行っていただくようお願いいたします。（診療所等において、ペットフードの輸入、あるいは製造を行っている場合、事業者としての届出が必要となりますので、注意願います。）

また、ペットフードに安全上の問題が生じた際には、当該製品に関するトレーサビリティが重要になるため、輸入、製造又は卸売を行う事業者は、輸入、製造及び販売したペットフードの名称、数量などを帳簿に記載する、あるいはコンピューターで記録、保存しておくことが義務づけられますので、貴会の関係者に対して、事業者向けのリーフレットなどを用いて可能な限り周知していただくようお願いいたします。（診療所等において、飼養者にペットフードを販売するだけであれば、帳簿への記載義務はありませんが、卸売業務を行った場合、帳簿等への記載と保存が義務づけられますので、注意願います。）

[ペットフード安全法における事業者の責務に係る主な規定]

(1) 事業者の責務（法第3条）

製造業者、輸入業者又は販売業者は、自らがペットフードの安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、ペットフードの安全確保に係る知識及び技術の習得、愛がん動物の健康被害を防止するためのペットフードの回収その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) ペットフードの基準・規格とその遵守（法第5条及び第6条）

愛がん動物の健康被害を防止する観点から定められたペットフードの製造方法・表示に関する基準及び成分規格等について、それらに合わないペットフードの製造・輸入・販売をしてはならない。

(3) 有害なペットフードの製造等の禁止（法第7条）

有害物質を含んだり、病原微生物により汚染されたりしている又はその疑いがあるペットフードの製造・輸入・販売は禁止される。

(4) 廃棄等の命令（法第8条）

(2) 及び (3) に係るペットフードに関して、廃棄又は回収命令が出された場合、必要な措置をとる。

(5) 製造業者等の届出（法第9条）

製造業者又は輸入業者は、氏名及び住所等を届け出る。

(6) 帳簿の備付け（法第10条）

帳簿を備え、製造・輸入・販売業者への譲渡しを行った際には、記帳する。

担当：	畜水産安全管理課 飼料安全基準班 國分
	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
	TEL：03-3502-8111（内線 4546）
	e-mail:hiroyuki_kokubun@nm.maff.go.jp

平成21年6月1日

ペットフード安全法関係資料一覧

- 1 施行通知「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について」
- 2 ペットフード安全法関係法令集
- 3 リーフレット「ペットフードの輸入業者、製造業者の皆様へのお知らせ」
- 4 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）に関する事業者マニュアル（平成21年5月26日版）
- 5 ペットフード安全法に関するQ&A（平成21年6月1日版）
- 6 飼い主のためのペットフード・ガイドライン（環境省作成）

写

21消安第2236号
環自総発第090529009号
平成21年5月29日

関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（平成20年法律第83号。以下「法」という。）が制定され、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令」（平成20年政令第366号。以下「令」という。）、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則」（平成21年農林水産省令・環境省令第2号。以下「規則」という。）、「愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令」（平成21年農林水産省令・環境省令第1号。以下「成分規格等省令」という。）、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第13条の規定による立入検査等及び報告に関する省令」（平成21年農林水産省令第31号。以下「センター省令」という。）、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成21年農林水産省令・環境省令第3号。以下「情報通信技術省令」という。）、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第16条第1項の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令」（平成21年農林水産省令第32号。以下「農政局長委任省令」という。）及び「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第16条第2項の規定により地方環境事務所に委任する権限を定める省令」（平成21年環境省令第5号。以下「環境事務所長委任省令」という。）とともに、平成21年6月1日から施行されるところである。

これらの法令に基づく新たな制度の趣旨にかんがみ、法施行事務について下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、事務の参考とされたい。また、本通知について、貴会傘下の会員(組合員)に対し、周知をお願いします。

記

第1 法制定の趣旨

- 1 愛がん動物の数が年々増加する中で、諸外国においては、飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康被害が生じたとする報告例が増加し、海外においては、愛がん動物用飼料メーカーによる大規模な製品回収がなされる事例も発生している。
- 2 我が国においても、愛がん動物用飼料の安全性の確保は、その市場の拡大に伴い、大きな課題となっていたが、これまでは規制手段がなかったため、原因解明、問題の解決について愛がん動物用飼料業界の自主的取組に委ねるしかなく、緊急に実効性のある対策が打てない状況にあった。したがって、諸外国で起きた飼料が原因となる愛がん動物の被害は、そのまま日本にも起こりうる状況となっていた。
- 3 このため、農林水産省と環境省は共同して、ペットフードの安全確保に関する研究会を立ち上げ、この中で、愛がん動物用飼料の安全確保の現状、安全確保のための制度的対応の必要性等について議論が行われた。その結果、製造、輸入及び販売の各段階において、必要な法規制を導入すべきであるとの提言がなされ、また、愛がん動物用飼料の安全に対する国民意識調査においても、愛がん動物用飼料に対する規制を支持する結果となったことから、愛がん動物用飼料の安全性を確保するための新法として、本法を制定することとなった。

第2 目的及び定義等

1 目的

この法律は、諸外国において飼料が原因となった愛がん動物の被害が生じていることを踏まえ、愛がん動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の基準の設定等を行うことにより、愛がん動物用飼料の製造、輸入及び販売を規制することとしている。このような規制措置により、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とする（法第1条）。

2 愛がん動物

愛がん動物とは、愛がんすることを目的として飼養される動物であって政令で定めるものと定義されている（法第2条第1項）。愛がん動物用飼料の安全性の確保の見地からの規制措置の必要性との関係から、愛がん動物用飼料の出荷量に占める種類別の割合などを踏まえて、犬及び猫が定められている（令第1条）。

3 愛がん動物用飼料

愛がん動物用飼料とは、愛がん動物の栄養に供することを目的として使用される物と定義されている（法第2条第2項）。このような目的として使用される愛がん動物用のミネラルウォーター、生肉、スナック、ガム、サプリメント等も、愛がん動物用飼料に含まれる。ただし、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品又は同条第2項に規定する医薬部外品であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに該当するもの（動物用医薬品等）については、本法の対象にならない。一方、愛がん動物が口にする可能性のあるものであっても、おもちゃ、愛がん動物用飼料の容器等は、栄養に供するものではないことから、愛がん動物用飼料には含まれない。

4 製造業者、輸入業者及び販売業者

- (1) 製造業者とは、愛がん動物用飼料の製造（配合及び加工を含む。）を業とする者と定義されている（法第2条第3項）。「配合及び加工を含む。」とは、原材料から最終製品に加工し、販売用の容器（袋、缶詰、レトルトパウチなど）に中身を入れる工程をいう。したがって、製造又は輸入された愛がん動物用飼料を開封し、小容量製品など別の愛がん動物用飼料とするための包装作業（小分けなど）も含まれる。
- (2) 輸入業者とは、愛がん動物用飼料の輸入を業とする者と定義されている（法第2条第3項）。輸入とは、関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1号に規定する輸入すなわち外国から本邦に到着した貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることを意味する。
- (3) 販売業者とは、愛がん動物用飼料の販売を業とする者で製造業者及び輸入業者以外のもので定義されている（法第2条第3項）。販売を業とする者とは、売ることによって対価を得て他人にある財産権を移転することを業とする者であり、無償での配布のような行為のみを行う者は含んでいない。
- (4) なお、業とするとは、ある者が一定の行為（製造、輸入又は販売）を反復継続する意思を持って行うことを意味しており、営利を目的とすることを要しない。また、個人又は法人の別を問わない。

5 事業者の責務

本法律は、愛がん動物の健康の保護を図るため、愛がん動物用飼料の製造業者等の事業者に対して規制を行うものであるが、製品の安全性を真に確保するためには、事業者が定められた規制を単に最低限のものとして遵守していくといった消極的なものでは不十分であり、事業者自らが常に安全性の確保に自覚と責任をもって迅速かつ積極的に取り組むことで安全性の確保を図っていくことが重要であって、その安全性の確保の第一義的な責任は事業者にあることを規定している（法第3条）。

したがって、愛がん動物用飼料は、製造等の段階で危険な物が生じないように十分な知識及び技術の下、安全な原材料により製造等を行うこと、万が一、危険な愛がん動物用飼料が流通した場合、愛がん動物の健康が害されることを防止するため、一刻も早く回収等を行うことが重要である。

これらの措置は、事業者が講ずるべき措置の代表例であり、どのような措置を講ずるかは、事業者の事業内容等により異なることから、基本的には、各事業者の自主的な判断により実施されるべきものである。また、これらの措置以外の措置を講じなくてもよいという趣旨ではない。

6 国の責務

愛がん動物用飼料の安全性の確保は、事業者自らが積極的に安全の確保を図っていくことが重要であるが、国においても、必要な情報の収集、整理、分析及び提供を図るよう努めることとされている（法第4条）。

我が国ではこれまで愛がん動物用飼料の規制等を行っていないため、国内における愛がん動物用飼料の製造や流通の実態、愛がん動物用飼料に起因する事故等について、情報の収集等が十分になされなかったが、本法律の円滑な実施のためには、国が積極的に国内外の情報の収集、整理及び分析を行い、これらの情報を製造業者、輸入業者及び販売業者並びに飼養者たる国民に提供する必要がある。

第3 愛がん動物用飼料の製造等に関する規制

1 基準及び規格の設定等について

基準及び規格の制度は、愛がん動物用飼料の安全性の確保のための根幹となるものであり、農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止する見地から、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて、愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示につき基準を定め、又は愛がん動物用飼料の成分につき規格を定めることができることとされている（法第5条）。

愛がん動物用飼料の安全性を確保するためには、まず、製造業者、輸入業者及び販売業者により、成分規格等省令において定められた基準及び規格を遵守した愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売が行われることが重要である。

2 基準及び規格の対象

基準及び規格は、有害な物質を含む愛がん動物用飼料の流通により愛がん動物の健康を害することを防止する観点から、広域流通される販売用愛がん動物用飼料を対象として設定されている。

販売用愛がん動物用飼料とは、販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供する愛がん動物用飼料であり、以下のものは除くこととしている（成分規格等省令別表の1）。

- ① 自己の飼養する愛がん動物に与えるために自ら製造するもの
 - ② 当該愛がん動物用飼料が製造される事業場において愛がん動物に使用されるもの
- ②は、いわゆるドッグカフェ等で提供されるものは、広域流通されないことから、対象外とするという趣旨である。

3 成分規格等省令の留意事項

(1) 成分規格（成分規格等省令別表の1）

成分規格等省令別表の1に掲げる販売用愛がん動物用飼料を製造、輸入又は販売する者は、同表に掲げる物質について、定められた含有量を超えて対象愛がん動物用飼料に含まれることのないよう、製造管理を徹底すること。

(2) 製造の方法の基準（成分規格等省令別表の2）

販売用愛がん動物用飼料の製造に当たっては、次の事項を守る必要がある。

- ① 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならないこと。ここで「有害な物質」、「病原微生物」とは、そのものの性状、含有又は汚染の量的関係から愛がん動物の健康が害されるおそれがあるものをいい、「有害な物質」としては、かび毒、農薬、重金属類、その他の有害化学物質が考えられ、また、「病原微生物」としては、病原菌等が考えられる。
- ② 販売用愛がん動物用飼料を加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来して当該販売用愛がん動物用飼料中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。この場合、販売用愛がん動物用飼料の原材料、容器包装等を考慮し、適切な加熱等の温度、時間等とすること。
- ③ プロピレングリコールは、猫を対象とする販売用愛がん動物用飼料に用いてはならないこと。なお、販売用愛がん動物用飼料の原材料に由来するプロピレングリコールであって、その含有量が猫への健康影響が想定されない量である場合まで規制対象とするものではない。

(3) 表示の基準（成分規格等省令別表の3）

販売用愛がん動物用飼料は、次に掲げる事項を表示しなければならないこととされている。これらのうち、アからウまでについては、愛がん動物の健康被害の防止の観点から、ウからオまでについては、問題発生時等に製品を特定する観点から表示することとされている。これらの事項は、邦文をもって表示しなければならない。

ア 販売用愛がん動物用飼料の名称

販売用愛がん動物用飼料の商品名をいうが、犬用又は猫用であることが分かるように記載すること。

イ 原材料名

「原材料名」の文字を記載した上で、原則として使用した原材料（添加物も含まれる。）をすべて記載する。

添加物以外の原材料にあっては、第1表に記載する分類名による表示も可能とする。また、分類名の次に括弧を付して、当該原材料の個別名を記載できることとする。その場合、栄養成分の調整等により、一時的に変更される可能性のある原材料については、「他」、「等」と表示することもできることとする。

添加物にあっては、加工助剤（愛がん動物用飼料の加工の際に添加される物であって、当該愛がん動物用飼料の製造の過程において除去されるもの、当該愛がん動物用飼料の原材料に起因してその愛がん動物用飼料中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該愛がん動物用飼料中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該愛がん動物用飼料に及ぼさないものをいう。）を除き、原材料として使用したものをすべて記載することとする。

また、第2表に掲げる物として使用される添加物については、同表に掲げる用途名も併記すること。

なお、第3表に掲げる物として使用される添加物については、同表に掲げる一括名で表示することも可能とする。

内容量が100g以下の缶詰又は表示可能面積が120cm²以下のものについては、栄養強化剤について、ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類と表示することも可能とする。

ウ 賞味期限

賞味期限とは、定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいうが、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとされている。「賞味期限」の文字を記載した上で、年月日又は年月により表示すること。なお、年月で表示する場合は、当該月の末日まで品質が保持されている必要がある。

賞味期限の設定は、販売用愛がん動物用飼料の情報を正確に把握している製造業者等が科学的、合理的根拠に基づき適正に行うこと。なお、販売業者等において、販売用愛がん動物用飼料の容器包装の開封等を行い、当該販売用愛がん動物用飼料の賞味期限を変更する必要がある場合は、当該販売業者等が適切に対応すること。

エ 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

表示内容に責任を有する者について、製造業者等の種別とともに、その氏名又は名称及び住所を記載すること。種別の表示は、「製造業者」、「輸入業者」、「販売業者」、「製造者」、「輸入者」又は「販売者」とすること。

オ 原産国名

「原産国名」の文字を記載した上で、販売用愛がん動物用飼料の製造工程のうち、最終加工工程を完了した国を記載すること。最終加工工程には、包装、詰め合わせ等の行為は含まれない。なお、原産国が日本の場合は、「国産」の表示も可能とする。

4 製造等の禁止

(1) 基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造等の行為は、何人もしてはならないとされている（法6条）。規制対象は、「何人も」であり、製造業者、輸入業者又は販売業者に限定するものではない。これは、愛がん動物用飼料の安全性を確保するためには、業者の定義に当てはまらない行為、すなわち一回限りで反復継続する意思のない製造等であっても、基準又は規格に合わないものは規制すべきであるとの趣旨によるものである。

(2) 基準に合わない方法により製造された愛がん動物用飼料については、その流通を防止する観点から、販売の用に供するための製造は禁止される。

販売の定義とは、不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含むこととされている（法第6条第1号）。このような授与は、日常的に行われており、規制の対象とならなければ、広く有害な飼料が流通する可能性を排除できないことから、規制の対象とすることとしたものである。

販売に含まれる授与とは、次のものをいう。

① 不特定又は多数の者に対する販売以外の授与であり、メーカーの特約店などで、メーカーの新商品のPRとして、無償で広く新商品を配布する場合等がある。

② ①に準ずるものとして農林水産省令・環境省令で定める授与があるが、これは特定の者に対する授与であって、

ア 当該授与に係る愛がん動物用飼料が販売の用に供されるものであるものとして、製造業者、販売業者等からの委託を受けて、販売用の愛がん動物用飼料の製造、加工等を行い、委託者に引き渡す場合

イ 当該授与に係る愛がん動物用飼料が不特定又は多数の者に販売以外の方法により授与されるものとして、製造業者、販売業者等からの委託を受けて、サンプル用の愛がん動物用飼料の製造、加工等を行い、委託者に引き渡す場合

などがある。

(3) 基準に合わない方法により、愛がん動物用飼料を販売の用に供するために、国内で製造することは禁止されるが、輸入についても同様に禁止する必要がある。また、基準に合わない愛がん動物用飼料が流過程程に入ってしまう可能性もある。このため、基準に合わない方法により製造された愛がん動物用飼料の販売又は販売の用に供するための輸入も禁止される（第6条第2号）。

(4) 基準に合う表示がない愛がん動物用飼料の販売、規格に合わない愛がん動物用飼料の販売、又は販売の用に供するための製造若しくは輸入は禁止される（法第6条第3号及び第4号）。

5 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止

(1) 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物の健康が害されることを防止するため必要があると認めるときは、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することができることとされている（法第7条）。当該禁止措置の対象となる愛がん動物用飼料は、①有害な物質を含み、又はその疑いがある愛がん動物用飼料（同条第1項第1号）、②病原微生物により汚染され、又はそ

の疑いがある愛がん動物用飼料（同項第2号）であり、例えば製造工程の事故等により、有害化学物質等が混入したものや製造工程の事故により、病原菌等で汚染されたもの等が考えられる。

- (2) また、製造等の禁止に当たっては、有害物質や病原微生物等に関する科学的・専門的知見が必要であることから、飼料についての専門知識を有している農業資材審議会及び動物愛護についての専門知識を有している中央環境審議会の意見を聴くこととされている。（法第7条第1項）
- (3) 愛がん動物用飼料に関する規制は、法第5条の規定による基準又は規格を設定して対応することが原則であるが、基準又は規格の設定時点では、愛がん動物用飼料に使用される可能性が想定されない物質が、事故などの理由により、製品に含まれる可能性がある。そのような愛がん動物用飼料の使用によって、愛がん動物の健康が害されることを緊急に防止する必要がある場合が想定されるが、このような緊急時を想定して、あらかじめ網羅的に基準又は規格を設定することは困難である。このため、緊急時において、基準又は規格に定めるところによらず、応急的な措置として、愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することができることとされているものである。
- (4) なお、農林水産大臣及び環境大臣は、第1項の規定による禁止をしたときは、その旨を官報に公示しなければならないこととされている（法第7条第2項）。これは、当該禁止措置を行った場合に、広く一般に知らしめることにより、禁止措置に係る愛がん動物用飼料の流通や、同様の愛がん動物用飼料の製造等を防止する趣旨によるものである。

6 廃棄等の命令

- (1) 基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料や、有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造、販売等は禁止されることとなる（法第6条及び第7条）が、このような愛がん動物用飼料が、当該禁止措置にもかかわらず流通した場合において、愛がん動物の健康が害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者等に対し、当該愛がん動物用飼料の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされている（法第8条）。
- (2) ここで、「特に必要があると認めるとき」とされているのは、当該措置の実施により実現しようとする目的と手段とを考慮し、特にその必要性が高いと判断する場合に限定して措置を実施するという趣旨である。また、特に必要があるかどうかの判断は、当該愛がん動物用飼料の販売等により、愛がん動物の健康が害されるかどうかを、個別具体的に検討することとなる。さらに、必要な限度において行うこととされているのは、廃棄又は回収等の命令は、愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止するために行う場合に限るという趣旨である。
- (3) 「その他必要な措置」としては、処分の対象となる愛がん動物用飼料に含有されている有害物質等の程度等から、必要となる処分方法は異なってくるものであり、有害微生物の殺菌処理、化学的処理による無毒化、有害物質の除去等の手段が考えられる。

第4 その他

1 製造業者等の届出

(1) 届出の対象及び届出時期

- ① 本法においては、愛がん動物用飼料の安全性を確保するため、基準又は規格に合

わなない愛がん動物用飼料の製造等が禁止されている（法第6条）が、安全性に問題のある愛がん動物用飼料が製造等された場合には、迅速に、当該愛がん動物用飼料の製造又は輸入の禁止（法第7条）や廃棄等の命令（法第8条）を行う必要がある。このため、農林水産大臣及び環境大臣が、特に流通の起点である製造業者及び輸入業者に関する情報を把握することで迅速な対応がとれるよう、基準又は規格が定められた販売用愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者に届出義務を課している（法第9条）。販売用愛がん動物用飼料は、販売を目的とする愛がん動物用飼料とされており、ドッグカフェで供されるものなど、その場で使用されるものを製造する業者は、届出義務の対象外となる（成分規格等省令別表の1）。

- ② 届出義務の適用除外として、農林水産省令・環境省令で定める者を除くとされており（法第9条第1項）規則において、販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）を目的としない製造を業とする製造業者又は輸入を業とする輸入業者とすると規定されている（規則第3条）。これは、製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が一般に流通せず、届出を義務付けて把握するまでの必要性に乏しいことから、届出義務の対象外とされているものである。
- ③ 届出の時期については、その事業の開始前に、農林水産大臣及び環境大臣にその氏名及び住所等の事項を届け出なければならないこととされている（法第9条第1項）。
- ④ 基準又は規格が定められていなかった愛がん動物用飼料であって、新たに基準又は規格が定められたものの製造業者又は輸入業者についても、基準又は規格が定められた後に、速やかに届出が行われる必要がある。届出の時期については、他法律の同様の規定例を踏まえ、事後の届出として許容できる範囲として、基準又は規格が定められた日から30日以内に届け出なければならないこととされている（同条第2項）。
- ⑤ 法の施行の際、現に、基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料を製造又は輸入している者については、新たに基準又は規格が定められたため製造業者又は輸入業者になった者に該当することから、基準又は規格が定められた日から30日以内に届け出なければならないこととなる（このため、このような者に対する特段の経過措置は設けられていない。）。
- ⑥ 届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、その届出事項に変更を生じたときや、事業を廃止したときに変更又は廃止の届出を行わなければならないこととされている。届出の時期については、30日以内に届け出なければならないこととされている（同条第3項）。
- ⑦ 届出事業者が、届出に係る事業の全部を譲渡する場合や、届出事業者について相続、合併又は分割があったときは、届出事業者の地位が承継されることとなる（同条第4項）。当該届出事業者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に届け出なければならないこととされている。届出に当たっては、その事実を証明する書面（登記簿の謄本等）を添えることとされている（同条第5項）。

(2) 届出事項

製造業者及び輸入業者は、以下の事項について届出を義務付けられている。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）（法第9条第1項第1号）
- ② 製造業者にあっては、当該愛がん動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地（同項第2号）
- ③ 販売業務を行う事業場及び当該愛がん動物用飼料を保管する施設の所在地（同項

第3号)

- ④ 製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類（犬又は猫）（規則第4条第1号）
- ⑤ 当該愛がん動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日（同条第2号）
- ⑥ 輸出用として製造又は輸入する愛がん動物用飼料については、その旨（同条第3号）

また、届出は、規則様式第1による届出書を提出して行うこととされている（規則第2条）。届出に当たっては、法人にあっては登記簿謄本等、個人にあっては住民票の写し等を添付しなければならない。

なお、愛がん動物用飼料は、主に個別包装され消費者に販売されることから、販売業者の段階で有害物質が混入するおそれは少なく、届出義務のある製造業者又は輸入業者を通じた情報把握により販売業者にも廃棄等の命令は可能であること等から、販売業者については、届出義務を課さないこととされている（法第9条第1項）。

2 帳簿の備付け

本法においては、愛がん動物用飼料の安全性を確保するため、基準又は規格を設定し、それに合わない愛がん動物用飼料の販売等の禁止（法第6条）、有害物質が含まれている愛がん動物用飼料の販売等の禁止等（法第7条）を行うこととされている。また、販売が禁止された愛がん動物用飼料が、その禁止措置にもかかわらず販売された場合、緊急的な措置として、農林水産大臣及び環境大臣は、その愛がん動物用飼料の廃棄等を命ずることができることとされている（法第8条）。

これらの対応措置を迅速かつ適切に行うためには、愛がん動物用飼料の流通実態の把握を可能にしておくことが必要であることから、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し愛がん動物用飼料の取引を帳簿に記載し、それを備え付けておくこととされている（法第10条）。

(1) 帳簿の記載事項

- ① 製造又は輸入の場合の帳簿の備付け（法第10条第1項）

愛がん動物用飼料の流通経路を把握するためには、起点となる製造業者又は輸入業者が製造又は輸入した愛がん動物用飼料を把握する必要があることから、基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者は、帳簿を備え、当該愛がん動物用飼料を製造し、又は輸入したときは、次の事項を記載し、これを保存しなければならないこととされている（規則第5条第1項）。

<製造業者の記載事項>

- ア 愛がん動物用飼料の名称及び数量（法第10条第1項）
- イ 愛がん動物用飼料の製造年月日（規則第5条第1項第1号）
- ウ 愛がん動物用飼料の原材料の名称及び数量（同項第2号のイ）
- エ 愛がん動物用飼料の原材料の譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称（同号のロ）

<輸入業者の記載事項>

- ア 愛がん動物用飼料の名称及び数量（法第10条第1項）
- イ 愛がん動物用飼料の輸入年月日（規則第5条第1項第1号）

- ウ 愛がん動物用飼料の輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称（同項第3号のイ）
- エ 輸入した愛がん動物用飼料の荷姿（同号のロ）
- オ 輸入した愛がん動物用飼料の製造国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原材料の名称（同号のハ）

② 譲渡しの場合の帳簿の備付け（法第10条第2項）

製造又は輸入された愛がん動物用飼料が、更にどのような経路で消費者まで到達するかを把握するため、基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者、輸入業者又は販売業者は、帳簿を備え、当該愛がん動物用飼料を製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡したときは、次の事項を記載し、これを保存しなければならないこととされている（規則第5条第2項）。

<記載事項>

- ア 愛がん動物用飼料の名称及び数量（法第10条第2項）
- イ 相手方の氏名又は名称（同項）
- ウ 愛がん動物用飼料の譲渡しの年月日（規則第5条第2項第1号）
- エ 愛がん動物用飼料の荷姿（同項第2号）

③ 義務付けの対象外

製造業者、輸入業者又は販売業者が愛がん動物の飼養者に直接販売した場合や愛がん動物用飼料を譲り受けた場合には帳簿の記載義務を課していない（法第10条第2項）。これは、有害な愛がん動物用飼料を購入した飼養者には十分な注意喚起等を講ずることにより被害の防止を図ることが可能であること、また、譲受けと譲渡して流通過程を二重に捉えておくほど嚴重にする必要性は乏しいことによる。

(2) 帳簿の形態

帳簿は書面によることとされているが、電磁的記録による記載及び保存を行えるよう措置している（情報通信技術省令第4条）。

具体的には、①電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により、帳簿の作成を行えることとし（情報通信技術省令第6条）、②作成された電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロム等により保存できることとされている（情報通信技術省令第4条）。

(3) 帳簿の保存期間

- ① 愛がん動物用飼料の保存期間は、その対象とする動物の種類等によって千差万別であり、今後、対象とする愛がん動物の種類を拡大した場合など、一律の基準では問題となる場合も想定される。このため、愛がん動物飼料の保存期間に応じて柔軟に、帳簿の保存期間を定めることができるようにしておくことが適当と考えられることから、帳簿の保存期間は、省令で定めることとされている（法第10条）。
- ② 具体的には、施行令第1条において、愛がん動物として犬及び猫を指定しており、犬及び猫用の愛がん動物用飼料が一般的に市場に出回っている期間を考慮して、帳簿の保存期間は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して2年間保存しなければならないこととされている（規則第5条第3項）。

3 報告の徴収及び立入検査

(1) 対象

農林水産大臣又は環境大臣は、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図る観点から、法の施行に必要な限度において、①製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者から、業務に関し必要な報告を求めることができることとされ（法第11条第1項）、また、②その職員に、当該事業者に対して立入検査、質問又は集取（以下「立入検査等」という。）を行わせることができることとされている（法第12条第1項）。立入検査等に当たっては、これらの業者の事業場、倉庫、船舶、車両等の愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入ることができることとされている。

ここでは、法の直接の規制対象者である製造業者、輸入業者又は販売業者に加え、運送業者や倉庫業者も報告の徴収の対象とされている。

(2) 愛がん動物用飼料の集取（法第12条第1項）

本条第1項においては、検査に必要な限度において、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させることができることとされており、集取する場合には、時価によってその対価を支払わなければならないこととされている。

これは、愛がん動物用飼料の場合、レトルトや缶に密封されている等の形状で販売されているものが多く、集取の量を検査に必要な最小限度に限定したとしても、集取によって製品の経済的価値を損失してしまうこととなることから、時価によってその対価を支払わなければならないこととされているものである。

(3) 検査結果の概要の公表（法第12条第5項）

農林水産大臣又は環境大臣は、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取し、検査を行った場合には、その結果を周知させることで更なる被害拡大を防止する観点から、検査結果の概要を公表しなければならないこととされている。

(4) センターによる立入検査等

① 法第12条において、農林水産大臣又は環境大臣は、立入検査等を行うことができるとされているが、愛がん動物用飼料の成分等に関する専門的・技術的な事項については、専門的な知見を有する専門機関を活用することにより、その業務を効率的かつ効果的に行うことが可能となる。

このため、家畜用飼料の安全性を確保するための検査の知見が蓄積されており、愛がん動物用飼料についても類似のものとして知見を有する独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を活用し、立入検査等の業務をより一層効率的かつ効果的に行うこととするため、農林水産大臣は、立入検査等の事務をセンターに行わせることができることとされている（法第13条）。

② センターによる立入検査等については、法第12条第1項の規定による農林水産大臣又は環境大臣による立入検査等と同様に、愛がん動物用飼料を集取する場合は、時価によってその対価を支払わなければならないこととされている（法第13条第1項）。なお、法第12条第1項及び法第13条第1項の規定に基づく愛がん動物用飼料又はその原材料の検査は、センター理事長が定める方法による。

また、立入検査等の実施に当たっては、センターの主務大臣である農林水産大臣が、センターに対し、その期日、場所等を示してこれを実施すべきことを指示するとともに（法第13条第2項）、センターが立入検査等を実施した後は、その結果を書面にして農林水産大臣に報告しなければならないこととされている（法第13条第3項及びセンター省令第1条）。

- ③ 農林水産大臣は、法第13条第1項の規定により、センターに立入検査等を行わせる場合において、その適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対して、必要な命令をすることができることとされ（法第14条）、命令の範囲は、立入検査等の業務に関し必要な範囲に限られている。

4 輸出用飼料の特例

本法は、愛がん動物の健康を保護するため、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図るものであり、その規制の対象は、我が国において製造若しくは販売され、又は我が国に輸入される愛がん動物用飼料である。

一方で、我が国から輸出される愛がん動物用飼料は、輸出される国の規制に適合しなければならず、我が国で流通するものと同じの規制を課すことは、不適當な場合があることから、輸出用の愛がん動物用飼料については、政令で法の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができることとし（法第15条）、実態に即した措置を行うこととしている。

具体的には、令第2条において、法第6条の規定（法第5条の規定により定められた基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売の禁止）は、愛がん動物用飼料の輸出のための製造、輸入又は販売には適用を除外することとされている。

なお、試験研究用の愛がん動物用飼料については、販売目的での製造等についての規制である本法においては、特例を設けなくとも適用が除外されることとなる。

5 権限の委任

報告の徴収及び立入検査等については、農林水産大臣又は環境大臣が、有害な愛がん動物用飼料について廃棄又は回収等の命令等を行うに当たって、当該愛がん動物用飼料の製造等の状況を把握するために必要な措置であり、これらの事務は確実かつ迅速に行われる必要がある。

このため、農林水産大臣及び環境大臣の権限の一部を、それぞれの判断で、地方農政局長及び地方環境事務所に委任することができることとされている（法第16条）。具体的には、法第11条第1項の規定による報告の徴収及び法第12条第1項の規定による立入検査等の権限を地方農政局長及び地方環境事務所に委任することとされた（農政局長委任省令及び環境事務所に委任省令）。

第1表

分類名
穀類
いも類
でん粉類
糖類
種実類
豆類
野菜類
果実類
きのこ類
藻類
魚介類
肉類
卵類
乳類
油脂類

注

- 1 上記以外のものにあつては、個別名による表示とする。
- 2 「魚介類」にあつては、魚類に由来する原材料のみ使用した場合は、「魚類」と表示することができる。
- 3 「肉類」にあつては、「畜肉類」と表示することができる。また、家きんに由来する原材料のみ使用した場合にあつては、「家きん類」又は「家禽類」と表示することができる。

第2表

用途名
甘味料
着色料
保存料
増粘安定剤
酸化防止剤
発色剤

注

- 1 「着色料」にあつては、添加物の物質名に「色」の文字を含む場合は、用途名の表示を省略することができる。
- 2 「増粘安定剤」にあつては、複数の多糖類を使用する場合は、「増粘多糖類」と表示し、添加物の物質名の表示を省略することができる。

第3表

一括名
イーストフード
かんすい
酵素
光沢剤
香料
酸味料
調味料
豆腐用凝固剤
苦味料
乳化剤
pH調整剤
膨張剤

ペットフード安全法関係法令集

1. 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
2. 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令
(愛がん動物の種類、輸出用の特例について定めた政令)
3. 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則
(届出や帳簿の備付け等に関する事項について定めた省令)
4. 愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令
(愛がん動物用飼料の成分規格、製造方法の基準、表示の基準について定めた省令)
5. 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十三条の規定による立入検査等及び報告に関する省令
(FAMICによる立入検査等及びその報告について定めた省令)
6. 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
(帳簿を電子データで作成・保存できることを定めた省令)
7. 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十六条第一項の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令
(報告徴収・立入検査について地方農政局長に権限を委任することを定めた省令)

平成二十年六月十八日

法律第八十三号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 愛がん動物用飼料の製造等に関する規制（第五条—第十条）

第三章 雑則（第十一条—第十七条）

第四章 罰則（第十八条—第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「愛がん動物」とは、愛がんすることを目的として飼養される動物であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「愛がん動物用飼料」とは、愛がん動物の栄養に供することを目的として使用される物をいう。

3 この法律において「製造業者」とは、愛がん動物用飼料の製造（配合及び加工を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、愛がん動物用飼料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、愛がん動物用飼料の販売を業とする者で製造業者及び輸入業者以外のものをいう。

（事業者の責務）

第三条 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その事業活動を行うに当たって、自らが愛がん動物用飼料の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、愛がん動物用飼料の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、愛がん動物用飼料の原材料の安全性の確保、愛がん動物の健康が害されることを防止するための愛がん動物用飼料の回収その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、愛がん動物用飼料の安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供を図るよう努めなければならない。

第二章 愛がん動物用飼料の製造等に関する規制

（基準及び規格）

第五条 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止する見地から、農林水産省令・環境省令で、愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示につき基準を定め、又は愛がん動物用飼料の成分につき規格を定めることができる。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴かななければならない。

（製造等の禁止）

第六条 前条第一項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該基準に合わない方法により、愛がん動物用飼料を販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林水産省令・環境省令で定める授与を含む。以下同じ。）の用に供するために製造すること。
- 二 当該基準に合わない方法により製造された愛がん動物用飼料を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。
- 三 当該基準に合う表示がない愛がん動物用飼料を販売すること。
- 四 当該規格に合わない愛がん動物用飼料を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入すること。

（有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止）

第七条 農林水産大臣及び環境大臣は、次に掲げる愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

- 一 有害な物質を含み、又はその疑いがある愛がん動物用飼料
- 二 病原微生物により汚染され、又はその疑いがある愛がん動物用飼料

2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定による禁止をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（廃棄等の命令）

第八条 製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる愛がん動物用飼料を販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合において、当該愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣及び環境大臣は、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該愛がん動物用飼料の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第六条第二号から第四号までに規定する愛がん動物用飼料
- 二 前条第一項の規定による禁止に係る愛がん動物用飼料

（製造業者等の届出）

第九条 第五条第一項の規定により基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者（農林水産省令・環境省令で定める者を除く。）は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その事業の開始前に、次に掲げる事項を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 製造業者にあつては、当該愛がん動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 三 販売業務を行う事業場及び当該愛がん動物用飼料を保管する施設の所在地
- 四 その他農林水産省令・環境省令で定める事項

2 新たに第五条第一項の規定により基準又は規格が定められたため前項に規定する製造業者又は輸入業者となった者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その基準又は規格が定められた日から三十日以内に、同項各号に掲げる事項を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出をした者（次項及び第五項において「届出事業者」という。）は、その届出事項に変更を生じたときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その変更の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

4 届出事業者が第一項又は第二項の規定による届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出事業

者の地位を承継する。

- 5 前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その承継の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第十条 第五条第一項の規定により基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者は、帳簿を備え、当該愛がん動物用飼料を製造し、又は輸入したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その名称、数量その他農林水産省令・環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 2 第五条第一項の規定により基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者、輸入業者又は販売業者は、帳簿を備え、当該愛がん動物用飼料を製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その名称、数量、相手方の氏名又は名称その他農林水産省令・環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第三章 雑則

(報告の徴収)

第十一条 農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

- 2 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 農林水産大臣 環境大臣

二 環境大臣 農林水産大臣

(立入検査等)

第十二条 農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

- 2 前項の規定により立入検査、質問又は集取（以下「立入検査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- 4 次の各号に掲げる大臣は、第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 農林水産大臣 環境大臣

二 環境大臣 農林水産大臣

5 農林水産大臣又は環境大臣は、第一項の規定により愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させたときは、当該愛がん動物用飼料又はその原材料の検査の結果の概要を公表しなければならない。

(センターによる立入検査等)

第十三条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、同項に規定する者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集

取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査等を行わせる場合には、センターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
- 3 センターは、前項の規定による指示に従って第一項の規定による立入検査等を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を環境大臣に通知するものとする。
- 5 前条第二項及び第三項の規定は第一項の規定による立入検査等について、同条第五項の規定は第一項の規定による集取について、それぞれ準用する。

(センターに対する命令)

第十四条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(輸出用愛がん動物用飼料に関する特例)

第十五条 輸出用の愛がん動物用飼料については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(権限の委任)

第十六条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、地方農政局長に委任することができる。

- 2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(経過措置)

第十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四章 罰則

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条の規定に違反した者
- 二 第七条第一項の規定による禁止に違反した者
- 三 第八条の規定による命令に違反した者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第十八条 一億円以下の罰金刑
- 二 前条 同条の罰金刑

第二十一条 第九条第三項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第二十二条 第十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第二十三条 第十条第一項又は第二項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(施行のために必要な準備)

第二条 第五条第一項の規定による基準又は規格の設定については、農林水産大臣及び環境大臣は、この法律の施行前においても、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴くことができる。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本法の一部改正)

第五条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）」を「、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）」に改める。

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第六条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第十三条第一項の規定による立入検査、質問及び集取

(農林水産省設置法の一部改正)

第七条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び種苗法（平成十年法律第八十三号）」を「、種苗法（平成十年法律第八十三号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）」に改める。

平成二十年十二月三日

政令第三百六十六号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令

内閣は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第二条第一項及び第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（愛がん動物）

第一条 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める動物は、犬及び猫とする。

（輸出用愛がん動物用飼料に関する特例）

第二条 法第六条の規定は、愛がん動物用飼料の輸出のための製造、販売又は輸入については、適用しない。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

（農業資材審議会令の一部改正）

第二条 農業資材審議会令（平成十二年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表飼料分科会の項中「(昭和二十八年法律第三十五号)」の下に「及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）」を加える。

平成二十一年五月十八日

農林水産省令・環境省令第二号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第六条第一号、第九条第一項から第三項まで及び第五項並びに第十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則を次のように定める。

（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与に準ずるもの）

第一条 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第六条第一号の農林水産省令・環境省令で定める授与は、特定の者に対する授与であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- 一 当該授与に係る愛がん動物用飼料が販売の用に供されるものであること。
- 二 当該授与に係る愛がん動物用飼料が不特定又は多数の者に販売以外の方法により授与されるものであること。

（製造業者等の届出）

第二条 法第九条第一項から第三項まで及び第五項の規定による届出は、様式第一による届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出してしなければならない。

（届出義務の適用除外）

第三条 法第九条第一項の農林水産省令・環境省令で定める者は、販売（法第六条第一号に規定する販売をいう。）を目的としない製造を業とする製造業者又は輸入を業とする輸入業者とする。

（製造業者等の届出事項）

第四条 法第九条第一項第四号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類
- 二 当該愛がん動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日
- 三 輸出用として製造又は輸入する愛がん動物用飼料については、その旨

（製造業者等の帳簿の記載事項等）

第五条 法第十条第一項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 愛がん動物用飼料の製造年月日又は輸入年月日
- 二 製造業者にあつては、次に掲げる事項
 - イ 愛がん動物用飼料の製造に用いた原材料の名称及び数量
 - ロ 愛がん動物用飼料の製造に用いた原材料が譲り受けたものであるときは、譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称
- 三 輸入業者にあつては、次に掲げる事項
 - イ 愛がん動物用飼料の輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称
 - ロ 輸入した愛がん動物用飼料の荷姿
 - ハ 輸入した愛がん動物用飼料が製造された国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原材料の名称

2 法第十条第二項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 愛がん動物用飼料の譲渡しの年月日
- 二 譲り渡した愛がん動物用飼料の荷姿

3 法第十条に規定する帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して二年間保存しなければならない。

（身分を示す証明書の様式）

第六条 法第十二条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第二による。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

様式第 1 (第 2 条関係)

イ

愛がん動物用飼料(製造)業者届	
年 月 日	
農林水産大臣 殿 環境大臣 殿	住所 氏名 印
<p>下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項 (第 2 項)の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)2 製造業者にあつては、愛がん動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地3 販売業務を行う事業場及び愛がん動物用飼料を保管する施設の所在地4 製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類5 愛がん動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日6 輸出用として製造又は輸入する愛がん動物用飼料については、その旨	

(日本工業規格 A 4)

ロ

愛がん動物用飼料(製造)業者届出事項変更届	
年 月 日	
農林水産大臣 殿 環境大臣 殿	住所 氏名 印
<p>さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項 (第 2 項) の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 3 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 変更した事項2 変更した年月日	

(日本工業規格 A 4)

愛がん動物用飼料（製造）業者事業廃止届

年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所
氏名 印

さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項（第2項）の規定により愛がん動物用飼料（製造）業者の届出をしたが、年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。

（日本工業規格 A 4）

愛がん動物用飼料（製造）業者事業承継届

年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所
氏名 印

さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項（第2項）の規定により届出がなされていた（製造）業者の地位を承継したので、同条第5項の規定により届け出ます。

- 1 承継年月日
- 2 被承継者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 3 承継の原因

（日本工業規格 A 4）

様式第2（第6条関係）

（表）

（裏）

	第	号	
愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第12条第2項の身分証明書			
写 真	官職及び氏名		
	生年月日	年 月 日	
		年 月 日発行	
身分証明書	発行者名	印	

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（抄）

第12条 農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取（以下「立入検査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4・5 （略）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第12条第1項又は第13条第1項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

平成二十一年四月二十八日
農林水産省令・環境省令第一号

愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき、愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令を次のように定める。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項に規定する愛がん動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の基準については、別表に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 法第六条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為であって、平成二十一年十二月一日以前に製造された愛がん動物用飼料に係るものについては、同条の規定は、適用しない。

2 法第六条第三号に掲げる行為であって、平成二十二年十二月一日以前に製造された愛がん動物用飼料に係るものについては、同条の規定は、適用しない。

3 製造業者、輸入業者又は販売業者が、平成二十一年十二月一日以前に製造された愛がん動物用飼料であって、法第六条第二号及び第四号に規定する愛がん動物用飼料に該当するものを販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合における当該愛がん動物用飼料については、法第八条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

4 製造業者、輸入業者又は販売業者が、平成二十二年十二月一日以前に製造された愛がん動物用飼料であって、法第六条第三号に規定する愛がん動物用飼料に該当するものを販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合における当該愛がん動物用飼料については、法第八条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

別表

1 販売用愛がん動物用飼料の成分規格

(1) エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソールの販売用愛がん動物用飼料（販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供する愛がん動物用飼料であって、当該愛がん動物用飼料を製造する事業場において愛がん動物に使用されるものを除く。以下同じ。）中の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で販売用愛がん動物用飼料1トン当たり150g以下でなければならない。ただし、エトキシキンの販売用愛がん動物用飼料中の含有量は、犬を対象とする販売用愛がん動物用飼料にあつては、販売用愛がん動物用飼料1トン当たり75g以下でなければならない。

(2) アフラトキシンB₁の販売用愛がん動物用飼料中の含有量は、0.02ppm以下でなければならない。

(3) 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の販売用愛がん動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第 1 欄	第 2 欄
グリホサート	15ppm
クロルピリホスメチル	10ppm
ピリミホスメチル	2ppm
マラチオン	10ppm
メタミドホス	0.2ppm

- (4) (1)から(3)までに規定する物質の販売用愛がん動物用飼料中の含有量を算出するに当たっては、当該販売用愛がん動物用飼料中の水分の含有量が10%を超えるときは、その超える量を当該販売用愛がん動物用飼料の量から除外するものとし、当該販売用愛がん動物用飼料中の水分の含有量が10%に満たないときは、その不足する量を当該販売用愛がん動物用飼料の量に加算するものとする。

2 販売用愛がん動物用飼料の製造の方法の基準

- (1) 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない。
- (2) 販売用愛がん動物用飼料を加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来して当該販売用愛がん動物用飼料中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。
- (3) プロピレングリコールは、猫を対象とする販売用愛がん動物用飼料に用いてはならない。

3 販売用愛がん動物用飼料の表示の基準

販売用愛がん動物用飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

ア 販売用愛がん動物用飼料の名称

イ 原材料名

ウ 賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）

エ 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

オ 原産国名

平成二十一年五月十八日
農林水産省令第三十一号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十三条の規定による立入検査等及び報告に関する省令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第十三条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十三条の規定による立入検査等及び報告に関する省令を次のように定める。

（独立行政法人農林水産消費安全技術センターの報告）

第一条 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第十三条第三項の規定による報告は、遅滞なく、同条第一項の規定による立入検査又は質問をした場合にあっては第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を、同項の規定による集取をした場合にあっては第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 立入検査、質問又は集取をした製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 立入検査、質問又は集取をした年月日
- 三 立入検査又は質問の結果
- 四 集取をした愛がん動物用飼料又はその原材料（以下この条において「愛がん動物用飼料等」という。）を所有する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 五 集取をした愛がん動物用飼料等を製造した事業場の名称及び所在地（当該愛がん動物用飼料等が輸入されたものである場合には、当該愛がん動物用飼料等を輸入した輸入業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該愛がん動物用飼料等の種類、名称及び製造年月（当該愛がん動物用飼料等が輸入されたものである場合には、当該愛がん動物用飼料等の輸入年月）
- 六 集取をした愛がん動物用飼料等の試験の結果
- 七 その他参考となるべき事項
（身分を示す証明書の様式）

第二条 法第十三条第五項において準用する法第十二条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表）

（裏）

<p style="text-align: center; margin: 0;">第 号</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 13条第5項において準用する同法第12条第2項 の身分証明書</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center; width: 40px; height: 40px; margin-right: 10px;">写 真</div> <div style="margin-right: 10px;">氏名</div> <div style="margin-right: 10px;">生年月日</div> <div style="margin-right: 10px;">年 月 日</div> <div style="margin-right: 10px;">年 月 日発行</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">印</div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長</p>
--

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（抄）

第12条 農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取（以下「立入検査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4・5 (略)

第13条 農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、同項に規定する者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査等を行わせる場合には、センターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3・4 (略)

5 前条第2項及び第3項の規定は第1項の規定による立入検査等について、同条第5項の規定は第1項の規定による集取について、それぞれ準用する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第12条第1項又は第13条第1項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

平成二十一年五月十八日

農林水産省令・環境省令第三号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 民間事業者等が、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十条の規定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十条の規定に基づく書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

附 則

この省令は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

平成二十一年五月十八日
農林水産省令第三十二号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十六条第一項の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第十六条第一項の規定に基づき、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十六条第一項の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）に規定する農林水産大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十一条第一項の規定による報告の徴収
- 二 法第十二条第一項の規定による立入検査等

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

～ ペットフード安全法が施行されました ～

- ペットフードの安全を確保するため、ペットフード安全法（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律）が平成21年6月1日に施行されました。
- ペットフードを輸入又は製造を行っている事業者におかれましては、個人、法人を問わず、平成21年7月1日までに事業者としての届出を行っていただくようお願いします。
- この法律の概要は、本リーフレットでも紹介しておりますが、詳細については、下記ホームページのアドレスに法律やマニュアル等を掲載しております。ご不明な点がございましたら、裏面に記載してある最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。
 - ◇ 農林水産省 (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>)
 - ◇ 環境省 (<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/petfood.html>)
 - ◇ (独)農林水産消費安全技術センター (<http://www.famic.go.jp/ffis/pet/index.html>)

ペットフード安全法の概要

1 対象となるペットフード

総合栄養食、一般食のほか、おやつやスナック、ガム、サプリメント、ミネラルウォーターなど犬・猫が食べるもので動物用医薬品等以外のものが対象となります。（動物用医薬品等は、薬事法によって規制されますので、本法の対象外です）

2 安全に関する基準・規格の設定

- (1) ペットフードの安全を確保するため、安全性に関する基準・規格が定められ、これに合致しないペットフードの製造・輸入・販売は禁止されます。
- (2) ペットフードの名称、原材料名、賞味期限、事業者名、原産国名は、日本語で表示することが平成22年12月から義務づけられます。
- (3) 輸入、製造されるペットフードが基準・規格に適合していることなどを確認するため、輸入業者、製造業者、販売業者等に対して立入検査を行います。

3 届出と帳簿の備付けの義務付け

ペットフードを輸入、製造する業者におかれましては、法人、個人を問わず、届出と帳簿の備付けが義務づけられますので、ご注意ください。

なお、詳細については、上記ホームページに掲載している事業者向けのマニュアルをご覧ください。

(1) 事業者としての届出

- ◇ 輸入又は製造を行っている事業者におかれましては、平成21年7月1日までに届出を行っていただきますようお願いします。（詳細については、上記ホームページに掲載しております。また、様式はホームページからダウンロードできます。）
- ◇ 届出は、主たる事務所（本社）が所在する都道府県の農林水産省地方農政局等（裏面参照）に行ってください。

(2) 帳簿の備付け

- ◇ ペットフードの輸入、製造又は卸売を行う事業者は、製造、輸入及び販売したペットフードの名称、数量などを帳簿に記載、あるいはコンピュータで記録し、保存しておくことが義務づけられます。

地方農政局・農政事務所等の一覧

平成21年6月現在

都道府県	名称	所在地	電話	FAX
北海道	北海道農政事務所	札幌市	011-642-5463	011-613-3795
青森県	東北農政局青森農政事務所	青森市	017-775-2151	017-775-8215
岩手県	〃 岩手農政事務所	盛岡市	019-624-1125	019-624-9170
宮城県	東北農政局	仙台市	022-221-6097	022-217-8432
秋田県	〃 秋田農政事務所	秋田市	018-862-5639	018-862-5340
山形県	〃 山形農政事務所	山形市	023-622-7233	023-622-7249
福島県	〃 福島農政事務所	福島市	024-534-4152	024-533-8293
茨城県	関東農政局茨城農政事務所	水戸市	029-221-2185	029-221-2943
栃木県	〃 栃木農政事務所	宇都宮市	028-633-3313	028-633-4073
群馬県	〃 群馬農政事務所	前橋市	027-221-1184	027-224-6335
埼玉県	関東農政局	さいたま市	048-740-0366 048-740-0364	048-601-0548
千葉県	〃 千葉農政事務所	千葉市	043-224-5611	043-227-7135
東京都	〃 東京農政事務所	千代田区	03-3214-7323	03-3214-7324
神奈川県	〃 神奈川農政事務所	横浜市	045-211-1333	045-211-1330
山梨県	〃 山梨農政事務所	甲府市	055-226-6613	055-226-6642
長野県	〃 長野農政事務所	長野市	026-233-2991	026-235-1657
静岡県	〃 静岡農政事務所	静岡市	054-246-6959	054-246-5001
新潟県	北陸農政局新潟農政事務所	新潟市	025-228-5212	025-223-3987
富山県	〃 富山農政事務所	富山市	076-441-9311	076-441-9327
石川県	北陸農政局	金沢市	076-232-4106	076-261-9523
福井県	〃 福井農政事務所	福井市	0776-36-1791	0776-35-8925
岐阜県	東海農政局岐阜農政事務所	岐阜市	058-271-4045	058-277-3949
愛知県	東海農政局	名古屋市	052-223-4670	052-220-1362
三重県	〃 三重農政事務所	三重県	059-228-3151	059-229-0577
滋賀県	近畿農政局滋賀農政事務所	大津市	077-522-4272	077-526-3062
京都府	近畿農政局	京都市	075-414-9000	075-417-2149
大阪府	〃 大阪農政事務所	大阪市	06-6943-9691	06-6949-6255
兵庫県	〃 兵庫農政事務所	神戸市	078-331-9944	078-331-9965
奈良県	〃 奈良農政事務所	奈良市	0742-23-1283	0742-23-5750
和歌山県	〃 和歌山農政事務所	和歌山市	073-436-3857	073-436-5002
鳥取県	中国四国農政局鳥取農政事務所	鳥取市	0857-22-3131	0857-24-6775
島根県	〃 島根農政事務所	松江市	0852-24-7311	0852-24-7395
岡山県	中国四国農政局	岡山市	086-227-4302	086-224-4530
広島県	〃 広島農政事務所	広島市	082-281-2111	082-285-4956
山口県	〃 山口農政事務所	山口市	083-922-5204	083-932-7581
徳島県	〃 徳島農政事務所	徳島市	088-622-6136	088-655-9136
香川県	〃 香川農政事務所	高松市	087-831-8155	087-831-8171
愛媛県	〃 愛媛農政事務所	松山市	089-932-1379	089-932-1873
高知県	〃 高知農政事務所	高知市	088-875-2155	088-872-7547
福岡県	九州農政局福岡農政事務所	福岡市	092-281-8261	092-281-8268
佐賀県	〃 佐賀農政事務所	佐賀市	0952-23-3132	0952-29-5609
長崎県	〃 長崎農政事務所	長崎市	095-845-7125	095-845-7180
熊本県	九州農政局	熊本市	096-353-7601	096-359-0735
大分県	〃 大分農政事務所	大分市	097-532-6132	097-532-6160
宮崎県	〃 宮崎農政事務所	宮崎市	0985-22-5803	0985-22-3384
鹿児島県	〃 鹿児島農政事務所	鹿児島市	099-222-0121	099-223-7302
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局	那覇市	098-866-1672	098-860-1195

平成21年5月26日

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
(ペットフード安全法)
に関する事業者マニュアル

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

目 次

I はじめに

- 1 法律の概要（p 1）
 - （1）法律制定の背景
 - （2）法律の概要

II 製造・輸入・販売において留意していただきたい事項（p 2）

III 事業者としての届出

- 1 趣旨（p 3）
- 2 届出が必要な事業者の範囲（p 3）
 - （1）販売用ペットフードの製造業者
 - （2）販売用ペットフードの輸入業者
- 3 届出事項（p 6）
- 4 届出の時期（p 7）
 - （1）本法律の施行時点ですでに製造又は輸入を行っている場合
 - （2）本法律の施行後に新たに製造又は輸入を始める場合
 - （3）変更・廃止・承継の場合
- 5 届出先（p 8）

IV 帳簿の記載・保存

- 1 趣旨（p 12）
- 2 帳簿の記載が必要となる場合（p 12）
- 3 記載事項（p 13）
 - （1）ペットフードを製造した場合（製造業者のみ）
 - （2）ペットフードを輸入した場合（輸入業者のみ）
 - （3）ペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡した場合（全ての業者）
- 4 帳簿の記載方法及び保存期間（p 14）

このマニュアルは、ペットフードの製造業者、輸入業者及び販売業者の方々に向けて、

- ① 製造・輸入・販売において留意していただきたい点
- ② 事業の届出方法
- ③ 帳簿の記載・保存方法

を取りまとめたものです。事業者の方々にとってできるだけわかりやすくするため、必要に応じて適宜修正することとしています。

このため、マニュアルの最新版や届出書の様式については、農林水産省（www.maff.go.jp）、環境省（www.env.go.jp）、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページ（www.famic.go.jp）を御確認の上、御利用ください。

【参考資料】

- 法律全文（p 16）
- 政令全文（p 21）
- 省令全文（p 22）
- 地方農政局・地方農政事務所等窓口一覧（p 29）

I はじめに

1 法律の概要

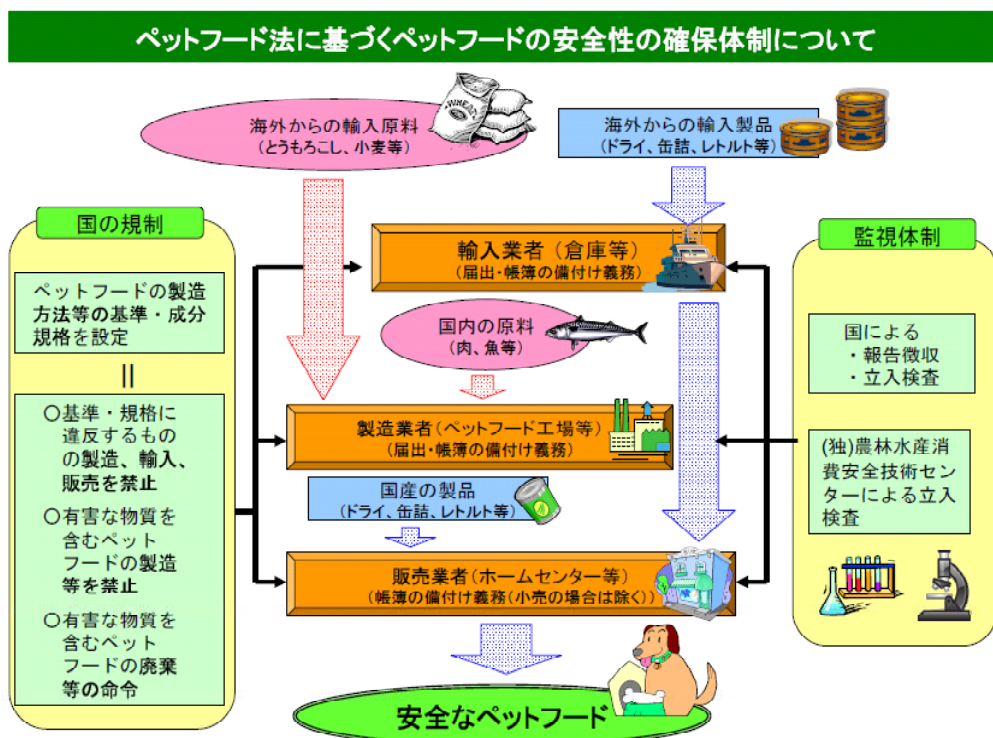
(1) 法律制定の背景

平成19年3月に、米国において、メラミンの混入したペットフードが原因となって多数の犬と猫に相次いで健康被害が発生しましたが、同じ製品が日本にも輸入されていたことから、自主回収が行われ、新聞等で大きく取り上げられるなど、ペットフードの安全性に関する問題が起きました。

このような事態を受けて、ペットフードの安全性の確保を図り、ペットの健康を保護するため、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（平成20年法律第83号）（ペットフード安全法）が平成20年6月に成立し、平成21年6月1日から施行されることになりました。

(2) 法律の概要

ペットフード安全法の枠組は、以下の図のとおりです。国（農林水産大臣及び環境大臣）がペットフード（本法律上は、「愛がん動物用飼料」と規定されており、犬用と猫用が対象となります。）の基準・規格を設定し、製造業者・輸入業者・販売業者（以下「事業者」といいます。）はこれに基づいて、それぞれの業を行っていただくこととなります。また、事業者は、届出・帳簿の備付けを行っていただくこととなります。



① 製造・輸入・販売に係る義務

本法律においては、ペットフードの安全性を確保するため、

- i) 国がペットフードの製造の方法・表示の基準及び成分の規格を設定し、これに合わないペットフードの製造・輸入・販売の禁止（第5条・第6条）
- ii) 緊急の場合のペットフードの製造・輸入・販売の禁止（第7条）
- iii) ペットフードの廃棄・回収命令（第8条）
- iv) ペットフードの事業者などに対する報告徴収・立入検査（第11条・第12条）などが定められています。

② 届出・帳簿の備付けの義務

事業者に関する情報を国があらかじめ把握するとともに、万が一の場合に、製品の廃棄・回収を速やかに行うことができるよう、

i) 製造業者・輸入業者の事業の届出（第9条）

ii) 製造業者・輸入業者・販売業者の帳簿の備付け（小売（消費者に直接販売すること）をいいます。）の場合を除く。）（第10条）

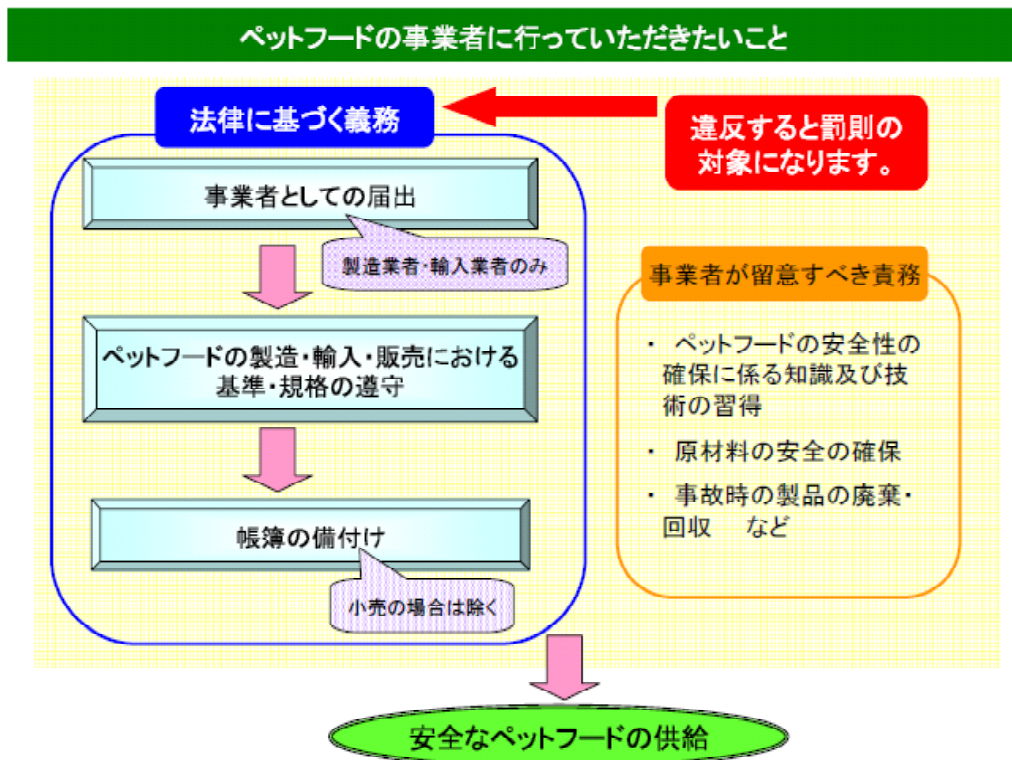
について、事業者の義務が定められています。

③ 事業者が留意すべき責務

本法律には、事業者及び国が、ペットフードの安全性を確保するために留意すべき責務が規定されています。

具体的には、事業者は、ペットフードの安全性の確保について第一義的な責任を有することとされており、ペットフードの安全性に関する知識及び技術の習得、ペットフードの原材料の安全性の確保、万が一の場合のペットフードの回収などに努めることとされています（第3条）。なお、国は、ペットフードの安全性に関する情報の収集、提供等に努めることとされています（第4条）。

ペットフードの安全性を確保するためには、国を始めとする行政機関、事業者、ペットの飼い主、獣医師などの関係者の間で、ペットやペットフードに関する情報を共有していくことが極めて重要です。



II 製造・輸入・販売において留意していただきたい事項

本法律では、ペットフードによるペットの健康被害を防止する見地から、国が審議会の意見を聴きながら、ペットフードの製造方法・表示についての基準及び成分についての規格を定めることとしています。この基準・規格が定められますと、基準・規格に合わないペットフードの製造・輸入・販売が禁止されます。また、有害な物質などが混入したペットフード

が流通するなどの緊急の場合には、国は製造・輸入・販売を禁止することができます。加えて、それらの禁止にもかかわらず流通したペットフードについては、廃棄・回収を命令することができます。

また、関係する事業者に対して、国及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が報告徴収・立入検査を行い、実際に基準・規格に合ったペットフードが製造・販売・輸入されているかの把握を行います。

事業者におかれては、これらの基準・規格を遵守していただくとともに、検査の際には御協力いただきますように御留意願います。なお、遵守のために必要な準備期間として、猶予期間を設定しております。表示の基準を除く基準・規格については平成21年12月1日以前に製造された愛がん動物用飼料について適用しません。また、表示の基準については平成22年12月1日以前に製造された愛がん動物用飼料について適用しません。

注：FAMICとは、農林水産消費安全技術センター（Food and Agricultural Materials Inspection Center）の略称で、法令に基づき食品や飼料の検査・分析などを実施している独立行政法人。

Ⅲ 事業者としての届出

1 趣旨

ペットフードの製造や出荷後に、国が定めた基準・規格に違反していることが明らかになった場合などは、国はペットフードの製造等の禁止や、廃棄・回収の命令を行うことができます。

このような場合に備えて、どこでどのようなペットフードが製造・輸入されているかについて、国はあらかじめ把握する必要があるため、ペットフードの供給元である製造業者及び輸入業者は、名称や所在地等の事業に関する情報を、事前に主たる事務所が所在する都道府県にある地方農政局又は地方農政事務所（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局）に届け出てください（参考：地方農政局・地方農政事務所等窓口一覧）。

2 届出が必要な事業者の範囲

販売用ペットフードの製造又は輸入を行う場合、事前に届出が必要となります。届出が必要となる事業者の範囲は、以下の（１）及び（２）となります。

ただし、事故等における製品の廃棄・回収等に当たっては、届出の要・不要にかかわらず当該製品の安全確保に責任を有する事業者が連携して対応してください。

また、ここで用いる用語の定義は以下のとおりです。

①「販売」

特に記載がない限り、卸売及び小売をいいます。サンプルの無料配布もこれに含まれます。

②「販売用ペットフード」

袋、缶、レトルトパウチ等の容器包装に入れられたものなど、販売を目的とされている犬用及び猫用のペットフードをいい、無料で配付されるサンプル品等も含まれます。なお、いわゆるドッグカフェのように、その場で製造してペットに与えられる場合、そのペットフードは対象外となりますが、ドッグカフェ等で製造されるペットフードであっても、容器包装に入れられてテイクアウトされるものは除外されません。

③「原材料」

最終製品を製造する過程で、粉碎、配合、加熱、成型、乾燥等の加工を行うことを目的として使用する物をいいます。

④「最終製品」

販売用ペットフードのうち、ペットに供する可食部分をいいます。

⑤「製造」

原材料から最終製品に加工し、販売用の容器（袋、缶詰・レトルトパウチなど）に中身を入れる工程（＝最終製品に直接接触する工程）をいいます。製造又は輸入された販売用ペットフードを開封し、小容量製品など別の販売用ペットフードとするための包装作業（小分けなど）も含まれます。

⑥「流通加工」

販売用ペットフードに対する付加的な加工で、製造に当たらないもの（最終製品の形状又は性状に実質的な変化を及ぼさないもの）をいいます。

（例）ラベル貼付け、容器包装の補修・補強、セット組みなど

⑦「輸入」

関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1号に規定する「輸入」、すなわち外国から日本国内に到着した貨物を日本国内に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て日本国内に）引き取ることをいいます。

⑧「業者」

製造、輸入又は販売の行為を反復継続する意思を持って行っている者をいい、一回の行為であっても、反復継続する意思を持っていれば、業を行っていることとなります。また、個人・法人を問いません。

(1) 販売用ペットフードの製造業者

日本国内で販売用ペットフードの製造の全部又は一部を行う業者が対象です。

「1 趣旨」で述べたとおり、届出は、どこでどのようなペットフードが製造されているかを国が把握するために行われるものであり、届出を要する業者と要しない業者は、具体的には以下のとおりです。（フロー図も参考にしてください。）

① 製造業者として届出を要する業者

- a 原材料を自ら購入して加工を行い、販売用に包装を行う業者
- b 他の業者が製造したペットフードの粒などを単品で、又は混合して、販売用に包装を行う業者
- c 他の業者から委託を受けて、製造を行う業者（例：OEM製品の製造受託）
- d 人用の食品（煮干、ボーロなど）を容器に入れて、販売用ペットフードとして製造する業者
- e 製造・輸入されたペットフードを小容量製品など他の種類の販売用ペットフードとするための一連の包装作業を行う業者
- f 製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、小分けし、包装した上で販売する業者

② 製造業者として届出を要しない業者

- a 国外でのみ製造する業者
- b 原材料の生産のみを行う業者
- c 自らは製造を行わず、他の業者に委託して、製造を行わせる業者（例：OEM製品の製造委託）
- d ラベル貼付け、容器包装の補修・補強、セット組みなど流通加工のみを行う業者

- e ドッグカフェやペットホテルなど、製造（調理）した店舗内等でペットに与えるペットフードのみを製造する業者（持ち帰り用ペットフードを製造している場合は、届出が必要となります。）
- f 製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、バラ売りの状態（持ち帰りのための簡易包装を含む。）で販売する業者

(2) 販売用ペットフードの輸入業者

日本国内に販売用ペットフードを輸入する業者が対象となります。

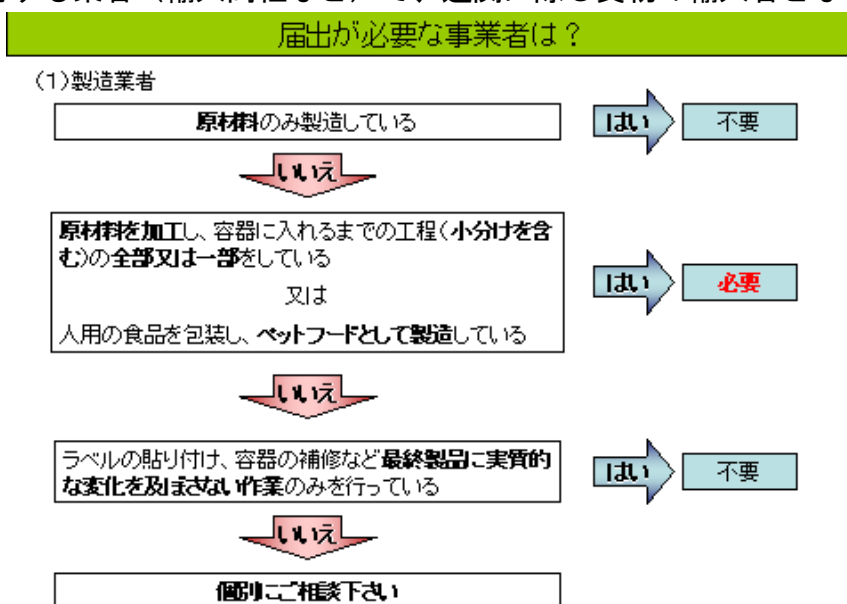
製造業者の届出と同様に、輸入業者の届出は、どこでどのようなペットフードが輸入されているかを国が把握するために行われるものであり、届出を要する業者と要しない業者は、具体的には以下のとおりです。（フロー図も参考にしてください。）

① 輸入業者として届出を要する業者

- a 日本国内で販売するために、海外の自社工場で製造されたペットフードを輸入する業者（＝貨物の輸入者となる業者）
- b 海外で製造又は販売されているペットフードをバルクや容器包装に入れられた状態で輸入する業者（当該業者が販売業者であっても、当該貨物の輸入者となる場合を含む。）

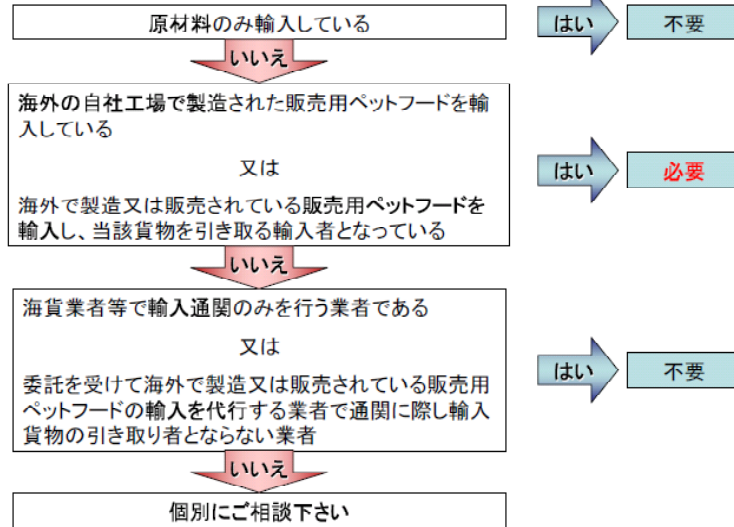
② 輸入業者として届出を要しない業者

- a 原材料のみを輸入して、国内で製造を行う業者（販売用ペットフードを製造する場合は、製造業者の届出は必要）
- b いわゆる海貨業者等で輸入通関業のみを行う業者
- c 輸入者の委託を受けて、輸入された販売用ペットフードを取り扱う運送業・倉庫業のみを行う業者
- d 販売者の委託を受けて海外で製造又は販売されている販売用ペットフードの輸入を代行する業者（輸入商社など）で、通関に際し貨物の輸入者とならない業者



届出が必要な事業者は？

(2) 輸入業者



3 届出事項

販売用ペットフードの製造業者及び輸入業者の届出書の記入例は、様式第1のとおりです（本様式は、農林水産省、環境省、FAMICのホームページよりダウンロードできます）。同一の業者で、製造と輸入の両方を行う場合は、製造業者の届出とともに、輸入業者の届出も必要となります。届出事項の詳細は、以下のとおりです。

① 氏名・住所

個人の場合は、氏名及び住所を、法人の場合は、法人名、代表者の職名・氏名、主たる事務所（登記簿上の本社）の所在地を記載してください。

なお、届出事項の確認等のため、担当者の氏名、連絡先を添付してください。

② ペットフードを製造する事業場の名称・所在地（製造業者のみ）

「製造する事業場」が、複数ある場合も届出は一通で結構ですが、その中に全ての事業場を列記してください。事業場の一般の名称がない場合でも、事業場を特定する名称（例：本社工場）を記載してください。

③ 販売業務を行う事業場・ペットフードを保管する施設の所在地

「販売業務を行う事業場」「ペットフードを保管する施設の所在地」が、本店・支店・営業所など複数の箇所にもまたがっている場合は、②と同様に、その所在地を全て列記してください。

「販売業務を行う事業場」は、売上が計上される事業場をいいます。

「ペットフードを保管する施設」は、営業倉庫などの保管施設をいいますが、自己の所有する施設だけでなく、委託契約などにより、他の業者の所有する倉庫等を使用しているときは、その倉庫等も含まれます。また、製造業者や輸入業者が包装や流通加工を委託する場合は、委託先の施設も含まれます。

ただし、通常使用している倉庫が事故や一時的な改装で使用できない場合など、届出を行っていない保管施設を、緊急的に一時使用する場合は、新たに届け出る必要はありませんが、事業者の責任の下、使用状況を適切に管理するように努めてください。

- ④ 製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類
犬用ペットフードを製造又は輸入している場合は、「犬」と、猫用ペットフードを製造又は輸入している場合は「猫」と記載してください。例えば、同一の法人で、犬用ペットフードの製造・輸入と、猫用ペットフードの輸入を行う場合は、製造業者の届出書に「犬」と、輸入業者の届出書に「犬及び猫」と記載してください。
- ⑤ 製造又は輸入の開始年月日
製造又は輸入の事業を開始する予定の年月日を記載してください。
また、本法律の施行時点（＝平成21年6月1日）で、すでに製造又は輸入を行っている場合は、製造の開始年月日は、販売用ペットフードの製造を初めて行った日、輸入の開始年月日は、ペットフードを初めて輸入した際の輸入許可日（輸入許可通知書に記載されています。）を、それぞれ基準としてください。なお、事業の開始年月日が特定できない場合は、法人の設立日やペットフードに関する部門の設立日でも構いません。
- ⑥ 輸出用として製造する愛がん動物用飼料についてはその旨
輸出用として製造又は輸入する愛がん動物用飼料については、全てが輸出用の場合は「輸出用」と、一部が輸出用の場合は「輸出用を含む」などと記載してください（輸出用に製造等されたペットフードが輸出先国経由で国内に輸入された場合に備える趣旨です）。

4 届出の時期

(1) 本法律の施行時点ですでに製造又は輸入を行っている場合

本法律の施行時点（＝平成21年6月1日）で、すでに製造又は輸入を行っている場合、平成21年7月1日までに、業者が実在していることを証明する書面（法人の場合は「登記簿謄本」、「登記簿抄本」、「現在事項全部（一部）証明書」、「履歴事項全部（一部）証明書」のいずれかを、個人の場合は、「戸籍謄本」、「戸籍抄本」、「戸籍全部（個人）事項証明書」、「住民票の写し」のいずれかを。以下「登記簿等」といいます。）を添えて届け出てください。

(2) 本法律の施行後に新たに製造又は輸入を始める場合

本法律の施行後に、新たに製造又は輸入を始める場合は、事業の開始前に、登記簿等を添えて届け出てください。

(3) 変更・廃止・承継の場合

(1)・(2)による届出を行った後に、

i) 届出事項に変更が生じた場合

ii) 事業を廃止した場合

iii) 事業の譲渡、相続、合併、分割により、他の営んでいた事業を承継した場合

は、その変更、廃止又は承継の日から30日以内に、登記簿等を添えて届け出てください（記入例は様式第1 口のとおりです。）。「30日以内」とは、暦上の日数であり（営業日数ではありません）、初日は含めません（例えば、4月1日に変更が生じた場合は、5月1日が期限となります。）。

なお、すでに製造の届出を行っていて、新たに輸入の事業を行う場合は、(2)の「新

たに製造又は輸入を始める場合」に該当しますので、事業の開始前までに輸入の届出が必要となります。

5 届出先

届出先は、主たる事務所（本社等）が所在する都道府県にある地方農政局又は地方農政事務所（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局）となります（参考：地方農政局・地方農政事務所等窓口一覧）。正本1通とその写し1通（控えが必要な場合は、さらに写し1通と返信用切手を貼付した封筒）を郵送でお送りください。直接お持ちいただくこともできます。

○様式第 1 イ（製造業者届の記入例）

愛がん動物用飼料	製造 輸入	業者届
		平成○年○月○日
農林水産大臣	○○○○殿	
環境大臣	○○○○殿	
		○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号 ○○ペットフード株式会社 代表取締役社長 ○○○○
印		
下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定により届け出ます。		
記		
1	氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 名 称 ○○ペットフード株式会社 代表者 代表取締役社長 ○○○○ 所在地 ○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号	
2	製造業者にあっては、愛がん動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地 名 称 ○○ペットフード株式会社○○工場 所在地 ○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号 名 称 ○○ペットフード株式会社△△工場 所在地 △△県△△市 1 丁目 2 番 3 号	
3	販売業務を行う事業場及び愛がん動物用飼料を保管する施設の所在地 （1）販売事業場 ○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号（本社） （2）保管施設 □□県□□市 1 丁目 2 番 3 号（□□株式会社コンテナターミナル）	
4	製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類 犬及び猫	
5	愛がん動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日 平成○年○月○日	
6	輸出用として製造する愛がん動物用飼料についてはその旨 犬用ペットフードについては、輸出用を含む	

※ 届出書上のあて先は、農林水産大臣及び環境大臣となりますが、実際の届出先は、主たる事務所の所在地の都道府県にある地方農政局又は地方農政事務所（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局）となります。

※※ 2、3の記載については、別紙としても構いません。

○様式第 1 イ (輸入業者届の記入例)

愛がん動物用飼料	製造 輸入	業者届
		平成○年○月○日
農林水産大臣 ○○○○殿		
環境大臣 ○○○○殿		
		○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号 ○○ペットフード株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 印
下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項 (第 2 項) の規定により届け出ます。		
記		
1 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 名称 ○○ペットフード株式会社 代表者 代表取締役社長 ○○○○ 所在地 ○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号		
2 製造業者にあっては、愛がん動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地		
3 販売業務を行う事業場及び愛がん動物用飼料を保管する施設の所在地 (1) 販売事業場 ○○県○○市 1 丁目 2 番 3 号 (本社) (2) 保管施設 □□県□□市 1 丁目 2 番 3 号 (□□株式会社コンテナターミナル)		
4 製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類 犬及び猫		
5 愛がん動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日 平成○年○月○日		
6 輸出用として輸入する愛がん動物用飼料については、その旨 犬用ペットフードについては、輸出用		

※ 届出書上のあて先は、農林水産大臣及び環境大臣となりますが、実際の届出先は、主たる事務所の所在地の都道府県にある地方農政局又は地方農政事務所 (沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局) となります。

※※ 3の記載については、別紙としても構いません。

○様式第 1 口 (記入例)

愛がん動物用飼料	製造 輸入	業者届出事項変更届
		平成△年△月△日
農林水産大臣	〇〇〇〇殿	
環境大臣	〇〇〇〇殿	
		〇〇県〇〇市 1 丁目 2 番 3 号 〇〇ペットフード株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 印
<p>さきに平成〇年〇月〇日付けで愛がん動物用飼料の安全性に関する法律第 9 条第 1 項 (第 2 項) の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 3 項の規定により届け出ます。</p>		
記		
1 変更した事項		
(1) 代表者の変更		
新	代表取締役社長	〇〇 〇〇
旧	代表取締役社長	△△ △△
(2) 愛がん動物用飼料を保管する施設の所在地の変更		
新	××県××市 1 丁目 2 番 3 号 (××通運株式会社)	
旧	□□県□□市 1 丁目 2 番 3 号 (□□株式会社コンテナターミナル)	
2 変更した年月日		
(1) 平成□年□月□日		
(2) 平成×年×月×日		

※ 届出書上のあて先は、農林水産大臣及び環境大臣となりますが、実際の届出先は、主たる事務所の所在地の都道府県にある地方農政局又は地方農政事務所（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局）となります。

※※ 1、2の記載については、別紙としても構いません。

IV 帳簿の記載・保存

1 趣旨

Ⅲの1で述べたように、ペットフードの出荷後に、基準・規格に違反していることが明らかになった場合などには、国は製造・出荷済みのペットフードの廃棄又は回収を命ずることができます。このような場合に備えて、各事業者において、製造・輸入・販売の記録を残しておく必要があります。

2 帳簿の記載が必要となる場合

帳簿の記載が必要となる場合は、

- ① 製造業者又は輸入業者が販売用ペットフードを製造又は輸入した場合
- ② 製造業者、輸入業者又は販売業者が販売用ペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡した場合

となっています。

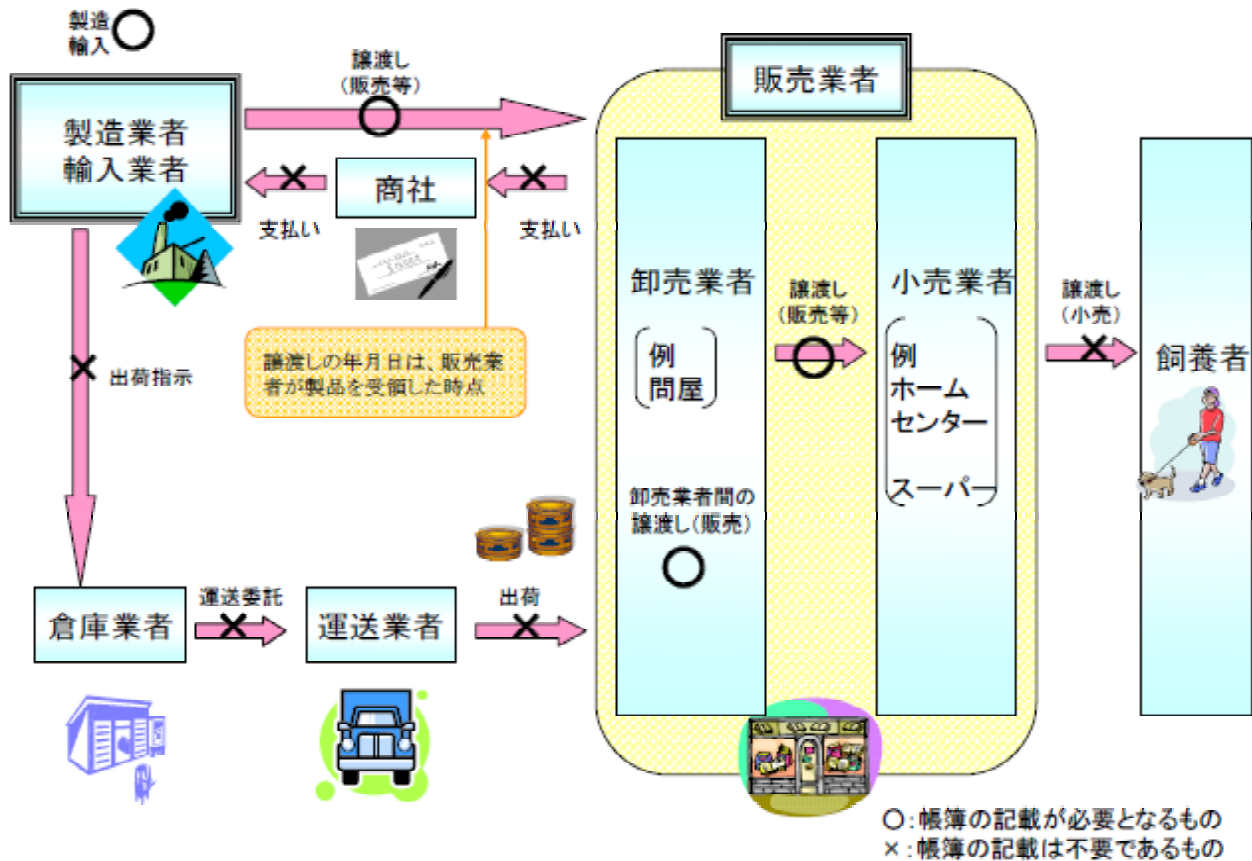
②の「譲渡し」とは、製造業者、輸入業者又は販売業者に製品を販売することをいいます。これらの相手方との間に、製品の輸送等を行う運送業者・倉庫業者や、代金の弁済等を行う商社等の中間業者が介在する場合であっても、最終的に譲り渡す相手方に製品を販売することを「譲渡し」とし、中間業者への引渡しや、中間業者間の引渡しは「譲渡し」に含まれません。また、相手方が製品を受領した時点で、「譲渡し」が完了したこととします（ただし、製品の回収等が必要となる場合に備えて、これらの中間業者間の物流についても、製造業者、輸入業者又は販売業者の責任の下、製品のトレーサビリティ上、必要なデータの把握ができる体制を整えるよう努めてください。）。

また、「販売業者」とは、販売用ペットフードの販売を業とする者（製造業者・輸入業者を除きます。）をいい、販売用ペットフードを販売している問屋、ホームセンター、スーパー、動物病院等も販売業者に該当します。

販売業者から他の販売業者に販売用ペットフードを譲り渡す場合（問屋間の卸売、ホームセンターから他のスーパーへの販売、動物病院から他の動物病院への販売など）は、帳簿の記載が必要ですが、小売の場合（＝消費者に直接譲り渡す場合）には、帳簿の記載は義務化されてはいません。

さらに、ペットフードの原材料の販売や、包装業者に包装を委託するために中身を引き渡す場合は、「譲渡し」には該当しません。

帳簿の備付けが必要となる場合について



3 記載事項

(1) ペットフードを製造した場合（製造業者のみ）

① 製造したペットフードの名称・数量・製造年月日

ア「名称」

ペットフードの銘柄名、例えば「○×ペットフード成犬用小魚入り1Kg袋タイプ」と記載してください。

イ「数量」

製品のロットごとの数量、例えば「〇〇kg」、「△△kg詰め×□□袋」と記載してください。

ウ「製造年月日」

当該製品を製造した日を記載してください。

② 原材料の名称及び数量

①で記載する製品の名称ごとに、製造に用いた原材料の名称及び数量を記載してください。「原材料の名称」は、事故等が発生した場合に、製品に表示どおりの原材料が用いられているかどうかを確認するため、ペットフードに表示する「原材料名」に対応した記載としてください。

既存の原材料の納品伝票などを活用する場合は、製品に表示された「原材料名」を示すことが明らかであれば、略称など通常用いている名称でも構いません。

さらに、その原材料が譲り受けたものであるとき（すなわち他の業者等から仕入れたものであるとき）は、名称及び数量に加え、その原材料の仕入れ年月日・仕入れ先の氏名又は名称を記載してください。

なお、法令上の義務ではありませんが、製品に問題があった場合等に原因究明等を速やかに行うことができるように、原材料の製造業者や原産国名を記載しておくことが望まれます。

(2) ペットフードを輸入した場合（輸入業者のみ）

- ① 輸入したペットフードの名称・数量・輸入年月日・荷姿
「名称」・「数量」の記載方法は、(1) ①と同様です。輸入年月日は、輸入許可通知書上の輸入許可日としてください。
- ② ペットフードの輸入先国名・輸入の相手方の氏名又は名称
「輸入の相手方」は、輸入許可通知書上の輸出者としてください。
- ③ 輸入したペットフードが製造された国名・製造業者の氏名又は名称・原材料の名称
「製造された国名」・「原材料の名称」は、(1) ②と同様に、製品の表示と一致しているかどうかを確認できるようにするため、ペットフードに表示する「原産国名」・「原材料名」に対応した記載としてください。既存の原材料の納品伝票などを活用する場合は、製品に表示された「原産国名」・「原材料名」を示すことが明らかであれば、略称など通常用いている名称でも構いません。

(3) ペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡した場合（全ての業者）

- ① 譲り渡したペットフードの名称・数量
 - ア「名称」
ペットフードの銘柄名、例えば「○×ペットフード成犬用小魚入り1Kg袋タイプ」と記載してください。
 - イ「数量」
製品の取引ごとの数量、例えば「○○kg」、「△△kg詰め×□□袋」と記載してください。
- ② 譲渡しの相手方の氏名又は名称・譲渡しの年月日・荷姿
①の「譲り渡したペットフードの名称」ごとに記載してください。譲渡しの年月日は、製造業者、輸入業者又は販売業者が製品を受領した日とします。
- ③ 無償サンプルの配付等の場合
無償サンプルを販売業者（動物病院等を含む）に配付した場合であっても、帳簿の記載等は必要となります。ただし、伝票を伴わずに配付し、後ほど営業所において帳簿に記載することが困難な場合には、営業所において当該サンプルが配付される可能性のある箇所のリストを備え付けておくことで譲渡した場合の記載に代えることができるものとします（倉庫から営業所あての伝票を伴う譲渡しについては、通常どおりの記載等が必要となります）。

4 帳簿の記載方法及び保存期間等

帳簿の記載に当たっては、ノートやコンピューターに記録されることを原則とします。ただし、原料規格書、製品規格書、原材料の納品伝票、製品の販売伝票、製品の受領書、輸入許可通知書、送り状（インボイス）など、業務上の管理書類に記載事項が備えられている場合は、それらの書類を保存することで、帳簿の記載に代えることができます。

帳簿については、記載した帳簿や記録した電子データを、2年間は保存してください。

なお、帳簿は各事業場等において備え付けていただくことが基本になりますが、輸入（営業）倉庫等の帳簿を保管することが困難な事業場等にあつては、当該事業場等を管轄する営業所や本社において備え付けていただいても構いません。ただし、その場合でも、F A M I C等の立入検査の際には、各事業場等において帳簿の記載、備付けの状況がわかるようにしてください。

平成二十年六月十八日

法律 第八十三号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 愛がん動物用飼料の製造等に関する規制（第五条—第十条）

第三章 雑則（第十一条—第十七条）

第四章 罰則（第十八条—第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「愛がん動物」とは、愛がんすることを目的として飼養される動物であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「愛がん動物用飼料」とは、愛がん動物の栄養に供することを目的として使用される物をいう。

3 この法律において「製造業者」とは、愛がん動物用飼料の製造（配合及び加工を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、愛がん動物用飼料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、愛がん動物用飼料の販売を業とする者で製造業者及び輸入業者以外のものをいう。

（事業者の責務）

第三条 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その事業活動を行うに当たって、自らが愛がん動物用飼料の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、愛がん動物用飼料の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、愛がん動物用飼料の原材料の安全性の確保、愛がん動物の健康が害されることを防止するための愛がん動物用飼料の回収その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、愛がん動物用飼料の安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供を図るよう努めなければならない。

第二章 愛がん動物用飼料の製造等に関する規制

（基準及び規格）

第五条 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止する見地から、農林水産省令・環境省令で、愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示につき基準を定め、又は愛がん動物用飼料の成分につき規格を定めることができる。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴かななければならない。

（製造等の禁止）

第六条 前条第一項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をして

はならない。

- 一 当該基準に合わない方法により、愛がん動物用飼料を販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林水産省令・環境省令で定める授与を含む。以下同じ。）の用に供するために製造すること。
- 二 当該基準に合わない方法により製造された愛がん動物用飼料を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。
- 三 当該基準に合う表示がない愛がん動物用飼料を販売すること。
- 四 当該規格に合わない愛がん動物用飼料を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入すること。

（有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止）

第七条 農林水産大臣及び環境大臣は、次に掲げる愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

- 一 有害な物質を含み、又はその疑いがある愛がん動物用飼料
 - 二 病原微生物により汚染され、又はその疑いがある愛がん動物用飼料
- 2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定による禁止をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（廃棄等の命令）

第八条 製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる愛がん動物用飼料を販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合において、当該愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣及び環境大臣は、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該愛がん動物用飼料の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第六条第二号から第四号までに規定する愛がん動物用飼料
- 二 前条第一項の規定による禁止に係る愛がん動物用飼料

（製造業者等の届出）

第九条 第五条第一項の規定により基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者（農林水産省令・環境省令で定める者を除く。）は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その事業の開始前に、次に掲げる事項を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 製造業者にあつては、当該愛がん動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地
 - 三 販売業務を行う事業場及び当該愛がん動物用飼料を保管する施設の所在地
 - 四 その他農林水産省令・環境省令で定める事項
- 2 新たに第五条第一項の規定により基準又は規格が定められたため前項に規定する製造業者又は輸入業者となった者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その基準又は規格が定められた日から三十日以内に、同項各号に掲げる事項を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出をした者（次項及び第五項において「届出事業者」という。）は、その届出事項に変更を生じたときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その変更の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。
- 4 届出事業者が第一項又は第二項の規定による届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若し

くは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出事業者の地位を承継する。

- 5 前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その承継の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第十条 第五条第一項の規定により基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者は、帳簿を備え、当該愛がん動物用飼料を製造し、又は輸入したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その名称、数量その他農林水産省令・環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 2 第五条第一項の規定により基準又は規格が定められた愛がん動物用飼料の製造業者、輸入業者又は販売業者は、帳簿を備え、当該愛がん動物用飼料を製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その名称、数量、相手方の氏名又は名称その他農林水産省令・環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第三章 雑則

(報告の徴収)

第十一条 農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

- 2 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 農林水産大臣 環境大臣

二 環境大臣 農林水産大臣

(立入検査等)

第十二条 農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

- 2 前項の規定により立入検査、質問又は集取（以下「立入検査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- 4 次の各号に掲げる大臣は、第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 農林水産大臣 環境大臣

二 環境大臣 農林水産大臣

5 農林水産大臣又は環境大臣は、第一項の規定により愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させたときは、当該愛がん動物用飼料又はその原材料の検査の結果の概要を公表しなければならない。

(センターによる立入検査等)

第十三条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、同項に規定する者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査さ

せ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査等を行わせる場合には、センターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の規定による指示に従って第一項の規定による立入検査等を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を環境大臣に通知するものとする。

5 前条第二項及び第三項の規定は第一項の規定による立入検査等について、同条第五項の規定は第一項の規定による集取について、それぞれ準用する。

(センターに対する命令)

第十四条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(輸出用愛がん動物用飼料に関する特例)

第十五条 輸出用の愛がん動物用飼料については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(権限の委任)

第十六条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、地方農政局長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所に委任することができる。

(経過措置)

第十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四章 罰則

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条の規定に違反した者
- 二 第七条第一項の規定による禁止に違反した者
- 三 第八条の規定による命令に違反した者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第十八条 一億円以下の罰金刑
- 二 前条 同条の罰金刑

第二十一条 第九条第三項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第二十二条 第十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、

二十万円以下の過料に処する。

第二十三条 第十条第一項又は第二項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(施行のために必要な準備)

第二条 第五条第一項の規定による基準又は規格の設定については、農林水産大臣及び環境大臣は、この法律の施行前においても、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴くことができる。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本法の一部改正)

第五条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）」を「、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）」に改める。

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第六条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第十三条第一項の規定による立入検査、質問及び集取

(農林水産省設置法の一部改正)

第七条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び種苗法（平成十年法律第八十三号）」を「、種苗法（平成十年法律第八十三号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）」に改める。

平成二十年十二月三日

政令第三百六十五号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行期日は、平成二十一年六月一日とする。

平成二十年十二月三日

政令第三百六十六号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令

内閣は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第二条第一項及び第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（愛がん動物）

第一条 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める動物は、犬及び猫とする。

（輸出用愛がん動物用飼料に関する特例）

第二条 法第六条の規定は、愛がん動物用飼料の輸出のための製造、販売又は輸入については、適用しない。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

（農業資材審議会令の一部改正）

第二条 農業資材審議会令（平成十二年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表飼料分科会の項中「(昭和二十八年法律第三十五号)」の下に「及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）」を加える。

平成二十一年五月十八日

農林水産省令・環境省令第二号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第六条第一号、第九条第一項から第三項まで及び第五項並びに第十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則を次のように定める。

（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与に準ずるもの）

第一条 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第六条第一号の農林水産省令・環境省令で定める授与は、特定の者に対する授与であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- 一 当該授与に係る愛がん動物用飼料が販売の用に供されるものであること。
- 二 当該授与に係る愛がん動物用飼料が不特定又は多数の者に販売以外の方法により授与されるものであること。

（製造業者等の届出）

第二条 法第九条第一項から第三項まで及び第五項の規定による届出は、様式第一による届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出してしなければならない。

（届出義務の適用除外）

第三条 法第九条第一項の農林水産省令・環境省令で定める者は、販売（法第六条第一号に規定する販売をいう。）を目的としない製造を業とする製造業者又は輸入を業とする輸入業者とする。

（製造業者等の届出事項）

第四条 法第九条第一項第四号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類
- 二 当該愛がん動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日
- 三 輸出用として製造又は輸入する愛がん動物用飼料については、その旨

（製造業者等の帳簿の記載事項等）

第五条 法第十条第一項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 愛がん動物用飼料の製造年月日又は輸入年月日
- 二 製造業者にあつては、次に掲げる事項
 - イ 愛がん動物用飼料の製造に用いた原材料の名称及び数量
 - ロ 愛がん動物用飼料の製造に用いた原材料が譲り受けたものであるときは、譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称
- 三 輸入業者にあつては、次に掲げる事項
 - イ 愛がん動物用飼料の輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称
 - ロ 輸入した愛がん動物用飼料の荷姿
 - ハ 輸入した愛がん動物用飼料が製造された国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原材料の名称

2 法第十条第二項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 愛がん動物用飼料の譲渡しの年月日
- 二 譲り渡した愛がん動物用飼料の荷姿

3 法第十条に規定する帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して二年間保存しなければならない。

(身分を示す証明書の様式)

第六条 法第十二条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第二による。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

様式第 1 (第 2 条関係)

イ

愛がん動物用飼料 ^(製造) _(輸入) 業者 届	
年 月 日	
農林水産大臣 殿 環境大臣 殿	住所 氏名 印
<p>下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項 (第 2 項) の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)2 製造業者にあつては、愛がん動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地3 販売業務を行う事業場及び愛がん動物用飼料を保管する施設の所在地4 製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類5 愛がん動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日6 輸出用として製造又は輸入する愛がん動物用飼料については、その旨	

(日本工業規格 A 4)

ロ

愛がん動物用飼料 ^(製造) _(輸入) 業者届出事項変更届	
年 月 日	
農林水産大臣 殿 環境大臣 殿	住所 氏名 印
<p>さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項 (第 2 項) の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 3 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 変更した事項2 変更した年月日	

(日本工業規格 A 4)

愛がん動物用飼料（製造）業者事業廃止届

年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所
氏名 印

さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項（第2項）の規定により愛がん動物用飼料（製造）業者の届出をしたが、年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。

（日本工業規格 A 4）

愛がん動物用飼料（製造）業者事業承継届

年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所
氏名 印

さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項（第2項）の規定により届出がなされていた（製造）業者の地位を承継したので、同条第5項の規定により届け出ます。

- 1 承継年月日
- 2 被承継者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 3 承継の原因

（日本工業規格 A 4）

平成二十一年四月二十八日

農林水産省令・環境省令第一号

愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき、愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令を次のように定める。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項に規定する愛がん動物用飼料の成分規格並びに製造の方法及び表示の基準については、別表に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 法第六条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為であって、平成二十一年十二月一日以前に製造された愛がん動物用飼料に係るものについては、同条の規定は、適用しない。

2 法第六条第三号に掲げる行為であって、平成二十二年十二月一日以前に製造された愛がん動物用飼料に係るものについては、同条の規定は、適用しない。

3 製造業者、輸入業者又は販売業者が、平成二十一年十二月一日以前に製造された愛がん動物用飼料であって、法第六条第二号及び第四号に規定する愛がん動物用飼料に該当するものを販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合における当該愛がん動物用飼料については、法第八条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

4 製造業者、輸入業者又は販売業者が、平成二十二年十二月一日以前に製造された愛がん動物用飼料であって、法第六条第三号に規定する愛がん動物用飼料に該当するものを販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合における当該愛がん動物用飼料については、法第八条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

別表

1 販売用愛がん動物用飼料の成分規格

- (1) エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソールの販売用愛がん動物用飼料（販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供する愛がん動物用飼料であって、当該愛がん動物用飼料を製造する事業場において愛がん動物に使用されるものを除く。以下同じ。）中の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で販売用愛がん動物用飼料1トン当たり150g以下でなければならない。ただし、エトキシキンの販売用愛がん動物用飼料中の含有量は、犬を対象とする販売用愛がん動物用飼料にあつては、販売用愛がん動物用飼料1トン当たり75g以下でなければならない。
- (2) アフラトキシンB₁の販売用愛がん動物用飼料中の含有量は、0.02ppm以下でなければならない。
- (3) 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の販売用愛がん動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第 1 欄	第 2 欄
グリホサート	15ppm
クロルピリホスメチル	10ppm
ピリミホスメチル	2ppm
マラチオン	10ppm
メタミドホス	0.2ppm

(4) (1)から(3)までに規定する物質の販売用愛がん動物用飼料中の含有量を算出するに当たっては、当該販売用愛がん動物用飼料中の水分の含有量が10%を超えるときは、その超える量を当該販売用愛がん動物用飼料の量から除外するものとし、当該販売用愛がん動物用飼料中の水分の含有量が10%に満たないときは、その不足する量を当該販売用愛がん動物用飼料の量に加算するものとする。

2 販売用愛がん動物用飼料の製造の方法の基準

(1) 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない。

(2) 販売用愛がん動物用飼料を加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来して当該販売用愛がん動物用飼料中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。

(3) プロピレングリコールは、猫を対象とする販売用愛がん動物用飼料に用いてはならない。

3 販売用愛がん動物用飼料の表示の基準

販売用愛がん動物用飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

ア 販売用愛がん動物用飼料の名称

イ 原材料名

ウ 賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）

エ 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

オ 原産国名

地方農政局・地方農政事務所窓口一覧

都道府県	事業所名	部署名	郵便番号	住 所	電 話	FAX
北海道	北海道農政事務所	消費・安全部安全管理課	060-0004	札幌市中央区北四条西17丁目19-6	011-642-5463	011-613-3795
青森県	東北農政局青森農政事務所	消費・安全部安全管理課	030-0802	青森市本町2-10-4	017-775-2151	017-775-8215
岩手県	東北農政局岩手農政事務所	消費・安全部安全管理課	020-0013	盛岡市愛宕町13-33	019-624-1125	019-624-9170
宮城県	東北農政局	消費・安全部安全管理課	980-0014	仙台市青葉区本町三丁目3番1号(仙台合同庁舎)	022-221-6097	022-217-8432
秋田県	東北農政局秋田農政事務所	消費・安全部安全管理課	010-0951	秋田市山王7-1-5	018-862-5639	018-862-5340
山形県	東北農政局山形農政事務所	消費・安全部安全管理課	990-0023	山形市松波1-3-7	023-622-7233	023-622-7249
福島県	東北農政局福島農政事務所	消費・安全部安全管理課	960-8107	福島市浜田町1-9	024-534-4152	024-533-8293
茨城県	関東農政局茨城農政事務所	消費・安全部安全管理課	310-0061	水戸市北見町1-9	029-221-2185	029-221-2943
栃木県	関東農政局栃木農政事務所	消費・安全部安全管理課	320-0806	宇都宮市中央2-1-16	028-633-3313	028-633-4073
群馬県	関東農政局群馬農政事務所	消費・安全部安全管理課	371-0025	前橋市紅雲町1-2-2	027-221-1184	027-224-6335
埼玉県	関東農政局	消費・安全部安全管理課	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館)	048-740-0366	048-601-0548
千葉県	関東農政局千葉農政事務所	消費・安全部安全管理課	260-0014	千葉市中央区本千葉町10-18	043-224-5611	043-227-7135
東京都	関東農政局東京農政事務所	消費・安全部安全管理課	100-0004	千代田区大手町1-3-3(大手町合同庁舎第三号館)	03-3214-7323	03-3214-7324
神奈川県	関東農政局神奈川農政事務所	消費・安全部安全管理課	231-0003	横浜市中区北仲通り5-57(横浜第二合同庁舎)	045-211-1333	045-211-1330
山梨県	関東農政局山梨農政事務所	消費・安全部安全管理課	400-0031	甲府市丸の内3-5-9	055-226-6613	055-226-6642
長野県	関東農政局長野農政事務所	消費・安全部安全管理課	380-0846	長野市旭町1108(長野第二合同庁舎)	026-233-2991	026-235-1657
静岡県	関東農政局静岡農政事務所	消費・安全部安全管理課	420-8618	静岡市葵区東草深町7-18	054-246-6959	054-246-5001
新潟県	北陸農政局新潟農政事務所	消費・安全部安全管理課	951-8035	新潟市中央区船場町2-3435-1	025-228-5212	025-223-3987
富山県	北陸農政局富山農政事務所	消費・安全部安全管理課	930-0856	富山市牛島新町11-7(富山地方合同庁舎)	076-441-9311	076-441-9327
石川県	北陸農政局	消費・安全部安全管理課	920-8566	金沢市広坂2丁目2番60号(金沢広坂合同庁舎)	076-232-4106	076-261-9523
福井県	北陸農政局福井農政事務所	消費・安全部安全管理課	918-8555	福井市つくも2-11-21	0776-36-1791	0776-35-8925
岐阜県	東海農政局岐阜農政事務所	消費・安全部安全管理課	500-8288	岐阜市中鷲2-26	058-271-4045	058-277-3949
愛知県	東海農政局	消費・安全部安全管理課	460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2	052-223-4670	052-220-1362
三重県	東海農政局三重農政事務所	消費・安全部安全管理課	514-0006	津市広明町415-1	059-228-3151	059-229-0577
滋賀県	近畿農政局滋賀農政事務所	消費・安全部安全管理課	520-0806	大津市打出浜3-49	077-522-4272	077-526-3062
京都府	近畿農政局	消費・安全部安全管理課	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町(京都農林水産総合庁舎)	075-414-9000	075-417-2149
大阪府	近畿農政局大阪農政事務所	消費・安全部安全管理課	540-0008	大阪市中央区大手前1-5-44(大阪合同庁舎1号館)	06-6943-9691	06-6949-6255
兵庫県	近畿農政局兵庫農政事務所	消費・安全部安全管理課	650-0024	神戸市中央区海岸通29番地(神戸第一地方合同庁舎4階)	078-331-9944	078-331-9965
奈良県	近畿農政局奈良農政事務所	消費・安全部安全管理課	630-8307	奈良市西紀寺町13	0742-23-1283	0742-23-5750
和歌山県	近畿農政局和歌山農政事務所	消費・安全部安全管理課	640-8143	和歌山市二番丁2(和歌山地方合同庁舎)	073-436-3857	073-436-5002
鳥取県	中国四国農政局鳥取農政事務所	消費・安全部安全管理課	680-0845	鳥取市富安2-89-4(鳥取第一地方合同庁舎)	0857-22-3131	0857-24-6775
島根県	中国四国農政局島根農政事務所	消費・安全部安全管理課	690-0001	松江市東朝日町192	0852-24-7311	0852-24-7395
岡山県	中国四国農政局	消費・安全部安全管理課	700-8532	岡山市北区下石井1丁目4番1号(岡山第2合同庁舎)	086-227-4302	086-224-4530
広島県	中国四国農政局広島農政事務所	消費・安全部安全管理課	732-0803	広島市南区南蟹屋2-1-21	082-281-2111	082-285-4956
山口県	中国四国農政局山口農政事務所	消費・安全部安全管理課	753-0042	山口市惣太夫町3-8	083-922-5204	083-932-7581
徳島県	中国四国農政局徳島農政事務所	消費・安全部安全管理課	770-0943	徳島市中昭和町2-32	088-622-6136	088-655-9136
香川県	中国四国農政局香川農政事務所	消費・安全部安全管理課	760-0018	高松市天神前3-5	087-831-8155	087-831-8171
愛媛県	中国四国農政局愛媛農政事務所	消費・安全部安全管理課	790-8519	松山市宮田町188番地(松山地方合同庁舎)	089-932-1379	089-932-1873
高知県	中国四国農政局高知農政事務所	消費・安全部安全管理課	780-0056	高知市北本町1-8-11	088-875-2155	088-872-7547
福岡県	九州農政局福岡農政事務所	消費・安全部安全管理課	812-0018	福岡市博多区住吉3-17-21	092-281-8261	092-281-8268
佐賀県	九州農政局佐賀農政事務所	消費・安全部安全管理課	840-0803	佐賀市栄町3-51	0952-23-3132	0952-29-5609
長崎県	九州農政局長崎農政事務所	消費・安全部安全管理課	852-8106	長崎市岩川町16-16(長崎地方合同庁舎)	095-845-7125	095-845-7180
熊本県	九州農政局	消費・安全部安全管理課	860-8527	熊本市二の丸1番2号(熊本合同庁舎)	096-353-7601	096-359-0735
大分県	九州農政局大分農政事務所	消費・安全部安全管理課	870-0047	大分市中島西1-2-28	097-532-6132	097-532-6160
宮崎県	九州農政局宮崎農政事務所	消費・安全部安全管理課	880-0801	宮崎市老松2-3-17	0985-22-5803	0985-22-3384
鹿児島県	九州農政局鹿児島農政事務所	消費・安全部安全管理課	892-0817	鹿児島市小川町3-64	099-222-0121	099-223-7302
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局	農林水産部消費・安全課	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号(那覇第2地方合同庁舎2号館)	098-866-1672	098-860-1195

ペットフード安全法に関するQ & A (平成 21 年 6 月 1 日)

1. 愛がん動物用飼料

Q1.1 法律の対象となる「愛がん動物用飼料」とは、どのようなものですか。

A1.1 愛がん動物用飼料とは、「愛がん動物（犬・猫）の栄養に供することを目的として使用される物をいう」と定義されています（法第2条第2項）。このような目的として使用されるミネラルウォーター、生肉、スナック、ガム、サプリメント等も、法律の対象となる愛がん動物用飼料に含まれます。

一方、愛がん動物が口にできる可能性のあるものであっても、おもちゃ、愛がん動物用飼料の容器等は、栄養に供するものではないことから、対象となりません。

また、動物用医薬品は、薬事法によって規制されており、ペットフード安全法の対象になりません。

Q1.2 猫に与える「またたび」は、法律の対象になりますか。

A1.2 香付けや遊具として使用することを目的としたまたたび製品は、本法の対象にはなりません。ただし、ビタミン・ミネラルなどの微量栄養成分を配合し、これらの微量成分を摂取することを目的としたまたたび製品については、サプリメント同様、法律の対象となります。

Q1.3 「猫草（種も含む）」は法律の対象となりますか。

A1.3 猫草は、猫が毛づくろいをしたときに、飲み込んでしまった毛と一緒に吐き出させることを目的としているものであり、栄養に供するものではないため、法律の対象にはなりません。

Q1.4 ペットフード事業者が調査、研究目的で使用するフードは、法律の対象になりますか。

A1.4 そもそも調査・研究目的で 사용되는実験動物は愛がん動物ではありませんので、与えられるフードについても、愛がん動物用飼料とはならず、法律の対象とはなりません。

Q1.5 愛がん動物用飼料は、加工したものだけですか。生肉等は含まれませんか。

A1.5 愛がん動物用飼料は、愛がん動物の栄養に供することを目的として使用されるものと定義されており、加工の有無を問いませんので、ペットの栄養に供することを目的として販売される場合は、生肉も含まれます。

2. 成分規格

Q2.1 製造した製品が成分規格に適合することは、ロットごとに出荷検査を行う必要はありますか。

A2.1 法律では原料、製品のロット毎の全量検査や報告を義務付けてはいません。製造されるペットフードが定められた規格どおりに安定的に製造されるためには、適切な製造管理及び品質管理が行われていることが重要です。

なお、分析試験については、成分規格で定められた各物質の特性に応じて適切に実施してください。

Q2.2 販売店としては、自分の仕入れる製品が成分規格に適合していることを確認するため、製造ロットごとに分析試験を実施（あるいは、メーカー又は輸入元からその結果の入手）する必要がありますか。

A2.2 製造ロットごとに分析試験を実施することまでは求めておりませんので、取り扱う製品が成分規格に適合した製品であることをメーカー又は輸入元に確認してください。

Q2.3 犬及び猫用フードを犬・猫以外のペットに与えて、健康被害がでた場合はだれの責任になりますか。

A2.3 用途外の使用を行った飼い主の責任となります。なお、犬・猫以外のペットに与える行為は、この法律の対象外です。

3. 表示基準

Q3.1 加工工程が複数の国にまたがる場合、原産国はどのように決めますか。

A3.1 原産国は、販売用愛がん動物用飼料の製造工程のうち、最終加工工程を完了した国を記載します。最終加工工程が完了した国とは「実質的な変更をもたらす行為が最終的に行われた国」のことです。

具体的な例としては、ドライやソフトドライタイプであれば押し出し成型工程（エクストルーダー）、ウェットタイプではレトルト殺菌工程、練り加工タイプであれば練り成型工程などが、該当します。なお、包装、詰め合わせ等は、最終加工工程に含まれません。

Q3.2 ペットフードの原材料に含まれる添加物を表示する必要はありますか。

A3.2 ペットフードの製造に使用した添加物を記載しますが、原材料に含まれる添加物の表示までは義務付けていませんので、任意表示となります。例えば「かにかま」や「チーズ」などの食品をペットフードに配合する場合、「かにかま」、「チーズ」を原材料名として表示します。

「かにかま」に赤い色素が使用されている場合、色素を原材料として表示することは任意ですが、消費者からの問い合わせには対応できるようにしておくことが望ましいと考えられます。また、いわゆる加工助剤については、表示を省略することができます。

Q3.3 製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、バラ売りの状態で販売する場合、表示は必要ですか。

A3.3 法律では、表示がない販売用ペットフードを販売することは禁止されています（第6条3項）。製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、バラ売りする場合、省令で定められた表示については、当該販売業者が行うこととなります。

バラ売り（持ち帰りのための簡易包装を含む）のため包装に表示ができない場合には、必要表示事項を記載した紙面等を購入者にお渡しできるよう用意しておくか、売場において消費者の方に必要な項目が適確に伝わるよう掲示してください。

なお、製造業者等により表示された賞味期限は、適正に保管された未開封の製品について設

定されたものです。このため、販売業者等において、販売用ペットフードの容器包装の開封等を行い、当該販売用ペットフードの賞味期限を変更する必要がある場合は、当該販売業者等が適切に対応する必要があります。

Q3.4 二重包装製品（外包装＋分包）を小売店が開封し分包で販売する場合であれば、当該販売業者は賞味期限の変更について考慮する必要はありませんか。

A3.4 外包材の保護機能（遮蔽性、遮光性）がなくなることによって賞味期限に影響がある場合については、当該販売業者が適切に対応する必要があります。

Q3.5 名称に関して、犬用、猫用のどちらにもよい製品は何かあればよいのでしょうか。

A3.5 例えば、犬用・猫用と書いてください。犬か猫かが分からないような、「ペットフード」とか「ペットスナック」だけの名称は消費者の誤解を招くおそれがあるので、適切ではありません。

Q3.6 原材料表示に関して、個別名と分類名を同時に混ぜて使用しても構いませんか。

A3.6 混ぜて表示しても可能です。ただし、わかりにくくなること、一貫性がなくなることにより、消費者の誤解を招くことのないようにしてください。

Q3.7 法令どおりに事業者名を書いて、これに加えて指定されていない文言の「総発売元：〇〇〇株式会社」のような表示をしてもよいですか。

A3.7 法令どおりに事業者名が書かれていれば、このような任意の追加表示は可能です。ただし、法令による表示が明確に正しく書かれていることが分かる上で、法令表示と混同されないように書くことが必要です。

Q3.8 賞味期限は「年月日」あるいは「年月」で書けますが、この順番が逆になっている表示は可能ですか。

A3.8 「日月年」あるいは「月年」のような表示も可能です。ただし、消費者に誤解のないよう、この表示された数字の年月が解る説明が必要です。例えば、「この賞味期限表示の8ケタの最初の2ケタは「日」、次の2ケタが「月」、次の4ケタが「西暦年」です」などです。

Q3.9 海外の複数の国で製造された粒を、日本国内で均等に同量ずつ混合・包装しています。原産国はすべての国を書くのでしょうか。

A3.9 全く同量ずつであれば、全ての国を書くことが必要でしょう。
ただし、製品の大部分を占める国を表示するのであれば、その限りではありません。

Q3.10 ドライフードの粒を国内で製造し、海外からの原料を国内製造粒と混合して製品化しています。原産国表示は、国産と表示できますか。

A3.10 海外からの原料の混合割合にもよりますが、製品の大部分を国内製造粒が占めるのであれば国産と表示しても構いません。

4. 届出

Q4.1 製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、バラ売りの状態（持ち帰りのための簡易包装を含む。）で販売する業者は、製造業者として届出をする必要がありますか。

A4.1 販売用ペットフードを開封し量り売り（バラ売り）する小売店は、製造行為に当たりませんので、製造業者としての届出は必要ありません。ただし、ペットフードについては、表示義務があることに注意願います。

Q4.2 煮干、ポーロなどの食品を製造しています。この食品工場で製造したものの一部がペットフードにもなります。この場合、ペットフードの製造業者として届出が必要になりますか。

A4.2 食品として販売された煮干し、ポーロなどを購入した業者が加工や袋詰めを行い、ペットフードとして販売するのであれば、元の食品会社は、ペットフードの製造業者として届出を行う必要はありません。（当然ですが、ポーロなどを購入し加工袋詰めした業者には届出義務がかかります。）

しかしながら、煮干し、ポーロなどの食品製造業者がペットフード用として、若しくは、ペットフードにも使えるものとして製品を製造しているのであれば、ペットフードの製造業者として届出が必要となります。

なお、ペットフードの製造業者として届出を行う場合、ペットフードの製造が食品に危害を及ぼさないことについての確認は、各地域の保健所の指導に従ってください。

Q4.3 ドッグカフェなど、製造（調理）した店舗内等でペットに与えるペットフードのみを製造する業者は、届出の対象外ということですが、店内で作られ、販売されるペット用ビスケット等はどうなりますか。

A4.3 店内で作られ、事前に包装され、販売後に店舗外に持ち出されることを意図しているペット用おやつやビスケットを製造・販売する事業者は、ペットフードの製造業者としての届出が必要です。

Q4.4 製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、「小分けし、包装した上で販売する業者」は届出が必要ですが、「バラ売りの状態（持ち帰りのための簡易包装を含む）で販売する業者」は届出が必要ない、とありますが、その違いがよくわかりません。

A4.4 何らかの製造行為がなされているかどうか判断のポイントになります。「小分けし、包装した上で販売する」は、商品をあらかじめ包装する点が製造行為に該当します。

「バラ売りの状態で販売する」は、店側は単に商品を開封しているだけです。製造行為には該当しません。また、持ち帰りのための簡易包装であれば、これも製造行為には該当しません。

Q4.5 弊社は自社開発したペットフードを自社ブランドで販売しています。ただし、製造は海外で行い、製品の輸入と物流は商社に委託しています。弊社は、製造者あるいは輸入者として届出を行う必要はありませんか。

A4.5 届出の必要はありません。ただし、製品の容器には販売者として表示する必要があり、当該製品の安全確保について責任があります。

よって、事故等における商品の回収・廃棄等に当たっては、関連する事業者と協力して対応

するようにお願いします。

Q4.6 海外から直接輸入しているだけでなく、国内に製造工場を持って製造しています。また、通販事業部門では問屋を通さず、宅配業者と組んで直接顧客に販売しています。当社は、輸入業者であり製造業者であり販売業者であるということになりますか。

A4.6 そのとおりです。

Q4.7 輸入の代行業務をしており、輸入するペットフードの内容・品質や輸入元の製造業者のことについてよくわかりません。フードの規格や品質については、輸入依頼者が決めており、当社は輸入手続の代行です。

輸入業者の届出は行うつもりですが、規格や表示のことは当社の担当外であり、どこまで責任が及ぶのでしょうか。

A4.7 輸入業者の届出は、通関に際し貨物の輸入者となる者が行うこととされており、輸入者の委託を受けてペットフードの輸入を代行する業者（輸入商社など）で、通関に際し貨物の輸入者とならない者は届出を要しません。

製品の輸入や表示については、まずは輸入業者が、その製品に対する責任を負うこととなりますが、輸入業者と輸入依頼者との間で不明確な点等がある場合には、例えば、製品に問題があった場合などは、適切な対応がとれるよう輸入依頼者との間で事前に整理しておく必要があります。

Q4.8 ペットフード業者から加工方法を指定されて製品を納品しているが、そのペットフード業者は、その製品を使用して再加工している場合に、ペットフード業者のために製造している者は製造業者の届出が必要ですか。

A4.8 必要となります。

5. 帳簿

Q5.1 販売業者（ペットショップや動物病院を含む）に無償配付されるサンプルについて、その譲渡しを帳簿等に記載する必要はありますか。

A5.1 無償サンプルを販売業者（ペットショップや動物病院を含む）に配付した場合であっても、帳簿の記載等は必要となります。しかしながら、営業所からペットショップや動物病院などにサンプルを配付することは、営業活動の一環として実施され、個々の配付について、通常の販売とは異なり出荷伝票が起票されることはないため、後ほど営業所において帳簿に記載することは困難と考えられます。

このため、このような営業活動の一環として行われるペットショップや動物病院に対する無償サンプルの配付については、出荷伝票で管理できる営業所等までは帳簿の記帳を行い、その後は、配付される可能性のある箇所が特定できるよう、各営業所でリストを用意しておくことで、帳簿の記載に代えることができます。

Q5.2 現在弊社が使っている帳簿には必要事項が記載されており、改めてペットフード専用の帳簿を用意する必要はないと理解しておりますが、よろしいでしょうか。

A5.2 帳簿は、必要事項が記載されていれば、ペットフード専用でなくても構いません。

Q5.3 弊社は、倉庫在庫日を在庫計上日としているため、在庫システムの電子データには輸入許可日の記載がありません。

別の書類で、在庫したコンテナの輸入許可日を参照できますが、その運用でよいでしょうか。

A5.3 輸入で在庫システムの電子データを使っていて、輸入許可日の記載がない場合であっても、他の方法でそれが確認できるようになっていれば構いません。

Q5.4 法律施行規則では愛がん動物用飼料の譲渡時に荷姿を帳簿に記載することになっていますが、現在の帳簿には出荷ごとに荷姿を記載する欄がありません。同じ帳簿内に出荷ごとに荷姿を記録しなければならないのでしょうか。

A5.4 製品仕様書のような別の書類に、製品ごとの荷姿が明記されていて、出荷記録と製品仕様書が連動して確認できるようになっていれば問題ありません。

Q5.5 輸入用の帳簿には原材料を記載する欄がありません。同じ帳簿内に出荷ごとに原材料を記録しなければならないのでしょうか。

A5.5 製品仕様書のような別の書類に、製品ごとの原材料が明記されていて、出荷記録と製品仕様書が連動して確認できるようになっていれば問題ありません。

Q5.6 弊社は自社開発したペットフードを自社ブランドで販売しています。ただし、製造は海外で行い、製品の輸入と物流は商社に委託しています。弊社に対して、帳簿の備付けの義務はかかりますか。

A5.6 委託した商社が輸入者としての届出を行い、輸入と販売に関する記録を責任を持ってできるようにしておいてください。輸入時に製品ごとに原材料を記録することになっていますが、これは問題発生時のトレーサビリティ確保のための措置です。

今回は、製品の開発は当該社が行っているということで、製品の内容についての詳しい情報は当該社の責任で管理しているということであれば、事故等による製品の調査については両者の責任の範囲と協力体制についてあらかじめ明確にしておく必要があると考えられます。

なお、物流を商社に委ねている場合であっても、販売業者としてお客様先へ販売している場合は製品譲渡しについての帳簿の記載が必要です。

Q5.7 弊社はインターネット販売をしています。帳簿の記載は必要ないと考えてよいでしょうか。

A5.7 販売先が消費者であれば譲渡しを記帳する必要はありませんが、販売業者（卸売又は小売）に出荷する場合は記帳が必要です。

6. 安全管理体制

Q6.1 (飼養者からの質問) ペットフードを与えたところ、ペットの体調が悪くなりました(嘔吐、下痢、吐血など)。どのようにしたらよいでしょうか。

A6.1 まずは、かかりつけの獣医師の治療を受け、ペットの健康回復に努めてください。

与えたペットフードと健康被害の間に、因果関係があるかどうかについては、診断治療の結

果に基づいて、獣医師から助言を得られる場合もあるでしょう。

また、同一製品で同様の健康被害が発生しているかどうかということについては、メーカーに問い合わせてください。

Q6.2 国は、基準・規格を作った後に、それらが守られているかについて、どのように取り組むのですか。

A6.2 国の指示のもとに、FAMICがペットフードの製造業者や輸入業者などに対して、抜き打ち検査を行っていきます。集取したペットフードの結果は、違反の有無も含め公表いたします。また、ペットの健康被害を未然に防止するため、回収する可能性があるなどと判断された場合には、その結果を報道発表いたします。

Q6.3 (飼養者からの質問) いつも購入しているペットフードを与えようとしたところ、いつもと色や臭いが違うようです。そのまま与えずに検査に出した方がよいでしょうか。

A6.3 ペットフード安全法は、ペットフードの安全性の確保を目的とした法律です。ここでいう安全性とは、「基準・規格に適合した製品であること」、「その他有害な物質を含んでいないこと」を指します。

ペットフードの安全性の問題と品質の問題を、完全に区別して考えることは難しいかもしれませんが、色や臭いの違いというのは原料の変更等による品質上の問題もあり、必ずしも安全上の問題があるとは限らないので、まずはメーカーに確認をすることをお勧めします。

Q6.4 ペットフード中に有害物質が含まれているかどうか、FAMICに分析を依頼することはできますか。

A6.4 FAMICは立入検査や違反時の調査等、行政の依頼に基づく分析を行っています。お手持ちのペットフードの確認については、まずは民間の検査機関に、分析試験の実施が可能かどうかをお尋ねください。

Q6.5 (販売店からの質問) 自分のお店で販売している製品がサンプリングされFAMICが検査したところ、違反した製品であることがわかりました。この場合、販売店としては、どのような対応が求められますか。

A6.5 違反の内容にもよりますが、仮に有害物質の混入等による犬・猫の健康被害に直結するような重大な違反であれば、まずは被害の拡大防止が最優先となります。製造業者等の関連する事業者と協力の上、回収等の措置に努めていただくこととなります。

その後、違反の原因を特定するため、製造から販売までの過程を調査する際にも、御協力して頂く場合があります。なお、特定された違反原因によっては、必要に応じて再発防止策を講じていただくこともあります。

Q6.6 立入検査で収集されたサンプルは、成分規格に定められ項目についてすべて検査されるのでしょうか。

A6.6 必ず全ての項目について検査するというわけではなく、検査の際に確認する製造状況等を踏まえて、総合的に必要な検査項目を決めています。

Q6.7 立入検査で収集されたサンプルの分析試験の結果はどのように公表されるのでしょうか。実測値についても公表されるのでしょうか。

A6.7 FAMICのHP等で公表することを予定しています。実測値については、基準・規格に適合していないことが認められた場合に付記することを予定しています。

Q6.8 立入検査で集取されたサンプルの分析試験の結果、成分規格に適合しない製品については、すべて回収になりますか。

A6.8 違反の内容が、犬・猫の健康被害に直結するような重大な違反の場合には、直ちに全てを回収することが必要になると考えられます。なお、製品の回収も含めて、立入検査の結果に対して事業者が執っていただく必要な措置については、違反内容等を踏まえて総合的に判断することとなります。

Q6.9 工場への立入検査で原材料のサンプルも集取できることになっています。原材料の成分規格は設定されていませんが、何を分析するのでしょうか。また、分析試験の結果は公表されるのでしょうか。

A6.9 通常は販売用ペットフードを対象としたサンプルの集取が中心になると考えられますが、販売用ペットフードの違反の原因が使用した原材料にある場合、又はその疑いがある場合については、原材料を対象としたサンプルの集取及び対象成分の分析を行う場合も想定されます。また、その際には原材料の試験の結果も公表されることとなります。

Q6.10 立入検査で集取されたサンプルについて、表示違反を指摘された場合、当該製品はすぐに回収命令を受けることになるのでしょうか。

A6.10 違反の内容が、犬・猫の健康被害に直結するような重大な違反の場合でなければ、必ずしも回収を命ずることはないと考えられます。

なお、犬・猫に健康被害を及ぼすおそれがある等の場合は、事業者にとっていただく必要な措置については、違反内容等を踏まえて総合的に判断することとなります。

Q6.11 立入検査で収集されたサンプルについて、表示違反を指摘された場合、表示の変更のための準備期間を認めてもらえるのでしょうか。

A6.11 未出荷の在庫品については、表示を付して出荷してください。出荷済みの製品が販売先で在庫されている場合も、速やかに対応をお願いします。

なお、違反の内容にもよりますが、表示の変更を速やかに講じていただくことが必要になると場合もあります。

Q6.12 立入検査をされる時に帳票等も検査されると思いますが、検査場所によっては、必ずしも帳簿等の書類が整っていない所もありますが、どうしたらよいですか。

A6.12 法に定める帳簿がどこでどのように記帳、備え付けられているか、説明できる対応をお願いします。

Q6.13 分析データは、工場になく他の場所の品質管理部門に置いてあるのですが、工場にないといけないのですか。

A6.13 他の場所にあっても構いませんが、工場において、どこでどのような品質管理が行われているのか、説明できるよう対応をお願いします。

Q6.14 立入検査で集取したサンプルは、有償とのことですが、現場で金銭の授受が行われるのですか。

A6.14 サンプルの集取後、指定口座へ振り込む方向で検討中です。

Q6.15 立入検査で集取されたサンプルについての結果は、どの程度の期間で連絡があるのでしょうか。また、集取されたサンプルと同ロットの製品は、結果が出るまで間、念のため、別サンプルとして取っておく必要があるのでしょうか。

A6.15 通常は2～3か月程度で公表という形で FAMIC のHP等に掲載することとしています。集取サンプルと同一ロットの製品の留め置きについては、法令で義務付けられているものではありませんので、各事業者が任意に判断してください。

7. 法律の目的

Q7.1 この法律は、人への安全に寄与することを想定していないのですか。

A7.1 この法律は、愛がん動物の健康を保護することとしており、人の安全に寄与することを想定していません。

8. 対象動物

Q8.1 この法律の愛がん動物は、政令で犬と猫とされましたが、犬・猫以外は対象にならないのですか。

A8.1 現在は犬・猫が対象です。他の愛がん動物については、本法の運用状況や安全確保上の必要性を踏まえて考えていきます。

Q8.2 実験動物用の犬・猫は、対象になりますか。

A8.2 愛がんすることを目的として飼養される動物と定義していますので、実験動物用の犬・猫は、本法の対象にはなりません。

飼い主のための ペットフード・ガイドライン

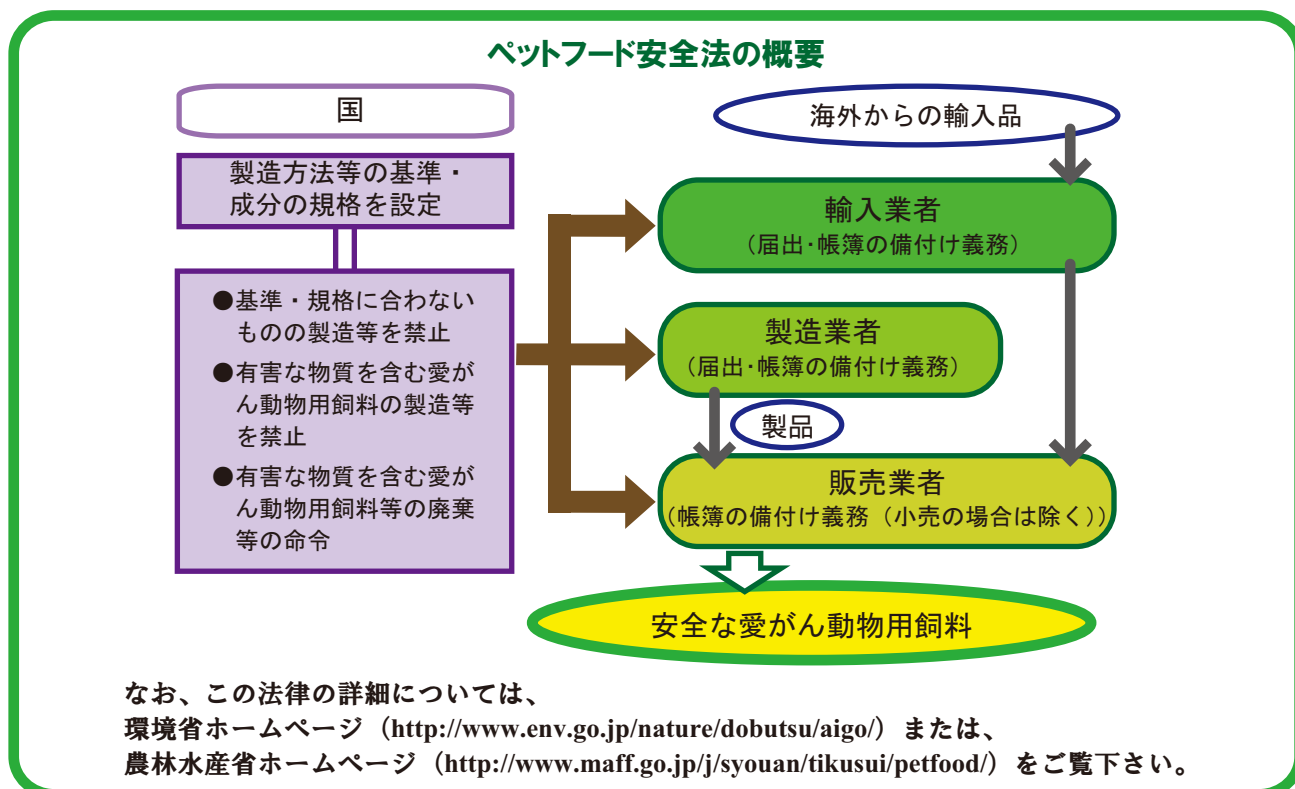
～犬・猫の健康を守るために～



はじめに

2008年6月、ペットの健康を保護し、動物の愛護に寄与するために、ペットフードを規制する「愛がん動物用飼料の安全性を確保する法律（ペットフード安全法）」が成立し、2009年6月1日から施行されます。

この法律は、ペットフードの製造の方法や表示についての基準、成分についての規格を定め、これに合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止するものです。ペットフードの製造業者、輸入業者及び販売業者は、定められた基準や規格を守る責任が生じます。



しかしながら、ペットフード安全法の規制だけで、食べ物によるペットの健康被害を防げるわけではありません。ペットの健康と安全を守るためには、フードを与える飼い主自身が、ペットの生態や必要な栄養素、食べ物などについて理解し、適切な給餌を行うことが大切です。飼い主の責任は、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」においても、次のように規定されています。

動物の飼い主の責任（動物愛護管理法第7条）

- ・動物の種類や習性などに応じて適正に飼い、動物の健康と安全を守るよう努めること。
- ・動物が人に危害を加えたり迷惑を及ぼすことが無いよう努めること。
- ・感染症などの病気の知識を持って、予防に注意するよう努めること。
- ・自分が所有していることを明らかにするために、標識をつけるよう努めること。

このガイドラインは、犬と猫を対象として、ペットフードの選び方や与え方、日頃の健康管理などについて紹介し、飼い主の方々の理解と適切な飼養を支援することを目的として作成しました。

目次

1	最初に知っておきたいこと<人間・犬・猫の違い>	4
1-1	必要な栄養素の違い	4
1-2	味覚の違い	5
1-3	フードの食べ方の違いと与え方	6
1-4	好きな食材・嫌いな食材	7
1-5	避けたい食材、注意が必要な食材	8
2	市販のペットフードについて	10
2-1	市販フードの種類と選び方	10
2-2	表示の見方	12
3	手作りフードについて	14
3-1	利点と注意点	14
3-2	生肉や生魚を与える場合の注意点	14
4	フードの保存方法	15
5	体調管理について	16
5-1	痩せすぎ、太りすぎにしないために	16
5-2	日頃の体調管理	18
5-3	こんなことにも気をつけましょう	19
6	Q & A	20
	参考資料	23

監 修：阿部又信（ヤマザキ動物看護短期大学 教授）
大木富雄（日本ペット栄養学会 常任理事）
大島誠之助（アニマテック オオシマ 代表）
大野和彦（ペットフード公正取引協議会 事務局長）
藤井立哉（ペットフード工業会 事務局長）
本好茂一（日本ペット栄養学会 会長）

協 力：ペットフード工業会
ペットフード公正取引協議会
日本ペット栄養学会

1

最初に知っておきたいこと<人間・犬・猫の違い>

1-1 必要な栄養素の違い

- 私たち人間と同じように、犬や猫は、**脂肪、たん白質、炭水化物***、ミネラル、ビタミンを食べ物から摂り入れなければ健康に生きることができません。
- しかし、人間と犬と猫では、必要な栄養素の割合に大きな違いがあります。

*脂肪、たん白質、炭水化物を三大栄養素と呼びます。

犬は雑食

犬は、長い間人間と共同生活していく中で雑食性が進み、たん白質の必要量は人間より多いものの、最適な三大栄養素の割合は人間と全般的によく似ています。



猫は肉食

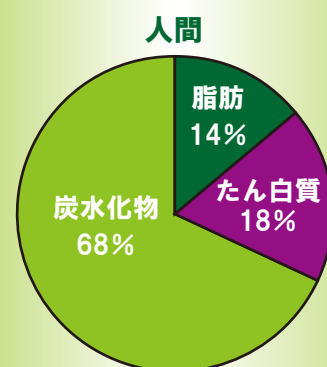
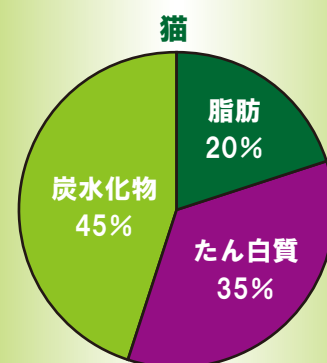
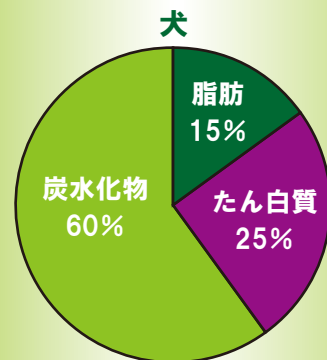
猫は、人間と暮らし続けていても肉食性を保ち続けたため、人間や犬に比べてたん白質が多く必要です。また、人間や犬では、生理的に必要な**タウリン**や、**ビタミンA**などを体内で作ることができるのに対して、猫では作ることができないため、タウリンを十分に含んだフードを与える必要があります。



memo

猫のタウリン欠乏症

タウリンが不足すると、猫では、眼の障害（網膜萎縮）や、心臓の疾患（拡張型心筋症）などを引き起こすことがあります。手作りフードを利用する場合などでは注意が必要です。タウリンは、魚介類や動物の内臓などに多く含まれています。

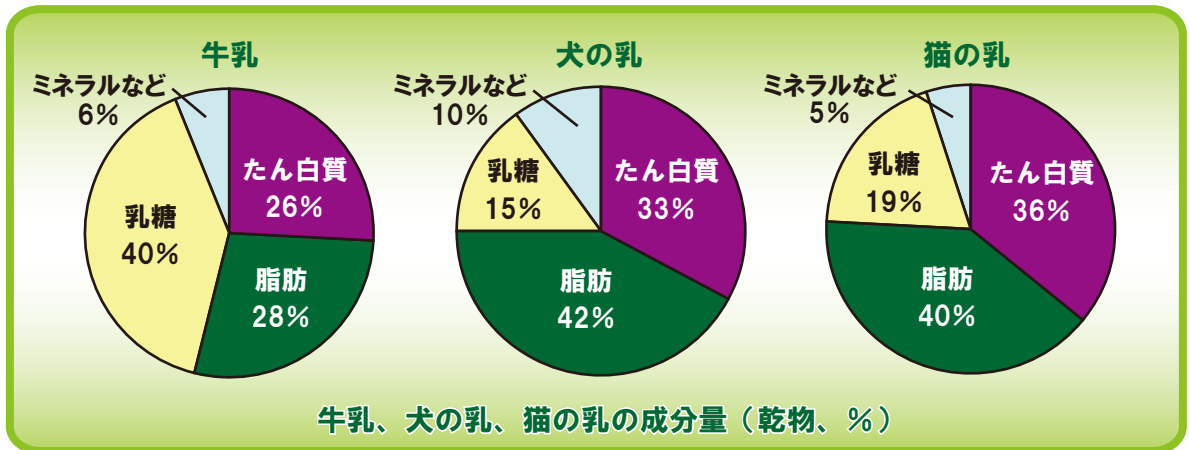


犬、猫、人間の平均的な食事に含まれる三大栄養素

乳の成分



犬や猫の食餌が、私たち人間と異なっていることは、乳の成分などにもあらわれています。牛乳は、私たちにとってたん白質やミネラルを多く含む良質な食品の一つですが、犬や猫の乳は牛乳に比べてたん白質や脂肪の量がより多く、乳糖などの炭水化物が少ないのが特徴です。このため、子犬や子猫に母乳の代わりに牛乳を与えると、エネルギー（カロリー）やたん白質が不足して、健全に成長できない場合があります。子犬や子猫には専用のミルクを与えましょう。



1-2 味覚の違い

●犬・猫は人間以上に塩分の摂りすぎに注意。犬は甘い物にも注意。

一般的に、犬や猫が1日に摂る食塩の量は人間の1/3程度でよいといわれています。このため、人間が普通に食べている惣菜やハム、ソーセージなどを与えてしまうと、知らない間に、塩分の摂取量が過剰となり、心臓や腎臓に負担をかけてしまうことになります。また、猫は食べ物の甘みを感じることが出来ませんが、犬は甘みのある食べ物が大好きなため、与えすぎると肥満の原因になります。

memo

塩分を多く含む食品の例

人間が1日に食べる量を基にした摂取塩分量

★~1.0g、★★1.1~2.0g、★★★2.1~3.0g、★★★★3.1~4.0g、★★★★★4.1g以上

パン (★)



ロースハム (★★)



ウインナー (★★)



さつま揚げ (★★★)



チーズ (★)



ベーコン (★★)



味噌汁 (★★)



しらす干し (★★★)



ハンペン (★★)



塩シヤケ (★★★★★)



1-3 フードの食べ方の違いと与え方

●人間は1日3食。犬・猫は1日2~4食。

犬の場合



犬は、1回で1日分の量のフードを食べることが出来るほど大きい胃を持っていますが、1日分のフードを1回で与えるというやり方はあまり好ましくありません。与える回数が1日1回だけの場合は、慌てて飲み込んでのどに詰まらせたり、肥満になりやすいともいわれることから、成犬では1日分を2回に分けて与えましょう。また、子犬の場合は、1回に食べられる量が少ないため、4回程度に分けて与えましょう。

犬は、目の前にある食べ物をお腹一杯になるまで食べてしまいます。市販のペットフードの場合には、パッケージに表示してある給与量の目安を参考にして、犬の体重や健康状態にあわせて与える量を調節してください。また、新鮮な水を常にフードのそばに置いておきましょう。

猫の場合

猫は、昼夜を問わずに頻繁に少量ずつ食べる習性があるため、1日分を2~3回に分けて与えるか、腐敗の危険性が低いドライフードを置き餌として使って、いつでも食べることが出来るようにしてもよいでしょう。ただし、置き餌の場合でも、常に清潔で新鮮な状態にし、衛生を保つことが重要です。

水分の多いウエットフードや手づくりのフードなどは、そのまま放置しておくとう腐りやすいため、食べ残しはそのままにしないで、すぐ片付けましょう。



1-4 好きな食材・嫌いな食材

犬が好きな食材

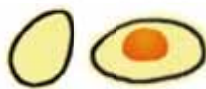
鶏肉、牛肉、豚肉、羊肉（赤身、内臓、骨）



乳製品（チーズ、ミルク、ヨーグルト等）



卵



魚肉



果物（りんご、なし等）



甘い食べ物や塩辛いもの



焼いたものや蒸したもの（加工方法）

犬が嫌いな食材

柑橘類



ニオイが強い葉物野菜



香辛料



お酢など酸味の強いもの



猫が好きな食材

魚肉



かつおぶし



海苔



鶏肉、牛肉、豚肉、羊肉（赤身、内臓、骨）



柔らかいものや形状の小さなもの

猫が嫌いな食材

柑橘類



香辛料



お酢など酸味の強いもの



☆食べる、食べないには、食材だけでなく、水分の含有量、加熱、調理方法、口当たりなど様々な要因が関係します。

1-5 避けたい食材、注意が必要な食材

●人間の食べ物でも、犬や猫には害を及ぼす場合があります。タマネギやチョコレートなどを犬・猫に食べさせないように注意が必要です。

与えることは避けたいもの

タマネギ



犬や猫に有害なアリルプロピルジスルファイドという成分が含まれていて、大量に食べさせると赤血球が破壊され、血尿や下痢、嘔吐、発熱などをおこすおそれがあります。加熱してもこの成分は分解されず、ハンバーグやカレーなどのタマネギが含まれる加工食品も要注意です。また、タマネギそのものではなくても、エキスがしみ出た味噌汁やすきやきの煮汁などにも注意する必要があります。（同様の成分は、長ネギ、ニラ、ニンニクなどにも含まれています。）

ブドウ・干しぶどう



犬や猫にとって腎不全の原因になります。特に、ブドウの皮は与えてはいけません。

キシリトール入りのガムなど



キシリトールは、虫歯予防などに有効として人間用のガムなどのお菓子に含まれていますが、犬が誤って食べてしまうと、たとえ少量でも、血糖値の低下や嘔吐、肝不全などを起こすので注意が必要です。

香辛料



犬・猫は、香辛料に対する耐性が低いので肝臓障害の症状を引き起こします。

鶏の骨



鶏の骨は縦にさけやすく、鋭利な形状となり、のどや消化管を傷つけることがあるため、犬に与えるのは避けましょう。

注意が必要なもの、与えすぎないほうが良いもの

イカ、タコなどの魚介類や カニ、エビなどの甲殻類



生の魚、イカやタコ、スルメなどは消化が悪いので、下痢や嘔吐の原因になったり、のどに詰まらせてしまうこともあります。また、生のイカや貝などの魚介類や、カニ、エビなどの甲殻類はビタミンB₁を分解する酵素を持っているため、猫に与えると体内のビタミンB₁が欠乏して後脚の麻痺をおこします。（加熱調理して与えれば問題はありません。）

ホウレン草



シュウ酸が多く含まれているため、シュウ酸カルシウム尿石症の原因になります。茹でてアク抜きをすることで、シュウ酸の量を減らすことができます。

生の豆やナッツ類



消化が悪いので、下痢や嘔吐の原因になります。豆腐や納豆などの加工食品は消化不良の問題はありませんが、マグネシウムが多いため、結石になりやすいという説もあります。

チョコレート



犬にチョコレートを与えると、テオブロミンが原因で嘔吐、下痢、発熱、けいれんの発作などを起こします。また、犬ほどではありませんが猫でも同様の症状をおこすことがあります。特に、室内飼育の場合には、買い置きのチョコレートなどを部屋に放置しないよう注意が必要です。

コーヒーや緑茶、紅茶など



カフェインが含まれているため、これらの飲料を与えると、犬や猫は、下痢、嘔吐、体温不調、多尿、尿失禁、テンカンの発作などをおこすことがあります。

生卵



アビジンという酵素が、皮膚炎、成長不良の症状を引き起こすことがあります。（加熱調理して与えれば問題はありません。）

砂糖



糖質吸収などのため、ビタミンB₁やカルシウムが余分に使われ、ビタミンB₁欠乏症やカルシウム不足の症状を引き起こすことがあります。

にぼし、海苔



犬や猫には、マグネシウムの過剰が要因となり尿路疾患を引き起こすことがあります。

米飯



カロリーは十分に含まれていますが、ビタミン、ミネラルが少ないため、猫には、成長不良、肥満の症状を引き起こすことがあります。

レバー



猫には、ビタミンA、Dの過剰が要因となり、食欲不振、関節炎を引き起こすことがあります。

2

市販のペットフードについて

2-1 市販フードの種類と選び方

●市販のペットフードには、製品の形状や与える目的によってさまざまな種類があります。

目的別の分類

●総合栄養食

犬や猫が必要としている栄養素をすべて含んだフードで、新鮮な水と一緒に与えるだけで健康を維持することができるように、栄養バランスが調整されています。

●間食（「おやつ」または「スナック」）

ペットとのコミュニケーションを取るための手段やごほうびとして、限られた量を与えることを目的としたもので、ジャーキータイプのスナックや魚肉ソーセージなどの練り加工品、ササミ乾燥品、砂肝、乾燥野菜、豚ミミ、蹄（ヒヅメ）などの素材ベース品、ローハイドガムや骨型・歯ブラシ形スナックなどのガム、ビスケットやクッキーなどの菓子類など、様々なものがあります。ペットが欲しがると同時に与えていると、栄養が偏ったり、カロリーが過多になって肥満にもつながりますので注意が必要です。1日あたりに必要なカロリーの20%以内に抑えることが大切です。

●その他の目的食

嗜好増進などの目的で与える「副食・おかずタイプ」、特定の栄養成分の調節やカロリーの補給などを目的として与える「栄養補完食」、栄養成分の量や比率などを調節することで、特定の疾病などに対して、いわゆる食事療法として与えることを目的とした「療法食」などがあります。なお、それらはかかりつけの獣医師の指導のもとで与えるべきです。

ペットフードのタイプ別の分類

●ドライタイプ

水分含量が10%程度、またはそれ以下のフードです。重量あたりの栄養価が高いこと、長期保存に適しているなどの利点があります。また、カリカリしているため、歯垢がつきにくくなったり、口臭を抑えることが期待できます。

●ウェットタイプ

水分含量が75%程度のフードで、缶詰、アルミトレイ、レトルトパウチ等の加熱殺菌用の容器に詰められています。風味が良く、食べやすいことから、犬や猫が好む傾向があります。開封しなければ長期間保存できますが、開封後は品質の変化が早いので、注意が必要です。

●セミモイストタイプ・ソフトドライタイプ

セミモイストタイプは水分含量が25～35%程度、ソフトドライタイプは水分が10～30%程度のフードです。

ライフステージ別の区分

犬や猫では、成長段階によって、必要とするエネルギーの量が違います。このため、市販のペットフードの多くは、ライフステージに合わせた栄養設計がされています。各ライフステージに合わせて食餌の管理をしましょう。

● 哺乳期

生まれてから30日程度までの期間をいいます。この時期は母乳で成長します。市販のミルクを利用する場合には、犬には犬用、猫には猫用のミルクを与えます。

● 離乳期

生後約 20 日から 60 日くらいまでの期間をいいます。犬用や猫用の離乳期用フードも販売されていますが、これらが手に入らない場合には、子犬用（成長期犬用）や子猫用（成長期猫用）フードをお湯やミルクでふやかして与えることも可能です。

● 成長期

小型犬では生後約 50 日から 10 ヶ月程度、中型犬では生後約 50 日から1年程度、大型犬では生後約 50 日から1年半程度、超大型犬では生後約 50 日から2年程度、猫では生後約 50 日から1年程度の期間をいいます。

市販製品では、子犬用（成長期犬用）、または、子猫用（成長期猫用）のフードがあります。

● 成犬、成猫期

成長期以降の7年間程度の時期をいいます。市販製品では、成犬用、または、成猫用のフードがあります。

● 高齢犬、高齢猫期

約7歳から8歳以降の時期をいいます。（老化のスピードには個体差があるため、すべての犬や猫がこの時期から高齢犬、高齢猫というわけではありません。）市販製品では、シニア用のフードがあります。

memo

フードの切り替え方

ある年齢になったからといって、急にその年齢用のフードに切替えるのはあまり良いことではありません。（食べなれていないフードに急に切替えると、吐いてしまったり、下痢をすることもあります。）

状態を見ながら、1週間くらいかけて新しいフードの割合を徐々に増やしましょう。

犬と人間、猫と人間の年齢のめやす（品種等によってもこの関係は違ってきます）

大型犬	人間
	
1 歳	12 歳
2 歳	19 歳
3 歳	26 歳
5 歳	40 歳
7 歳	54 歳
10 歳	75 歳
12 歳	89 歳
15 歳	110 歳

小型犬、中型犬および猫	人間
	
1 歳	15 歳
2 歳	24 歳
3 歳	28 歳
5 歳	36 歳
7 歳	44 歳
10 歳	56 歳
12 歳	64 歳
15 歳	76 歳

2-2 表示の見方

●表示をよく確かめて、目的に合ったフードを選びましょう。

市販のペットフードのパッケージやラベルには、そのフードを与えるペットの種類や目的、使われている原材料、給与方法、原産国、賞味期限など、フードを選ぶ際に参考となる情報が表示されています。

犬用？ 猫用？

犬と猫では必要な栄養バランスが違います。犬には“ドッグフード”、猫には“キャットフード”を与えましょう。

どのくらいの量が入っているの？

製品の正味量が、「g(グラム)」、「kg(キログラム)」、「mL(ミリリットル)」または「L(リットル)」で書かれています。

どのくらいの量を、どのように与えればいいのか？

1日に与える量や回数などが書かれています。書かれている内容は、その目的によって、次のようになります。なお、与える回数や量はあくまで「目安」であるため、体調などを良く観察して、与える量や回数を調節してください。

- 総合栄養食
ペットの成長段階、体重、与える回数、与える量の目安
- 間食
栄養に偏りが生じないように与える回数や与えることが出来る限度量など
- その他の目的食
同時に与えなければいけない主食や食材の名称、給与方法や量、食事療法のために指定された給与方法や量

栄養成分の量はどのくらい？

フードに含まれている主要な栄養素や水分の量が%（パーセント）で書かれています。また、多くのフードではカロリー（kcal/kg）も表示されています。

ドッグフード

- 成犬用総合栄養食
 - 内容量：3kg
 - 与え方：成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。
 - 賞味期限：210814
 - 成分：粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下
 - 原材料：穀物（とうもろこし、小麦）、肉類（ビーフ、チキン）、動物性油脂、野菜類（ほうれん草、にんじん）、ミネラル類（P、Ca）、ビタミン類（A、B、C）、酸化防止剤（ミックストコフェロール）
 - 原産国：日本
 - 販売者：ABCペットフード株式会社
〒100-0000千代田区神田〇〇町1-2-3
製品に関するお問合せ 03(1234)5678
- この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める給与試験の結果、成犬用の総合栄養食であることが証明されています。

どんな原料を使っているの？

フードに使っている原材料名や添加物名が書かれています。

どの国で作られているの？

フードの最終加工が行われた国名を表示しています。

どういう目的で与えるの？

フードの目的が書かれています。

- 総合栄養食
犬や猫が必要としている栄養素をすべて含んだフードで、新鮮な水と一緒に与えるだけで健康を維持することができるように、栄養バランスが理想的に調整されています。
 - 間食（「おやつ」または「スナック」）
犬や猫とのコミュニケーション用や、ごほうびとして与えることを目的としたものです。犬や猫が欲しがると同時に、栄養が偏ったり、カロリー・オーバーとなって肥満にもつながりますので注意が必要です。
 - その他の目的食
嗜好増進等を目的とした「副食・おかずタイプ」では、「一般食（おかずタイプ）」、「一般食（総合栄養食と一緒に与えてください）」、「副食」などと表示されています。また、「栄養補助食」は特定の栄養成分の調節やカロリーの補給などを目的としたもので、「栄養補完食」、「カロリー補給食」、「サプリメント（動物病院用）」などと表示されています。「療法食」は、栄養成分の量や比率などを調節することで、特定の疾病などに対して、いわゆる食事療法に使用されることを意図したもので、「特別療法食」、「食事療法食」などと表示されています。
- また、成長段階は、「幼犬（猫）期、成長期またはグロース」、「成犬（猫）期、維持期またはメンテナンス」、「高齢犬（猫）期またはシニア」、「妊娠期、授乳期」、「全成長段階またはオールステージ」などに分かれています。

いつまでに食べさせればいいのか？

指定された保存条件で、未開封のまま、保管した場合に、栄養価や食味が保証できる期間が「賞味期限」として書かれています。製造年月日書かれている製品では、賞味期限までの期間が書かれています。この場合は、平成21年8月14日をさしています。また、西暦で書かれていることもあります。

どこの会社の製品なの？

会社の名称や住所などの連絡先が書かれています。

※これらの表示はペットフードの公正競争規約において定めている事項です。さらに、安全確保や問題発生時の原因究明の観点から、次の事項について、ペットフード安全法（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律）でも表示が義務化されます。

- ・名称
- ・原産国名
- ・賞味期限
- ・事業者名及び住所・所在地
- ・原材料名

2-2 表示の見方

●表示をよく確かめて、目的に合ったフードを選びましょう。

市販のペットフードのパッケージやラベルには、そのフードを与えるペットの種類や目的、使われている原材料、給与方法、原産国、賞味期限など、フードを選ぶ際に参考となる情報が表示されています。

犬用？ 猫用？

犬と猫では必要な栄養バランスが違います。犬には“ドッグフード”、猫には“キャットフード”を与えましょう。

どのくらいの量が入っているの？

製品の正味量が、「g(グラム)」、「kg(キログラム)」、「mL(ミリリットル)」または「L(リットル)」で書かれています。

どのくらいの量を、どのように与えればいいのか？

1日に与える量や回数などが書かれています。書かれている内容は、その目的によって、次のようになります。なお、与える回数や量はあくまで「目安」であるため、体調などを良く観察して、与える量や回数を調節してください。

●総合栄養食

ペットの成長段階、体重、与える回数、与える量の目安

●間食

栄養に偏りが生じないように与える回数や与えることが出来る限量など

●その他の目的食

同時に与えなければいけない主食や食材の名称、給与方法や量、食事療法のために指定された給与方法や量

栄養成分の量はどのくらい？

フードに含まれている主要な栄養素や水分の量が%（パーセント）で書かれています。また、多くのフードではカロリー（kcal/kg）も表示されています。

ドッグフード

■成犬用総合栄養食

■内容量：3kg

■与え方：成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。

■賞味期限：210814

■成分：粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下

■原材料：穀物（とうもろこし、小麦）、肉類（ビーフ、チキン）、動物性油脂、野菜類（ほうれん草、にんじん）、ミネラル類（P、Ca）、ビタミン類（A、B、C）、酸化防止剤（ミックストコフェロール）

■原産国：日本

■販売者：ABCペットフード株式会社

〒100-0000千代田区神田〇〇町1-2-3

製品に関するお問合せ 03(1234)5678

この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める給与試験の結果、成犬用の総合栄養食であることが証明されています。

どんな原料を使っているの？

フードに使っている原材料名や添加物名が書かれています。

どの国で作られているの？

フードの最終加工が行われた国名を表示しています。

どういう目的で与えるの？

フードの目的が書かれています。

●総合栄養食

犬や猫が必要としている栄養素をすべて含んだフードで、新鮮な水と一緒に与えるだけで健康を維持することができるように、栄養バランスが理想的に調整されています。

●間食（「おやつ」または「スナック」）

犬や猫とのコミュニケーション用や、ごほうびとして与えることを目的としたものです。犬や猫が欲しがるとなると、栄養が偏ったり、カロリー・オーバーとなって肥満にもつながりますので注意が必要です。

●その他の目的食

嗜好増進等を目的とした「副食・おかずタイプ」では、「一般食（おかずタイプ）」、「一般食（総合栄養食と一緒に与えてください）」、「副食」などと表示されています。また、「栄養補助食」は特定の栄養成分の調節やカロリーの補給などを目的としたもので、「栄養補完食」、「カロリー補給食」、「サプリメント（動物病院用）」などと表示されています。「療法食」は、栄養成分の量や比率などを調節することで、特定の疾病などに対して、いわゆる食事療法に使用されることを意図したもので、「特別療法食」、「食事療法食」などと表示されています。

また、成長段階は、「幼犬（猫）期、成長期またはグロース」、「成犬（猫）期、維持期またはメンテナンス」、「高齢犬（猫）期またはシニア」、「妊娠期、授乳期」、「全成長段階またはオールステージ」などに分かれています。

いつまでに食べさせればいいのか？

指定された保存条件で、未開封のまま、保管した場合に、栄養価や食味が保証できる期間が「賞味期限」として書かれています。製造年月日書かれている製品では、賞味期限までの期間が書かれています。この場合は、平成21年8月14日をさしています。また、西暦で書かれていることもあります。

どこの会社の製品なの？

会社の名称や住所などの連絡先が書かれています。

※これらの表示はペットフードの公正競争規約において定めている事項です。さらに、安全確保や問題発生時の原因究明の観点から、次の事項について、ペットフード安全法（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律）でも表示が義務化されます。

- ・名称
- ・原産国名
- ・賞味期限
- ・事業者名及び住所・所在地
- ・原材料名

3

手作りフードについて

3-1 利点と注意点

●手づくりフードには利点もありますが、十分な知識が必要です。

手作りフードのメリットは、使う食材や調理方法を飼い主自身が 100% 把握できることでしょう。

ただ、犬や猫が必要としているフードの栄養バランスは、私たち人間とは大きく異なっていますし、動物の種類によっては、ビタミンやアミノ酸の必要量も違っているなど、犬あるいは猫の栄養バランスやライフステージによって変化する栄養要求量を満たす最適なフードを作るためには、ペットの栄養に関する十分な知識が必要です。

犬や猫の栄養バランスや必要量、与えてはいけない食材などをよく理解した上で、チャレンジしてみてください。どのようなレシピにするかなど、専門家に相談するのもよいでしょう。



3-2 生肉や生魚を与える場合の注意点

●生肉や生魚も要注意です。

「犬は肉食動物だから生肉を与えています」、「猫は肉食動物だから、生肉や生魚だけを与えています」、という方がいらっしゃいます。

犬は雑食性の動物ですから、生肉だけを長い間与え続けていると、栄養バランスの偏りから、犬が本来必要としていて、食餌から補給しなければいけないビタミン類やミネラル類が不足してしまいます。このため、カルシウムやリンの不足あるいは過剰から骨格の異常がおこったり、食物繊維の不足から下痢をしたり、脂肪の過剰から肥満などを招くことがあります。

また、猫は本来、肉食動物ですが、レバーなどを長期間与え続けると、カルシウム不足による歩行障害がおこったり、ビタミン A の過剰による骨の発育異常などをおこすことが知られています。生魚の場合にも、マス、タラ、ニシン、ヒラメ、コイなどの魚はビタミン B₁ 分解酵素を持っているため、ビタミン B₁ の欠乏症である急激な麻痺などをおこしやすいことが知られています。(これらの魚でも、適切に加熱調理して与えれば問題は起こりません。)

このように、犬や猫には肉や魚以外の食材も与えて、栄養の偏りを防ぐことが重要です。

また、肉や魚は、寄生虫や細菌性中毒などを防ぐためには、生よりは加熱調理したものを与える方が安全性が高まります。



4

フードの保存方法

4-1 フードの保存方法

- ペットフードの保管状況が悪いと、カビや細菌が繁殖するなどして、犬や猫の体調不良につながる場合があります。

ペットフードの取り扱い一般

ペットフードの製品特性に合わせた適切な取扱いを心がけましょう。またフードを与えるときに使用する食器や器具類の衛生面にも気をつけてください。フードの残りかすや水分は、微生物の格好の繁殖場所となります。使い終わった食器や器具類はきれいに洗い、乾燥させ、そして清潔な場所に保管しましょう。食器の後片付けや、食べ残しの片付けがすんだら、最後に石鹸で手を洗い、飼い主にとっても、ペットにとっても、衛生的な環境を保つよう心がけましょう。

ドライフードの保存

未開封のドライフードは、直射日光が当たらない温度変化の少ない場所で保存して、賞味期限内に使い切ることを心がけましょう。（保存条件が悪いと、たとえ賞味期限内でも、品質が悪くなることもあります。）

開封後は、袋の封をしっかりと、直射日光が当たらず、温度や湿度が低い場所で保存しましょう。冷蔵庫での保存は、フードを与えるときの出し入れの際に、フードの表面に結露を生じ、カビ等の発生原因となることがありますので、常温で保存しましょう。開封後は、なるべく早く使い切ることが大切です。犬または猫の大きさにあったサイズの製品を選びましょう。

ドライフードは比較的長期間保存できる利点がありますが、フードボウルに出した場合には、時間とともに香りや食感が失われます。また、犬や猫がいったん口をつけたものは、唾液などがついていするため、有害な微生物が発生することもありますので、できるだけ少量ずつ出して、新しいものに取り替えましょう。

缶詰やレトルトフード、手作りフードの保管

未開封の缶詰やレトルトフードは、直射日光が当たらない温度変化の少ない場所で保存して、賞味期限内に使い切ることを心がけましょう。（保存条件が悪いと、たとえ賞味期限内でも、品質が悪くなることもあります。）

開封後に、缶詰やレトルトフード、手作りフードが余ってしまった場合は、別の容器に移しかえて冷蔵庫で保管して、出来るだけその日のうちに使い切ることを心がけましょう。1日以上保管しなければならない場合は、冷凍保存して、その都度、解凍して与える方法も良いでしょう。（なお、家庭用の冷蔵庫で冷凍保管した場合、食味等を損なう場合がありますので注意が必要です。）

また、缶詰やレトルトフード、手作りフードでは、フードボウルに出した後の酸化、腐敗、有害微生物の繁殖などといった品質の変化が、ドライフードに比べて早いので、出しっぱなしは避けましょう。給与時間は20分程度を目安にしてください。



5

体調管理について

5-1 痩せすぎ、太りすぎにしないために

●犬や猫を健康に育てるためには、私たちと同じように、**痩せすぎ・太りすぎは、よくありません。**

大きくなるのがイヤだといって、成長のために多くのカロリーを必要とする子犬や子猫に与える量を制限したり、喜ぶからといってフードを与えすぎたり、おやつは“別腹”などと思っはいませんか？

給与量の設定方法

カロリーの必要量はライフステージや体重によって異なります。犬や猫が1日に必要なカロリー量は体重によって変化します。また、同じ体重の犬や猫でも、ステージによって必要なカロリー量は変化します。

多くの市販のフードには、カロリー表示とともに、与える量の目安が示されています。しかし、同じ量のご飯を食べても太らない人や太ってしまう人がいるように、犬や猫も個体によって必要なカロリー量が違う場合があります。

目安だけに頼らず、散歩等の運動量、体調などを良く観察して与える量を調節しましょう。

memo カロリー必要量の計算法

犬の場合には、体重(kg)の0.75乗に各ステージにおける係数(離乳期では274、成長中期では200、成犬期では132)をかけることで計算します(PCをお持ちの方はエクセルで「=係数×体重^0.75」で計算できます)。

猫の場合には、体重(kg)に係数(10週齢では250、20週齢では130、30週齢では100、40週齢や50週齢で活発な個体では80、40週齢や50週齢で不活発な個体では70)をかけることで計算できます。


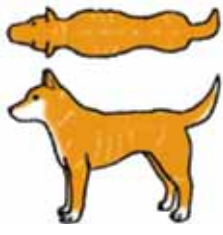
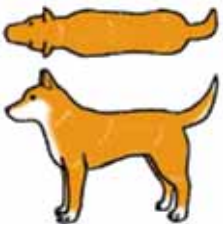
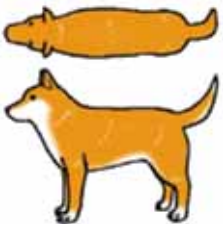
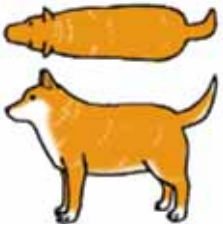
犬のカロリー必要量(kcal/日、参考値)

体重(kg)	離乳期	成犬中期	成犬
1	274		
2	461		
3	625		
4	775		
5	916	669	441
10	1,541	1,125	742
15	2,088	1,524	1,006
20	2,591	1,891	1,248
25	3,063	2,236	1,476
30	3,512	2,564	1,692
35	3,943	2,878	1,899
40	4,358	3,181	2,100
45		3,475	2,293
50		3,761	2,482
55		4,039	2,666
60		4,312	2,846
65		4,578	3,022
70		4,840	3,194
75		5,097	3,364
80		5,350	3,531
85		5,599	3,695
90		5,844	3,857

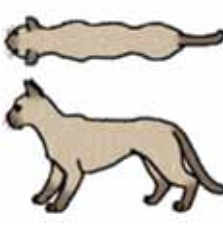
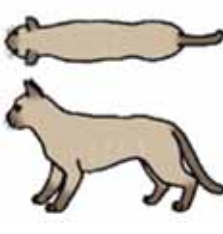
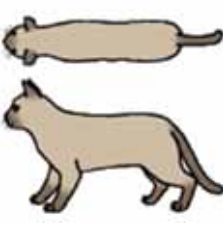
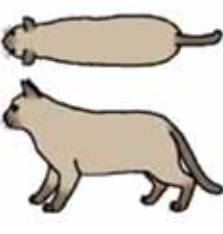
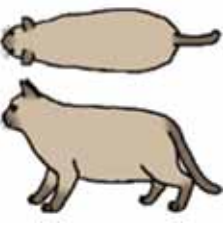
猫のカロリー必要量(kcal/日、参考値)

体重(kg)	10週齢	20週齢	30週齢	40週齢	50週齢以上	
					不活発	活発
0.8	200					
0.9	225					
1.0	250					
1.1	275					
1.2	300					
1.3	325	169				
1.4	350	182				
1.5	375	195				
1.6	400	208				
1.7	425	221				
1.8	450	234				
1.9	475	247	190			
2.0	500	260	200			
2.2		286	220			
2.4		312	240			
2.6		338	260	208	182	208
2.8		364	280	224	196	224
3.0		390	300	240	210	240
3.5		455	350	280	245	280
4.0		520	400	320	280	320
4.5		585	450	360	315	360
5.0		650	500	400	350	400

犬のボディコンディションスコア（BCS）と体型

				
BCS1 痩せ	BCS2 やや痩せ	BCS3 理想的	BCS4 やや肥満	BCS5 肥満
肋骨、腰椎、骨盤が外から容易に見える。触っても脂肪が分からない。腰のくびれと腹部の吊り上がりが顕著。	肋骨が容易に触る。上から見て腰のくびれは顕著で、腹部の吊り上がりも明瞭。	過剰な脂肪の沈着なしに、肋骨が触れる。上から見て肋骨の後ろに腰のくびれが見られる。横から見て腹部の吊り上がりが見られる。	脂肪の沈着はやや多いが、肋骨は触れる。上から見て腰のくびれは見られるが、顕著ではない。腹部の吊り上がりはやや見られる。	厚い脂肪におおわれて肋骨が容易に触れない。腰椎や尾根部にも脂肪が沈着。腰のくびれはないか、ほとんど見られないか、ほとんど見られないか、むしる垂れ下がっている。

猫のボディコンディションスコア（BCS）と体型

				
BCS1 痩せ	BCS2 やや痩せ	BCS3 理想的	BCS4 やや肥満	BCS5 肥満
肋骨、腰椎、骨盤が外から容易に見える。首が細く、上から見て腰が深くくびれている。横から見て腹部の吊り上がりが顕著。脇腹のひだには脂肪がないか、ひだ自体がない。	背骨と肋骨が容易に触る。上から見て腰のくびれは最小。横から見て腹部の吊り上がりはわずか。	肋骨は触れるが、見ることはできない。上から見て肋骨の後ろに腰のくびれがわずかに見られる。横から見て腹部の吊り上がり、脇腹にひだがある。	肋骨の上に脂肪がわずかに沈着するが、肋骨は容易に触れる。横から見て腹部の吊り上がりはやや丸くなり、脇腹は窪んでいる。脇腹のひだは適量の脂肪で垂れ下がり、歩くと揺れるのに気づく。	肋骨や背骨は厚い脂肪におおわれて容易に触れない。横から見て腹部の吊り上がりは丸く、上から見て腰のくびれはほとんど見られない。脇腹のひだが目立ち、歩くと盛んに揺れる。

肥満をふせぐには、おやつやごほうびはできるだけ控える、適度な運動をさせるなどの注意が必要です。

おやつやごほうびを与えることは、犬や猫とのコミュニケーションをとるひとつの手段ですが、カロリー表示を確かめて、これらを与えた分だけフードを減らすなどの注意が必要です。

本格的なダイエットは、獣医師の指導の下で行う必要がありますが、軽度～中度の肥満の場合には、与えるフードの量を通常の30～40%減らして体重の変化をチェックします。1週間で体重が1～3%減るくらいの割合で徐々に体重を減らしていくのが適当です。この際、空腹感を抑えるために、1日量を3～4回に分けて与えます。（与えるフードの量を40%以上減らすといった急激なダイエットは体に悪い影響を与える危険があります。）



5-2 日頃の体調管理

●日頃から犬や猫の体調をよく観察することが大事です。

犬や猫は、体調が悪いときでも、言葉であなたに伝えることができません。でも、日常の行動をよく観察しておくことで、病気の前兆を知ることが出来ますし、早目に獣医師に診てもらうことで、病状の悪化を防ぐことができます。また、かかりつけの獣医師の電話番号をメモしておくで安心です。

犬で注意する点は…

- 食欲がない
(正常な犬でもフードを1～2日間食べない個体もありますが、積極的に食べない場合には病気の前兆と考えて良いでしょう。)
- 毛にツヤがない、ゴワゴワしている
- 糞の中に粘液や血が混じっている
- いつもより糞が臭い
- おしっこに血が混じっている
- 数日間にわたって嘔吐をくりかえす
- お腹が膨れていて、触ると痛がる
- 咳がひどい
- 鼻汁や涙を流す
- 熱がある (犬の正常体温は 38.0 ～ 39.0℃です)
- 周りの状況に無関心になった
- 暗がりに隠れて出てこない



猫で注意する点は…

- 食欲がない
- 目に活力がない
- 毛が乾燥し、ゴワゴワしている
- 休みなく鳴いている
- 体に触られるのを嫌がる
- 水を飲む量がいつもより異常に多い (少ない)
- おしっこの回数がいつもより多い
- おしっこをチビチビもらす
- おしっこに血が混じっている
- 下痢をくりかえす
- 熱がある (猫の正常体温は 38.0 ～ 39.0℃です)
- 1日以上、1ヶ所に隠れて出てこない
- 毛玉の排泄がひどい



5-3 こんなことにも気をつけましょう

観葉植物による中毒

食材ではありませんが、室内に置いてある観葉植物を犬や猫が誤って食べたことで中毒を起こすことがあります。ディヘンバキアやセローム(サトイモ科)、アイビー(セイヨウキヅタ、ウコギ科)、イチイ(イチイ科)、クレマチス(テッセン、キンポウゲ科)、スズラン(ユリ科)、クロッカス(アヤメ科)、シクラメン(サクラソウ科)など、犬や猫に潜在的な危険性を持つ植物は多いので注意が必要です。



セローム

アイビー

クレマチス

スズラン

クロッカス

シクラメン

家庭用の洗剤等

家庭にある洗剤、殺虫剤等についても適切に管理し、犬や猫の口に入らないよう注意することが大切です。



歯のケア

犬では生まれてから約1月で 28 本の乳歯がはえそろう、3~7月で 42 本の永久歯にはえかわります。また、猫では生まれてから約1月半で 26 本の乳歯がはえそろう、4~8月で 30 本の永久歯に生えかわります。

犬や猫が健全な歯を失うと、健康状態にも悪い影響を与えます。健全な歯を保つには、ドライフードなどを与えるのも効果的ですが、できるだけ、子犬や子猫の時から定期的な歯磨き(犬ではできれば毎日、猫では週1~2回)の習慣をつけましょう。歯磨きは、子供用の歯ブラシや、やわらかい布きれなどを使っておこないますが、最初は、獣医師の先生から正しい歯磨きの方法を指導してもらうと良いでしょう。また、定期的に獣医師の診察を受け、歯垢や歯石をとってもらうことも重要です。



飲み水にも注意を払いましょう

水は犬や猫の体の 60 ~ 80%を占める重要な要素です。

一般的に、健康な成犬や成猫が快適な温度条件下で暮らしている時の飲水量は、フードの乾物量(水分を除いた重量)の約 2.5 倍と言われています。実際には食べているフードの水分含量(例えば、犬用のドライフードの水分含量はおおよそ 10%、ウエットフードの水分含量はおおよそ 75%です)、気温、運動量などによっても大きく左右されますので、いつでも新鮮な水が飲めるようにしてください。

なお、人間用のミネラルウォーターは、マグネシウムなどのミネラルが多く含まれているものもあるため、犬や猫に与える場合は注意が必要です。



犬と猫が1日に必要な水分量 (mL、フードから摂る水分を含む)

	体重 (kg)														
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	25	30	35	40
犬	190	260	320	370	430	480	530	580	630	850	1060	1250	1440	1610	1780
猫	140	190	240	280	320	360	400	440	470						

6

Q & A

Q1

市販のフードの中にプレミアムと表示した製品がありますが、通常のフードとどこがちがうのでしょうか？

A

プレミアム・フードの定義は必ずしも決まっているものではありませんが、一般的には、消化性やアミノ酸のバランスが優れた原料を使用している、尿路結石や毛玉の抑制、関節の保護、老化の防止などに有効と思われる機能性を持つ原料を使用しているなど、通常のフードと差別化を図った製品群を指しています。

Q2

犬と猫を一緒に飼育しているのですが、犬が猫用（猫が犬用）のフードを食べてしまいます。犬が猫用のフードを、猫が犬用のフードを食べてしまっても大丈夫でしょうか？また、これを防ぐ方法はありますか？

A

元来、犬と猫は異なった動物であり、必要とする栄養素は違います。たまたま食べてしまう分には問題が生じることはありませんが、長期的には、特定の栄養素について過剰、不足が生じて健康上の問題を引き起こす可能性があります。頻繁に異種のフードを食べてしまう場合は、時間や場所を分けて与え、異種のフードを食べさせないようにする必要があります。

Q3

ライフステージごとに栄養の必要量が異なるため、ライフステージにあったフードを食べさせなければいけないと教えられましたが、ライフステージが異なる犬あるいは猫を数頭飼育している場合に、どのように管理すればよいのでしょうか？

A

一般的に幼犬・幼猫は成犬・成猫に比べて体重あたりの食餌エネルギーを何倍も必要とします。したがって、成犬用・成猫用のフードを幼犬・幼猫に与えると栄養不足になりますし、反対は、エネルギー過剰になって肥満になります。このため、ライフステージごとのフードを食べさせることは、とても重要です。複数頭を飼育する場合、例えば、子犬・子猫はケージの中でフードを食べさせる。食餌の時間が終わったら、すぐに片付ける。食餌時間をずらす。食餌を与える場所をそれぞれ変えるなどの工夫が考えられます。

Q4

獣医さんから療法食の使用を薦められましたが、なかなか食べてくれません。食べてもらうために、なにか良い方法はないでしょうか？

A

急にフードを切替えると、犬や猫は慣れないフードに戸惑い食べないことがあります。また、嘔吐・下痢などの原因になる可能性がありますので、これまでのフードに少しずつ療法食を混ぜ、徐々にその量を増やしながら、1週間くらいかけて根気良く切替を行ってください。どうしても食べない場合は獣医師にご相談ください。

Q5

複数の犬あるいは猫を飼育しているのですが、1頭だけ療法食を与えなければいけません。どのような管理が必要でしょうか？

A

1頭だけを違う場所で給餌するなど、食餌の時間や場所を分けて優先的に与えるとよいでしょう。他の犬や猫が食餌をしている時間は、別の場所に移動させるなど他の犬や猫が食べている場所に近づけないようにコントロールしてください。

Q6

1種類のフードを与え続けているとすぐに飽きてしまい、仕方がないので、ジャーキーなどに頼ってしまいがちです。フードを飽きないで食べてもらう方法はないでしょうか？

A

まず、同じフードに飽きる「原因」を考える必要があります。

塩分、脂肪含有量が高い味の強いものを覚えると、さらに味の強いフードを求めていく可能性があります。そのようなフードを長期に与えると栄養上、健康上の問題をおこしかねません。「フードに飽きる」背景には、家族の誰かが人の食事を与えていたり、味の強いおやつを与えていたりすることが原因になっているケースがあります。フードを食べなくてもおやつなどで栄養をとらせようとせず、次の食餌時間まで放っておくのも一つの方法です。

また、フードに飽きやすい犬・猫の場合は、日頃から数種類のフードをローテーションさせてはいかがでしょうか。その場合、同じ栄養組成の製品の中で味が異なるものに変えてみたり、ドライフード、ウエットフードを試したりするのが良いでしょう。同じフードに犬または猫用のトッピングやふりかけを混ぜて与えてみるのも一つの方法です。

Q7

離乳食から普通食への切替えや成犬（猫）用からシニア用フードへの切替えのタイミングや、切替えの方法を教えてください。

A

離乳食から普通食への切替え時期と方法

犬又は猫の種類や個体差がありますが、生後約 50 ～ 60 日位から普通食への切り替えを行ってください。ドライフードをふやかして与えている場合は、歯が生え揃ってきたらふやかす時間を少しずつ短くして芯がのこる程度のもので徐々に慣らし、生後 50 日以降には少しずつ固形へ切り替えましょう。

シニア用フードへの切替え時期と方法

従来の食餌に少しずつ混ぜながら移行することをお勧めします。犬は犬種によって切り替える時期が違います。シニアに入る時期は、大型犬は6-7才、小型犬は8-10才くらいからと違いがあります。猫は7-10才くらいです。

特に健康に留意しスムーズに切り替えを行えるよう、慣れた食餌に少しずつ混ぜて、1～2週間かけて徐々に切り替える事をお勧めします。

Q8

大型犬を飼育しているのですが、ドライフードと一緒にカルシウム剤をサプリメントとして与えるとよいと聞きましたが、本当ですか？ また、犬や猫用に、ビタミンやミネラルなど様々なサプリメントが市販されていますが、それらの使用方法や適切な選び方を教えてください。

A

カルシウムについては不足しても過剰でも骨の代謝に影響します。与えているフードに適切な量のカルシウムが含まれている場合は、サプリメントの給与によって過剰になり、一部の犬種では股異形成や骨軟骨症などの発育期の整形外科疾患にもつながります。

特に、成長期の大型犬がカルシウムを過剰摂取すると、骨格異常を起こすこともあります。基本的に、必要量のカルシウムは総合栄養食（大型犬用）を与えていれば、足りるようになっています。なお、カルシウムが多めに含まれる小型犬用のフードを大型犬には与えないよう気をつけてください。

また、ビタミンやミネラルについても、犬又は猫が健康で何の問題もなければ、サプリメントは特に必要なく、バランスのとれたフードを与えることで十分と思われます。必要な場合は、それぞれの犬や猫が本当に補う必要のある栄養成分を獣医師に相談の上で、サプリメント等を与えることをお勧めします。

参考資料

- 阿部又信（日本小動物獣医師会動物看護師委員会監修）. 2008. 動物看護のための小動物栄養学 改訂3版. ファームプレス. 東京
- Burkholder WJ & Bauer JE. 1998. Foods and techniques for managing obesity in companion animals. *Journal American Veterinary Medicine Association*. Mar 1; 212 (5) 658-662
- Bailoni L & Cerchiaro I. 2005. The role of feeding in the maintenance of well-being and health of geriatric dogs. *Veterinary Research Community*, Aug 29 Suppl 2. 54 – 55
- Department for Environment Food and Rural Affairs. 2008. Consultation on code of practice for the welfare of cats
- Department for Environment Food and Rural Affairs. 2008. Consultation on code of practice for the welfare of dogs
- Hand Thatcher Remillard Roudebusg (本好茂一監修). 2001. 小動物の臨床栄養学 第4版. マーク・モーリス研究所日本事務所. 東京
- Morris JG, Rogers QR. 1994. Assessment of the nutritional adequacy of pet foods through the life cycle. *Journal of Nutrition*. 124 (12 Suppl) 2520S-2534S
- 日本小動物獣医師会ホームページ. ペットワールド ペットの基礎知識.
<http://www.jsava.com/petwoeld/index.html>
- ペットフード工業会. 2005. ペットフードハンドブック
- ペットフード工業会. 2008. 平成19年度ペットフード産業実態調査
- ペットフード公正取引協議会ホームページ. ペットフード公正取引協議会の定める「ペットフードの表示に関する公正競争規約・施行規則」の解説
<http://www.pffta.org/hyouji/hyoji.html>
- Remillard RL. 2008. Homemade diets; attributes, pitfalls, and a call for action. *Top Companion Animal Medicine*. Aug;23 (3) 137-142

飼い主のためのペットフード・ガイドライン

～犬・猫の健康を守るために～

発 行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

H P：<http://www.env.go.jp/nature/doubutsu/aigo/>

作 成：（社）日本科学飼料協会

発行日：平成 21 年 3 月

編集・デザイン：つしまみかこ